鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事
工事地名	東京都八王子市北野町～東京都八王子市館町

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 4月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 6月	
２）	事務所名	相武国道事務所　工務課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026041010		１４）	単価適用年月	2026年 5月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 5月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	道路改良工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	254日間	自　令和 8年 7月21日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 3月31日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	東京都		２２）	処 分 費 等	39,333,000	
１０）	地　　区	八王子地区		２３）	公 告 日	令和 8年 4月 6日	
１１）	河川・路線	八王子南バイパス		２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【寺田地区】		式	1		33,433,800			
道路土工		式	1		32,872,800			
掘削工(ICT)		式	1		1,748,800			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3	4,000	437.2	1,748,800			単-1号
残土処理工		式	1		31,124,000			
土質改良		m3	4,000	1,988	7,952,000			単-2号
土砂等運搬 (現場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	4,000	2,033	8,132,000			単-3号
残土等処分		m3	4,000	3,760	15,040,000			単-4号
仮設工		式	1		561,000			
交通管理工		式	1		561,000			
交通誘導警備員		人日	30	18,700	561,000			単-5号
道路改良 【館地区】		式	1		33,393,472			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装工		式	1		9,809,763			
橋面防水工		式	1		932,134			
橋面防水 車道部	塗膜防水	m2	191	2,131	407,021			単-6号
橋面防水 歩道部	塗膜防水	m2	43	2,731	117,433			単-7号
調整ｺﾝｸﾘｰﾄ 車道部	18-8-25（高炉）	m3	5	31,360	156,800			単-8号
嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ 歩道部	18-8-25（高炉）	m3	8	31,360	250,880			単-9号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【ゆりのき台跨道橋】		式	1		751,758			
基層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 3.0m超	m2	201	1,833	368,433			単-10号
表層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 3.0m超	m2	201	1,445	290,445			単-11号
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	43	2,160	92,880			単-12号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【市道796号】		式	1		8,125,871			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	1,160	618.5	717,460			単-13号
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	1,150	688.3	791,545			単-14号
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	1,100	1,797	1,976,700			単-15号
中間層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	1,100	1,705	1,875,500			単-16号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	1,100	1,729	1,901,900			単-17号
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	m2	370	911.8	337,366			単-18号
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	m2	370	1,420	525,400			単-19号
防護柵工		式	1		2,263,020			
路側防護柵工		式	1		1,095,540			
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	塗装品 Gr-C-4E 50m以上100m未満 曲線部補正有	m	93	11,780	1,095,540			単-20号
防止柵工		式	1		1,167,480			
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m	141	8,280	1,167,480			単-21号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工		式	1		310,979			
区画線工		式	1		310,979			
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	443	410.6	181,895			単-22号
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	124	1,041	129,084			単-23号
張出歩道工		式	1		10,305,510			
張出歩道工		式	1		8,163,400			
床掘り	土砂	m3	100	2,424	242,400			単-24号
埋戻し	土砂	m3	70	4,370	305,900			単-25号
張出歩道		m	53	134,200	7,112,600			単-26号
現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25（高炉）	m3	5	100,500	502,500			単-27号
階段工		式	1		2,142,110			
床掘り(掘削)	土砂	m3	30	1,360	40,800			単-28号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	土砂	m3	30	4,370	131,100			単-29号
階段 (1)		m2	10	92,120	921,200			単-30号
階段 (2)		m2	2	119,100	238,200			単-31号
階段 (3)		m2	13	62,370	810,810			単-32号
排水構造物工		式	1		9,395,200			
作業土工		式	1		92,180			
床掘り	土砂	m3	20	2,424	48,480			単-33号
埋戻し	土砂	m3	10	4,370	43,700			単-34号
側溝工		式	1		6,988,870			
函渠型側溝		m	146	27,580	4,026,680			単-35号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	m	220	11,450	2,519,000			単-36号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	m	18	11,470	206,460			単-37号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (3)	PU1-B450-H450	m	13	18,210	236,730			単-38号
管渠工		式	1		972,000			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ600	m	27	36,000	972,000			単-39号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		1,342,150			
現場打ち集水桝 (1)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	85,070	85,070			単-40号
現場打ち集水桝 (2)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	2	96,040	192,080			単-41号
現場打ち集水桝 (3)	現場打材 18-8-25(高炉）法面作業補正無	箇所	2	273,000	546,000			単-42号
現場打ち集水桝 (4)	現場打材 18-8-25(高炉）法面作業補正無	箇所	1	274,400	274,400			単-43号
現場打ち集水桝 (5)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	120,300	120,300			単-44号
現場打ち集水桝 (6)	現場打材 18-8-25(高炉）法面作業補正無	箇所	1	124,300	124,300			単-45号
仮設工		式	1		1,309,000			
交通管理工		式	1		1,309,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員		人日	70	18,700	1,309,000			単-46号
道路改良 【八王子南BP保全】		式	1		63,558,790			
道路土工		式	1		48,220,200			
残土処理工		式	1		48,220,200			
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3	6,000	255.7	1,534,200			単-47号
土質改良		m3	6,000	1,988	11,928,000			単-48号
土砂等運搬 (仮置き場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	6,000	2,033	12,198,000			単-49号
残土等処分		m3	6,000	3,760	22,560,000			単-50号
除草工		式	1		10,493,000			
道路除草工		式	1		10,493,000			
道路除草(複合)		m2	50,000	175.2	8,760,000			単-51号
除草処分		m2	50,000	34.66	1,733,000			単-52号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
巡視･巡回工		式	1		954,490			
道路巡回工		式	1		954,490			
通常巡回		回	31	30,790	954,490			単-53号
応急処理工		式	1		2,563,400			
応急処理作業工		式	1		2,563,400			
応急作業		式	1		2,563,400			内-1号
仮設工		式	1		1,327,700			
交通管理工		式	1		1,327,700			
交通誘導警備員		人日	71	18,700	1,327,700			単-54号
直接工事費		式	1		130,386,062			
共通仮設費		式	1		15,011,825			
共通仮設費		式	1		2,904,825			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術管理費		式	1		1,211,825			
土質等試験費	土壌試験	検体	3	183,200	549,600			単-55号
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		598,000			内-2号
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-3号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,693,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		12,107,000			
純工事費		式	1		145,397,887			
現場管理費		式	1		35,640,000			
工事原価		式	1		181,037,887			
一般管理費等		式	1		25,422,113			
工事価格		式	1		206,460,000			
消費税相当額		式	1		20,646,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事費計		式	1		227,106,000			

一式当たり内訳書

応急作業

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務】								
土木一般世話役		人	20	34,400	688,000			
普通作業員		人	60	27,000	1,620,000			
【機械賃料】								
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	通称４ｔ積級	日	20	5,720	114,400			
トラック［クレーン装置付］	通称４～４．５ｔ積級　吊能力２．９ｔ	日	20	7,050	141,000			
合　計					2,563,400			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
合　計					598,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用	技術員：1.75人	式	1		64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	437.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	437.2	437.2	
計					437.2	
単価					437.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	土質改良		単位	m3	数量	1	単価	1,988

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質改良（石灰改良）	ﾊﾞｯｸﾎｳ攪拌　改良材ﾌﾚｺﾝﾊﾟｯｸ　添加量60kg/m3	m3	1	505.7	505.7	
【材料費】						
生石灰	ﾌﾚｺﾝﾊﾟｯｸ	t	0.06	24,700	1,482	
計					1,987.7	
単価					1,988	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	土砂等運搬 (現場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	2,033

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 11.0km以下	ｍ３	1	2,033	2,033	
計					2,033	
単価					2,033	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		ｍ３	1	3,760	3,760	
【処分費：３，７６０円/ｍ３】						
計					3,760	
単価					3,760	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	18,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ｂ			人日	1	18,700	18,700		
計						18,700		
単価						18,700	円／人日	

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	橋面防水 車道部	塗膜防水	単位	m2	数量	1	単価	2,131
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜系防水		新設 有 37.7m/100m2 無 200m2以上 無 無	ｍ２	1	2,131	2,131		
計						2,131		
単価						2,131	円／m2	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	橋面防水 歩道部	塗膜防水	単位	m2	数量	1	単価	2,731

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗膜系防水	新設 有 76.9m/100m2 有 76.9m/100m2 200m2以上 無 無	ｍ２	1	2,731	2,731	
計					2,731	
単価					2,731	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	調整ｺﾝｸﾘｰﾄ 車道部	18-8-25（高炉）	単位	m3	数量	1	単価	31,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	1	31,360	31,360	
計					31,360	
単価					31,360	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ 歩道部	18-8-25（高炉）	単位	m3	数量	1	単価	31,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	1	31,360	31,360	
計					31,360	
単価					31,360	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	基層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,833

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（車道・路肩部）	3.0m超 40mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	1,833	1,833	
計					1,833	
単価					1,833	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	表層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,445

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 30mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	1,445	1,445	
計					1,445	
単価					1,445	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	単位	m2	数量	1	単価	2,160

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 30mm 再生細粒度アスコン（１３） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	2,160	2,160	
計					2,160	
単価					2,160	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	618.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	150mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	618.5	618.5	
計					618.5	
単価					618.5	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	688.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	再生粒度調整砕石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	ｍ２	1	688.3	688.3	
計					688.3	
単価					688.3	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,797

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,797	1,797	
計					1,797	
単価					1,797	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	中間層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,705

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中間層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	1,705	1,705	
計					1,705	
単価					1,705	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,729

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	1,729	1,729	
計					1,729	
単価					1,729	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	911.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（歩道部）	70mm 1層施工 再生粒度調整砕石 RM-40 全ての費用	ｍ２	1	911.8	911.8	
計					911.8	
単価					911.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（歩道部）	1.4m以上 30mm 再生細粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,420	1,420	
計					1,420	
単価					1,420	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	塗装品 Gr-C-4E 50m以上100m未満 曲線部補正有	単位	m	数量	1	単価	11,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-C-4E 塗装品 50m以上100m未満 無 無 有 加算無し	m	1	11,780	11,780	
計					11,780	
単価					11,780	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	単位	m	数量	1	単価	8,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 100m以上(標準) 無 無	m	1	8,280	8,280	
計					8,280	
単価					8,280	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	410.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	410.6	410.6	
計					410.6	
単価					410.6	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	1,041

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,041	1,041	
計					1,041	
単価					1,041	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,424

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,424	2,424	
計					2,424	
単価					2,424	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,370	4,370	
計					4,370	
単価					4,370	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	張出歩道		単位	m	数量	53.41	単価	134,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	9.92	34,540	342,636.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	78.17	1,449	113,268.33	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	16.02	5,575	89,311.5	
プレキャスト張出歩道設置	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ張出歩道10-20	m	22.47	5,779	129,854.13	
プレキャスト張出歩道設置	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ張出歩道15-20	m	30.94	7,087	219,271.78	
【材料費】						
プレキャスト板張出歩道	10-20 (C)B=850×H700 LM＝1421	本	1	172,000	172,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (L)B=850×H700 L＝2000	本	3	154,000	462,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (R)B=950×H1600 L＝2000	本	1	224,000	224,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (N)B=950×H1600 L＝2000	本	1	224,000	224,000	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	張出歩道		単位	m	数量	53.41	単価	134,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト板張出歩道	10-20 (R)B=850×H700　L＝2000	本	2	154,000	308,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (N)B=850×H700　L＝2000	本	2	154,000	308,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (L)B=950×H1600　L＝2000	本	1	224,000	224,000	
プレキャスト板張出歩道	10-20 (L)B=950×H1600　L0＝1049	本	1	207,000	207,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (R)B=1150×H750　LM＝931	本	1	188,000	188,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (R)B=1150×H750　L＝2000	本	4	217,000	868,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (R)B=1150×H750　LM＝1097/1160	本	1	252,000	252,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (N)B=1150×H750　L＝2000	本	3	217,000	651,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (L)B=1150×H750　L＝2000	本	3	217,000	651,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (C)B=1150×H750　L＝2000	本	1	267,000	267,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (C)B=1150×H1650 L＝2000	本	1	329,000	329,000	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	張出歩道		単位	m	数量	53.41	単価	134,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト板張出歩道	15-20 (R)B=1150×H1650　L＝2000	本	1	279,000	279,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (N)B=1150×H750　LM＝1446	本	1	243,000	243,000	
プレキャスト板張出歩道	15-20 (C)B=1150×H750　LM1446	本	1	243,000	243,000	
グリップアンカー	M16×L=60mm	本	116	296	34,336	
寸切ボルト	SS400　L=250mm	本	116	490	56,840	
無収縮モルタル		ｍ３	0.25	311,250	77,812.5	
計					7,163,331.04	
単価					134,200	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25（高炉）	単位	m3	数量	4.7	単価	100,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	4.7	41,130	193,311	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	50	5,575	278,750	
計					472,061	
単価					100,500	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	床掘り(掘削)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	1,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	ｍ３	1	1,360	1,360	
計					1,360	
単価					1,360	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,370	4,370	
計					4,370	
単価					4,370	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	階段 (1)		単位	m2	数量	9.926	単価	92,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】						
階段ブロック設置	SP-30基本	個	39	4,365	170,235	
階段ブロック設置	SP-30基本（切断）	個	13	6,985	90,805	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 18-8-25(高炉) 一般養生 全ての費用	ｍ３	1.97	40,880	80,533.6	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	6.51	11,010	71,675.1	
モルタル練	普通 全ての費用	ｍ３	0.47	113,200	53,204	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	ｍ３	0.41	39,030	16,002.3	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	11.25	1,367	15,378.75	
メッシュ筋	φ6 □200	m2	10.3	1,228	12,648.4	
【材料費】						
階段ブロック	SP-30基本	個	52	7,693	400,036	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	階段 (1)		単位	m2	数量	9.926	単価	92,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接金網	メッシュ筋φ6　□200	ｍ２	10.3	370	3,811	
計					914,329.15	
単価					92,120	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	階段 (2)		単位	m2	数量	2.386	単価	119,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】						
階段ブロック設置	SP-30基本	個	12	4,365	52,380	
階段ブロック設置	SP-30基本（切断）	個	4	6,985	27,940	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 18-8-25(高炉) 一般養生 全ての費用	ｍ３	0.48	40,880	19,622.4	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	2.89	11,010	31,818.9	
モルタル練	普通 全ての費用	ｍ３	0.15	113,200	16,980	
コンクリート 均しコンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	ｍ３	0.11	39,030	4,293.3	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	2.67	1,367	3,649.89	
メッシュ筋	φ6 □200	m2	2.67	1,228	3,278.76	
【材料費】						
階段ブロック	SP-30基本	個	16	7,693	123,088	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	階段 (2)		単位	m2	数量	2.386	単価	119,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接金網	メッシュ筋φ6　□200	ｍ２	2.67	370	987.9	
計					284,039.15	
単価					119,100	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	階段 (3)		単位	m2	数量	12.635	単価	62,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【施工費】						
階段ブロック設置	SP-30基本	個	27	4,365	117,855	
階段ブロック設置	SP-30基本（切断）	個	9	6,985	62,865	
階段ブロック設置	SPF-30平物	個	24	1,587	38,088	
階段ブロック設置	SPF-30平物(1/2)	個	1	2,328	2,328	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 18-8-25(高炉) 一般養生 全ての費用	ｍ３	1.35	40,880	55,188	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	4.59	11,010	50,535.9	
モルタル練	普通 全ての費用	ｍ３	0.49	113,200	55,468	
コンクリート 均しコンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	ｍ３	0.25	39,030	9,757.5	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	11.88	1,367	16,239.96	
メッシュ筋	φ6 □200	m2	6.28	1,228	7,711.84	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	階段 (3)		単位	m2	数量	12.635	単価	62,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【材料費】						
階段ブロック	SP-30基本	個	36	7,693	276,948	
階段ブロック	SPF-30平物	個	24	3,760	90,240	
階段ブロック	SPF-30平物(1/2)	個	1	2,463	2,463	
溶接金網	メッシュ筋φ6　□200	ｍ２	6.28	370	2,323.6	
計					788,011.8	
単価					62,370	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,424

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,424	2,424	
計					2,424	
単価					2,424	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,370	4,370	
計					4,370	
単価					4,370	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	函渠型側溝		単位	m	数量	10	単価	27,580
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 無し	m	10	8,874	88,740		
管（函）渠型側溝		据付 各種 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	18,700	187,000		
計						275,740		
単価						27,580	円／m	

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	単位	m	数量	1	単価	11,450
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄU型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	m	1	11,450	11,450		
計						11,450		
単価						11,450	円／m	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	単位	m	数量	1	単価	11,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝	据付け 無し 無し 道路用鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝 1種 JIS A 5372 300A 300×300×2000 無し 無し 有り	m	1	11,470	11,470	
計					11,470	
単価					11,470	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (3)	PU1-B450-H450	単位	m	数量	1	単価	18,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄU型 JIS A 5372 450 450×450×600 無し 無し 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0	m	1	18,210	18,210	
計					18,210	
単価					18,210	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ600	単位	m	数量	10	単価	36,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート台付管	据付 600mm 2.5m/個 全ての費用	m	10	34,410	344,100	
モルタル練	普通 全ての費用	m３	0.14	113,200	15,848	
計					359,948	
単価					36,000	円／m

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	現場打ち集水桝 (1)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	85,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	各種 0.28m3を超え0.30m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	56,300	56,300	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	28,770	28,770	
計					85,070	
単価					85,070	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	現場打ち集水桝 (2)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正 無	単位	箇所	数量	1	単価	96,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	各種 0.34m3を超え0.36m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	63,670	63,670	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	32,370	32,370	
計					96,040	
単価					96,040	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	現場打ち集水桝 (3)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	273,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 1.29m3を超え1.36m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	198,000	198,000	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	58,470	58,470	
足掛金物	D13　200×200	個	3	5,500	16,500	
計					272,970	
単価					273,000	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	現場打ち集水桝 (4)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	274,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）	18-8-25(高炉) 1.29m3を超え1.36m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	198,000	198,000	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	59,870	59,870	
足掛金物	D13　200×200	個	3	5,500	16,500	
計					274,370	
単価					274,400	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	現場打ち集水桝 (5)	現場打材 18-8-25 (高炉) W/C指定なし 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	120,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)	各種 0.40m3を超え0.43m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	71,670	71,670	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	48,570	48,570	
計					120,240	
単価					120,300	円／箇所

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	現場打ち集水桝 (6)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	124,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)	18-8-25(高炉) 0.46m3を超え0.49m3以下 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設	箇所	1	79,810	79,810	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	44,470	44,470	
計					124,280	
単価					124,300	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	18,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ｂ			人日	1	18,700	18,700		
計						18,700		
単価						18,700	円／人日	

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	255.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込（ルーズ）		土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	255.7	255.7		
計						255.7		
単価						255.7	円／m3	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	土質改良		単位	m3	数量	1	単価	1,988

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質改良（石灰改良）	ﾊﾞｯｸﾎｳ攪拌　改良材ﾌﾚｺﾝﾊﾟｯｸ　添加量60kg/m3	m3	1	505.7	505.7	
【材料費】						
生石灰	ﾌﾚｺﾝﾊﾟｯｸ	t	0.06	24,700	1,482	
計					1,987.7	
単価					1,988	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	土砂等運搬 (仮置き場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	2,033

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 11.0km以下	ｍ３	1	2,033	2,033	
計					2,033	
単価					2,033	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		ｍ３	1	3,760	3,760	
【処分費：３，７６０円/ｍ３】						
計					3,760	
単価					3,760	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	道路除草(複合)		単位	m2	数量	1	単価	175.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		有り ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ･通称2t積級) 30.0km以下 全ての費用	ｍ２	1	175.2	175.2		
計						175.2		
単価						175.2	円／m2	

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－52号	除草処分		単位	m2	数量	1	単価	34.66
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（ｍ３）			ｍ３	0.01	3,466	34.66		
計						34.66		
単価						34.66	円／m2	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－53号	通常巡回		単位	回	数量	1	単価	30,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路巡回	４ｈ／回	回	1	30,790	30,790	
計					30,790	
単価					30,790	円／回

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－54号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,700	18,700	
計					18,700	
単価					18,700	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－55号	土質等試験費	土壌試験	単位	検体	数量	1	単価	183,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【溶出試験２７項目一斉分析（前処理費含む）】						
土質等試験費（一式入力）	141千円	式	1		141,000	
【含有試験９項目】						
土質等試験費（一式入力）	42.15千円	式	1		42,150	
計					183,150	
単価					183,200	円／検体

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【寺田地区】		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3		4,000		
残土処理工		式		1		
土質改良		m3		4,000		
土砂等運搬 (現場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		4,000		
残土等処分		m3		4,000		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【館地区】		式		1		
舗装工		式		1		
橋面防水工		式		1		
橋面防水 車道部	塗膜防水	m2		191		
橋面防水 歩道部	塗膜防水	m2		43		
調整ｺﾝｸﾘｰﾄ 車道部	18-8-25（高炉）	m3		5		
嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ 歩道部	18-8-25（高炉）	m3		8		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【ゆりのき台跨道橋】		式		1		
基層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 3.0m超	m2		201		
表層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 3.0m超	m2		201		
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		43		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 【市道796号】		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		1,160		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		1,150		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		1,100		
中間層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		1,100		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		1,100		
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	m2		370		
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 1.4m以上	m2		370		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	塗装品 Gr-C-4E 50m以上100m未満 曲線部補正有	m		93		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m		141		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		443		
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		124		
張出歩道工		式		1		
張出歩道工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
張出歩道		m		53		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25（高炉）	m3		5		
階段工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
階段 (1)		m2		10		
階段 (2)		m2		2		
階段 (3)		m2		13		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
側溝工		式		1		
函渠型側溝		m		146		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	m		220		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	m		18		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 (3)	PU1-B450-H450	m		13		
管渠工		式		1		
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ600	m		27		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		
現場打ち集水桝 (1)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 (2)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		2		
現場打ち集水桝 (3)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場打ち集水桝 (4)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 (5)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 (6)	現場打材 18-8-25（高炉）W/C指定なし 法面作業補正無	箇所		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
道路改良 【八王子南BP保全】		式		1		
道路土工		式		1		
残土処理工		式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3		6,000		
土質改良		m3		6,000		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬 (仮置き場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		6,000		
残土等処分		m3		6,000		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合)		m2		50,000		
除草処分		m2		50,000		
巡視･巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回		回		31		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費	土壌試験	式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ
改良その３工事

特記仕様書

令和８年４月

国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所

第 1 章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　東京都八王子市北野町地先　緯度　35°38’54”　経度　139°21’8”
終点　東京都八王子市館町地先　緯度　35°37’53”　経度　139°17’10”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道２０号バイパスにおいて、寺田地区の掘削、館地区の舗装、道路付属施設の設置及び改築事業区間における除草工などの道路保全を行うものである。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ１Ｇ国道２０号八王子南ＢＰゆりのき台跨道橋外詳細設計業務	4038166215
Ｒ３Ｇ国道２０号八王子南ＢＰ外道路詳細修正設計他業務	4046553513
Ｒ４Ｇ国道２０号八王子南ＢＰ道路詳細修正設計他業務	4048837683
Ｒ５Ｇ国道２０号八王子南ＢＰ外橋梁詳細修正設計他業務	4052271135
Ｒ５Ｇ国道２０号八王子南ＢＰ道路詳細修正設計他業務	4052306666

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技

術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．　契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．　予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

なお、対象となる工種は別途監督職員より指示するものとする。

第１４条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事に

おける工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１７条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３.監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５.受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等

の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２４条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤（車道・路肩部）、張出歩道、階段工、函渠型側溝、プレキャストＵ型側溝
再生細粒度アスファルト混合物	RA③	表層（歩道部）
再生粗粒度アスファルト混合物	RA①	基層（車道・路肩部）中間層（車道・路肩部）
再生密粒度アスファルト混合物	RA②	表層（車道・路肩部）
再生粒度調整砕石	RM-40	上層路盤（車道・路肩部・歩道部）

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104　号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議す

るものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （道路巡回等）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２８条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２９条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

・完成平面図 SXF データ（.P21）

・完成縦断図 SXF データ（.P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３０条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定）の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（土工）について（発注者指定型）

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活

用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。
対象は、土工を含む工事とする。
① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量 1,000 ㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（【メモ】ただし、以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督

職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３４条　ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥未満）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

【土工数量 1,000 ㎥以上の場合】

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2
・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

【土工数量 1,000 ㎥未満の場合】

土工数量 1,000 ㎥未満における３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３６条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３７条　BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１　推奨項目一覧」や過

去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
出来あがり全体イメージの確認	出来あがりの完成形状を３次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認	２次元モデルでは表現が難しい箇所を３次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や２次元図面の精度向上を図る。
【推奨項目】	
施工数量算出	３次元モデルを利用し、体積、面積、員数等を算出する。
ＩＣＴ施工での活用	設計で作成した３次元モデルを基にＩＣＴ建設機械等に取り込み施工に利用する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1 ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※２部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみを入力し、その他は任意とする。 ※３　道路土構造物、橋梁等の分類の名称

１ BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成担当者

８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２ BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成す

る。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３ 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４ その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３８条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第３９条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、本工事は「国土強靭化５か年加速化対策」に関する工事であり、標示施設の明示に当たっては**別添―０５**を参考とすること。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、下表の通り計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
すべての工種	昼間	１７１人（うち有資格者０人）	

６．地盤改良に用いる生石灰の使用にあたっては、十分留意するとともに関係法規を遵守しなければならない。

７．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第４０条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真

夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４１条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管

理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４２条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４３条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４４条　交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４５条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和８年度以降に

及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４６条　環境対策（低騒音型建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４７条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４８条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４９条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった

場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５０条　通行許可等

１．　受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．　受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５１条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴ 仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

⑵ 営繕関係

現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施するものとする。

⑶ 安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

⑷ 地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５２条　工期

１．工期は、雨天、休日等１０５日を見込み、令和９年３月３１日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土

曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．８３

※ 雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ） １日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ） ８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１１日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（東京観測所）及環境省（東京地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５３条　工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５４条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５５条　週休二日の対応（完全週休２日（土日））

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
　受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。
２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
１）週休２日
①完全週休２日（土日）
　対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
②月単位の週休２日
　対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
　なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場

合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５６条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八王子観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５７条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。
ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第５８条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ６国道２０号八王子南ＢＰゆりのき台跨道橋上部工事	No.293+11.4	令和７年３月２５日 ～ 令和８年７月２４日
Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他工事	No.1+0.0 ～ No.350+0.0	令和７年３月２日 ～ 令和８年９月３０日
Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ殿入高架橋遮音壁工事	No.266+0.0	令和８年４月２０日

	～ No.305+0.0	～ 令和８年１２月２５日
Ｒ８国道２０号八王子南ＢＰ館地区改良その２８工事	No.293+00.00 ～ No.300+18.89	令和７年６月１５日～ 令和９年３月３１日

第５９条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６０条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５９条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載

する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６１条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はし

ないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６２条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事

検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６３条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案を採否等

１）ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものと

する。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６４条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５９条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６５条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第６６条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第６７条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事の施工体制の点検補助を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第６８条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６９条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７０条　施工者と契約した第三者による品質証明の試行

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和 5 年 6 月 1 日付け国会公契第 11 号、国官技第 64 号、国北予第 7 号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照）に基づき実施するものとす

る。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

４．品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

③品質証明の期間

④契約金額

５．品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

６．品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

７．契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

８．品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

９．アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

１０．実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

１１．品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

１２．品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は７１日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

１３．業務効率化

（１） 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

（２）受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

１４．確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3 者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

１５．ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第７１条　工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７２条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７３条　書類限定調査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対

象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７４条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７５条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第７６条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第７７条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７８条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７９条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８０条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第８１条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８２条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８３条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれら

を廃棄又は消去するとともに、証明書（**別紙－２**）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８４条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８５条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８６条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　土工

第８７条　建設発生土の受け入れ地

１．発生土の受け入れ場所は、ＵＣＲ八王子地区（５）（東京都八王子市小津町２－３）とする。(運搬距離Ｌ＝１１．０km)

２．発生土の受け入れ条件(小割、仮置き等)は、次のとおりとする。

1)捨土の種類

最大寸法３００mm 以下の塊を含む発生土は可。

2)受け入れ時間

８：３０～１６：３０

３．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

４．工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第８８条　建設発生土の情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・ＦＡＸ等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１．工事件名、工事概要、工事場所

２．工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先

３．工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

４．建設発生土の運搬業者名

５．建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所

６．建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

７．建設発生土の搬出時期（搬出期間）

８．建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m3）

第８９条　土質試験

本工事で掘削し、ＵＣＲ八王子地区（５）へ搬出する残土については、土質試験を 5,000m3 毎に１回行う。

なお、土質試験は「平成３年環境省告示第４６号付表」及び「平成１５年環境省告示第１９号付表」に定める方法とし、対象項目は下記のとおり見込んでいる。

【土質試験項目】

試験方法	試験項目	回数
溶出試験 （２７項目）	(1)カドミウム、(2)全シアン、(3)有機リン、(4)鉛、(5)六価クロム、(6)砒素、(7)総水銀、(8)アルキル水銀、(9)ＰＣＢ、(10)ジクロロメタン、(11)四塩化炭素、(12)1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、(13)1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、(14)1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、(15)1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、(16)1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、(17)ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、(18)ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、(19)1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、(20)チウラム、(21)シマジン、(22)チオベンカルブ、(23)ベンゼン、(24)セレン、(25)ふっ素、(26)ほう素 、(27)クロロエチレン	３
含有量試験 （９項目）	(1)水銀及びその化合物、(2)カドミウム及びその化合物、(3)鉛及びその化合物、(4)砒素及びその化合物、(5)六価クロム化合物、(6)ふっ素及びその化合物、(7)ほう素及びその化合物、(8)セレン及びその化合物、(9)遊離シアン	３

第９０条　土質改良

１．土質改良に用いる固化剤は生石灰とする。

２．固化剤の配合量は、60kg/m3を見込んでいる。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。配合試験については、監督職員と協議するものとする。

３．混合は、バックホウを見込んでいる。

なお、施工に当たっては現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要が生じた場合は監督職員と協議するもの とする。

第４章　無筋・鉄筋コンクリート

第９１条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

工種	用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメント種類
橋面防水工	調整コンクリート、嵩上げコンクリート	25mm(20)	8cm	W/C=60%以下	18N/mm2	高炉セメントＢ種
張出歩道工	張出歩道、現場打ちコンクリート、	25mm(20)	8cm	W/C=60%以下	18N/mm2	高炉セメントＢ種
階段工	階段工	25mm(20)	8cm	W/C=60%以下	18N/mm2	高炉セメントＢ種
階段工	階段工（均しコンクリート）	25mm(20)	12cm		24N/mm2	高炉セメントＢ種
排水構造物工	現場打ち街渠桝、函渠型側溝	25mm(20)	8cm	－	18N/mm2	高炉セメントＢ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年 8 月一部改正)により行うものとする。

３．上表のコンクリート打設については、コンクリートポンプ車による圧送を見込んでいるが、現地条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ変更するものとする。

第９２条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)

・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。

・道路照明、標識、防護柵等の構造物。

・耐久性を期待しない構造物。

第９３条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は、１：３とする。

第５章　一般施工

第９４条　防護柵設置工における出来形確保対策について

１．受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

（１）防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領（案）」という。）［国土交通省ＨＰ http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html　参照］の適用範囲外の場合

（２）受注者が測定機器を調達できない場合

（３）測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合

（４）非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合

（５）その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

４．非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。

５．ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

（１）支柱建て込み前の根入れ長測定状況

（２）支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙様式－１３）とともに監督職員へ提出する。

６．これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

７．非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第９５条　歩道舗装

１．本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

２．工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

３．施工にあたり、横断方向の勾配は 2%を標準とする。縦断方向の勾配は 5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

４．工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握し

ておくこと。

５．本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

６．歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。

（別添－３）

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

７．横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

８．横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙを標準とするものとする。

９．詳細については監督職員と協議するものとする。

第６章　土木工事材料

第９６条　コンクリート二次製品の活用

本工事で施工するプレキャストＵ型側溝について、使用する材料は、鉄筋コンクリートＵ形本体（ＪＩＳ Ａ５３７２）と再生クラッシャーラン（RC-40）である。

また、使用する鉄筋コンクリートは、下表の通りである。

呼び名	参考重量（ｋｇ）	寸法（mm）
３００Ａ	３４８	３００×３００×２０００
３００Ｂ	７９	３００×３００×６００
４５０	１３４	４５０×４５０×６００

第８章　舗装工

第９７条　材料

粒状路盤材クラッシャーランは、ＲＣ―４０とする。

粒度調整路盤材料は、ＲＭ―４０とする。

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径(mm)	アスファルト量(%)	摘要
改Ａ②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	13	5.5	基層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）
ＲＡ③	再生細粒度アスコン	13	6.5	表層（歩道部）

第９８条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アス

ファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第９章　道路維持

第９９条 一般事項(応急処理工)

１．受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告)を作成し、 その確認を受けなければならない。

(1) 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。

(2) 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。

(3) 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

２．応急処理については、下記の数量を予定しているが、現場条件等により、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

項目	応急処理工（8:00-17:00）
応急処理工	土木一般世話役 ： ２０人 普通作業員 ： ６０人 ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］［４t積］：２０日 トラック［クレーン装置付］［４t積　２．９t吊付］：２０日

第１００条　除草工

１．機械除草作業は、刈り残しのないように丁寧に行うものとし、監督職員の指示により繁茂している雑草を草刈機（肩掛式）を使用して行うものとする。

２．作業区域内にある各種構造物、ガードレール等道路付属物の付近を刈り取る時は、これらの物件を損傷しないよう十分注意しながら作業を行うものとする。

３．機械除草の施工においては、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護養生を行い、道路に近接した箇所の作業は、走行車両及び歩行者に支障を及ばさないように留意すること。又、作業員の保安にも十分注意すること。

４．除草作業前には、空き缶等の障害物除去、危険物の確認及び取り除き等を行うこと。

５．除草作業の実施箇所及び実施時期については、監督職員と協議するものとする。

６．除草等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の処法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。なお、処分については下記のとおりとする。

廃棄物の種類	施設の名称	所在地
雑草（大草）	横浜市グリーン事業協同組合 横浜動物の森公園緑のリサイクルプラント	神奈川県横浜市旭区上白根町１４４２−５（Ｌ＝２９ｋｍ）

上記２．については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

受入時間

横浜市グリーン事業協同組合

横浜動物の森公園緑のリサイクルプラント　：　８時３０分～１７時３０分

第１０章　道路巡回

第１０１条　道路巡回の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態が保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、平成２６年３月３１日改正「関東地方整備局道路巡回実施要領（案）」（以下、「巡回要領」という。）に準じて行うものとする。

第１０２条　履行体制等

１．期間

令和８年６月１５日から令和８年３月３１日までの間

２．場所

（１）国道２０号八王子南ＢＰ

（自：東京都八王子市北野町 至：東京都八王子市館町）

３．従事体制及び回数

体制：道路巡回員（土木一般世話役）０．５人／回

ライトバン［二輪駆動］運転　０．５日／回

回数：３１回（６日に１回）

４．履行時間

１回当たり８時３０分～１７時１５分のうちの４時間を見込んでいる。

５．その他

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

巡回開始時期に変更が生じた場合は、監督職員の指示によるものとする。

第１０３条　道路巡回員等の任務

１．事前準備

道路巡回の出発にあたり巡回区間の状況を把握し、必要な機材の確認を行う等十分な準備を行うこと。

２．路上障害等発見時の措置

道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見した場合もしくは道路の不法占用を発見した場合などは、その状況について調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応を行うものとす

る。

なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。

（１）落下物を発見した時

（２）路面ポットホールを発見した時

（３）ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷、陥没等）を発見した時

（４）交通に危険を及ぼす恐れのある油漏れ等の汚染を発見した時

（５）道路付属物（側溝、縁石等）の損傷を発見した時

（６）道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見した時

（７）防災施設（擁壁、法面等）の異常を発見した時

（８）交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見した時

（９）不適切な交通規制方法による工事を発見した時

（10）土砂崩れや落石を発見した時

（11）交通に危険を及ぼす恐れのある道路区域外の倒木等を発見した時

（12）ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見した時

（13）路面冠水・路面凍結を発見した時

（14）不法占用を発見した時

（15）道路工事許可を得ていない工事を発見した時

（16）交通事故を目撃し、道路管理者として対応が必要な時

（17）その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見した時

３．安全対策の徹底

任務遂行にあたっては、以下の安全対策を行うものとする。

（１）後続車両の追突防止を図ること。

（２）車は安全な場所に駐車すること。

（３）その他、交通量、気象状況、地形等を考慮し必要な対策を講ずること。

４．道路巡回状況の資料化

（１）道路巡回中に行った措置について、必ず写真撮影を行うものとする。

（２）占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管路状況の記録を行うこと。

５．パトロール日誌の提出

道路巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。

（１）道路巡回により把握した事項、措置した事項についてはパトロール日誌を作成のうえ、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後、監督職員に提出すること。

（２）パトロール日誌の様式及び記入方法については、「巡回要領」に準じて行うものとする。

（３）道路巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

第１１章　その他

第１０４条　震災対策

１.地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０５条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案)』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

① 道路施設台帳作成総括表

② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データ一覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第１０６条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。

２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第１０７条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

以上

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５８条 第５７条 第５２条 第５２条
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第４６、４７条
安全対策関係	□ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第３９条
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第８７条

概略工事工程表
工事名　：　Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事

工種		単位	数量	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考（パーティ（ｐｔ）数等）
準備工		式	1											40日
【寺田地区】		式	1											1ｐｔ
掘削工		式	1											1ｐｔ
【館地区】		式	1											1ｐｔ
舗装工		式	1											1ｐｔ
張出歩道工		式	1											1ｐｔ
階段工		式	1											1ｐｔ
排水構造物工		式	1											1ｐｔ
【八王子南ＢＰ保全】		式	1											1ｐｔ
掘削工（仮置土）		式	1											1ｐｔ
除草工		式	1											1ｐｔ
応急処理工 巡視・巡回工		式	1											1ｐｔ
後片付け		式	1											20日
制約条件	関係工事調整	－												Ｒ６国道２０号八王子南ＢＰゆりのき台跨道橋上部工事
		－												Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他工事
		－												Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ殿入高架橋遮音壁工事
		－												Ｒ８国道２０号八王子南ＢＰ館地区改良その２８工事
	年末年始、お盆 出水期間	－												・８月中旬、１２月下旬

※任意で設定可能

余裕期間

≪余裕期間制度（フレックス）の活用について≫

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保当の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

標示施設のイメージ（案）

○○の工事をしています。
ご協力をお願いします。

（対策又はプロジェクト名等）

○○○○のため、
○○の工事をしています

工事期間：令和○年○月○日まで

国土強靭化（きょうじんか）対策工事
（5か年加速化対策）

発注者　国土交通省○○地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話　＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
受注者　○○○○建設株式会社
電話　＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊

位置図 S=1:50,000

一般国道20号平面図（八王子南バイパス）

至 東京都八王子市館町地先

工事延長 L=6.8km

八王子南BP保全
道路土工 1式
除草工 1式
巡視・巡回工 1式
応急処理工 1式

自 東京都八王子市北野町地先

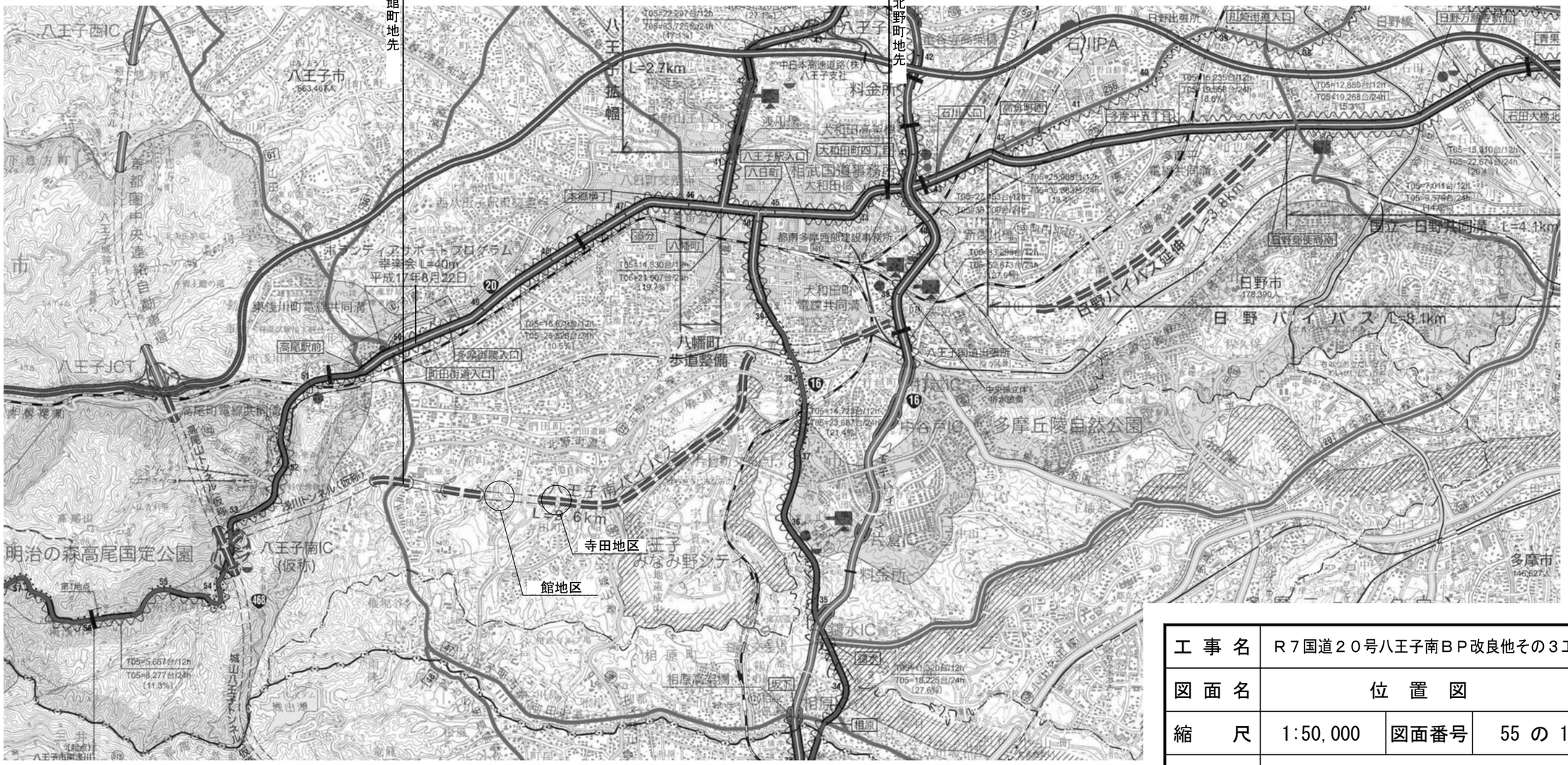

1:50,000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000m

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事						
図面名	位置図						
縮尺	1:50,000	図面番号	55 の 1				
年月日	令和 8 年 4 月 日						
設計会社名	セントラルコンサルタント 株式会社 株式会社 長大 日本工営 株式会社 大日本コンサルタント 株式会社 東京コンサルタンツ 株式会社						
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名	国土交通省 相武国道事務所						

平面図 S=1:500
（寺田地区）

凡例

掘削工

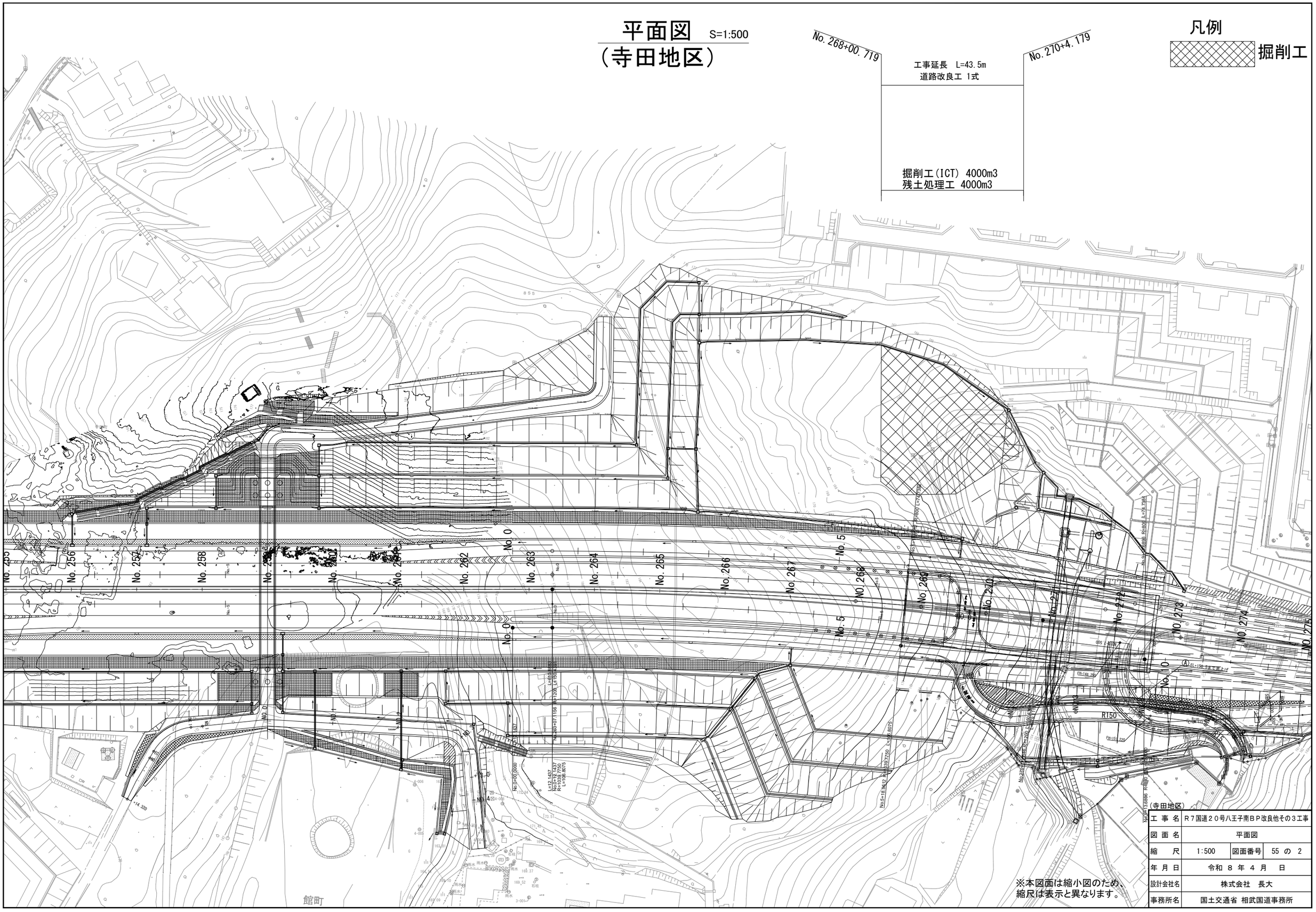

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（寺田地区）

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図		
縮 尺	1:500	図面番号	55 の 2
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	株式会社 長大		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横　断　図（1）　S=1:200

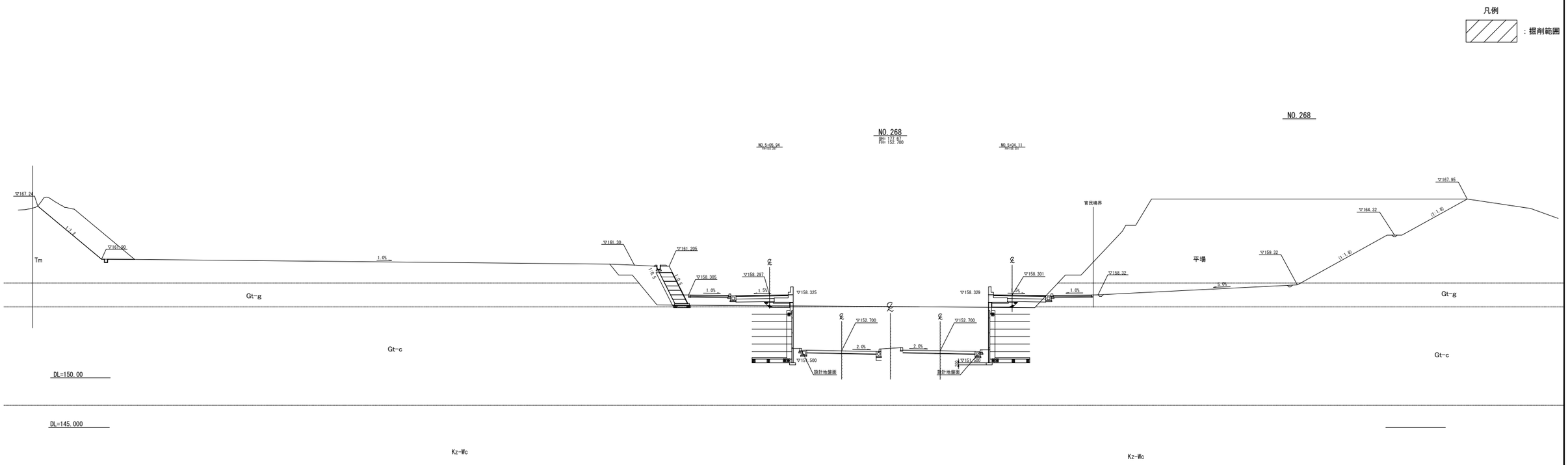

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（寺田地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(1)		
縮　　尺	1:200	図面番号	55 の 3
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	株式会社　長大		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横　断　図（2）　S=1:200

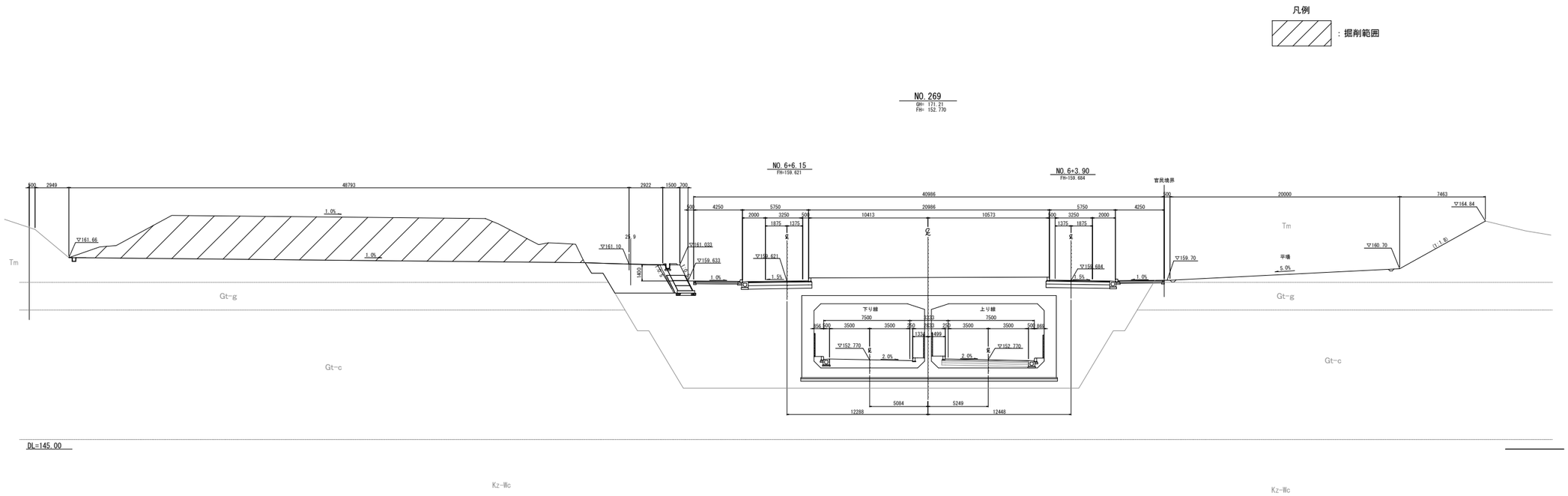

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（寺田地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(2)		
縮　　尺	1:200	図面番号	55 の 4
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	株式会社　長大		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横　断　図（3）　S=1:200

凡例

：掘削範囲

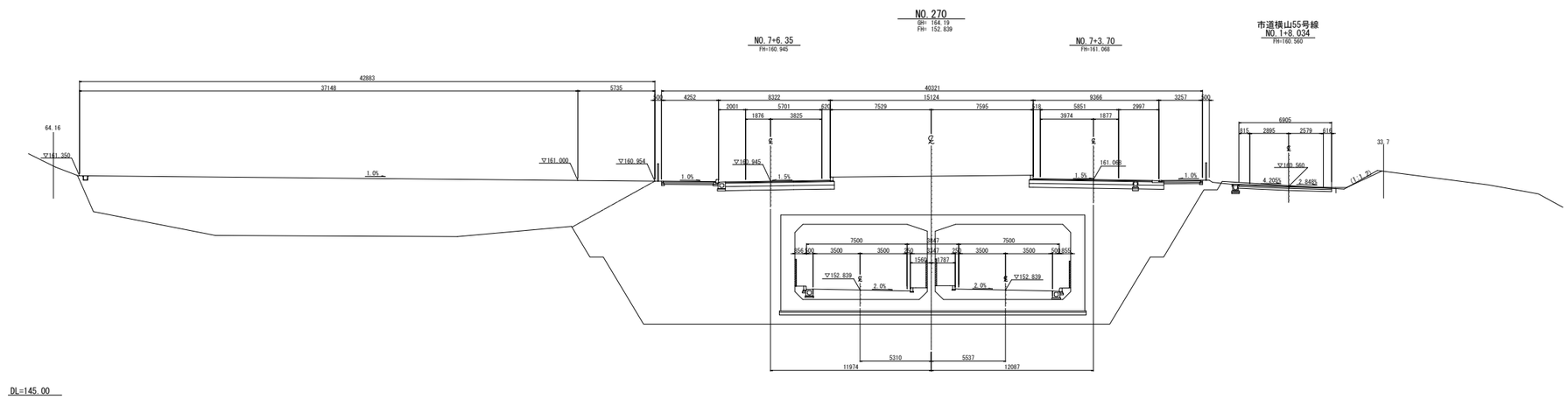

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（寺田地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(3)		
縮　　尺	1:200	図面番号	55 の 5
年 月 日	令和 8 年 4 月　日		
設計会社名	株式会社　長大		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平面図 S=1:500
（館地区）

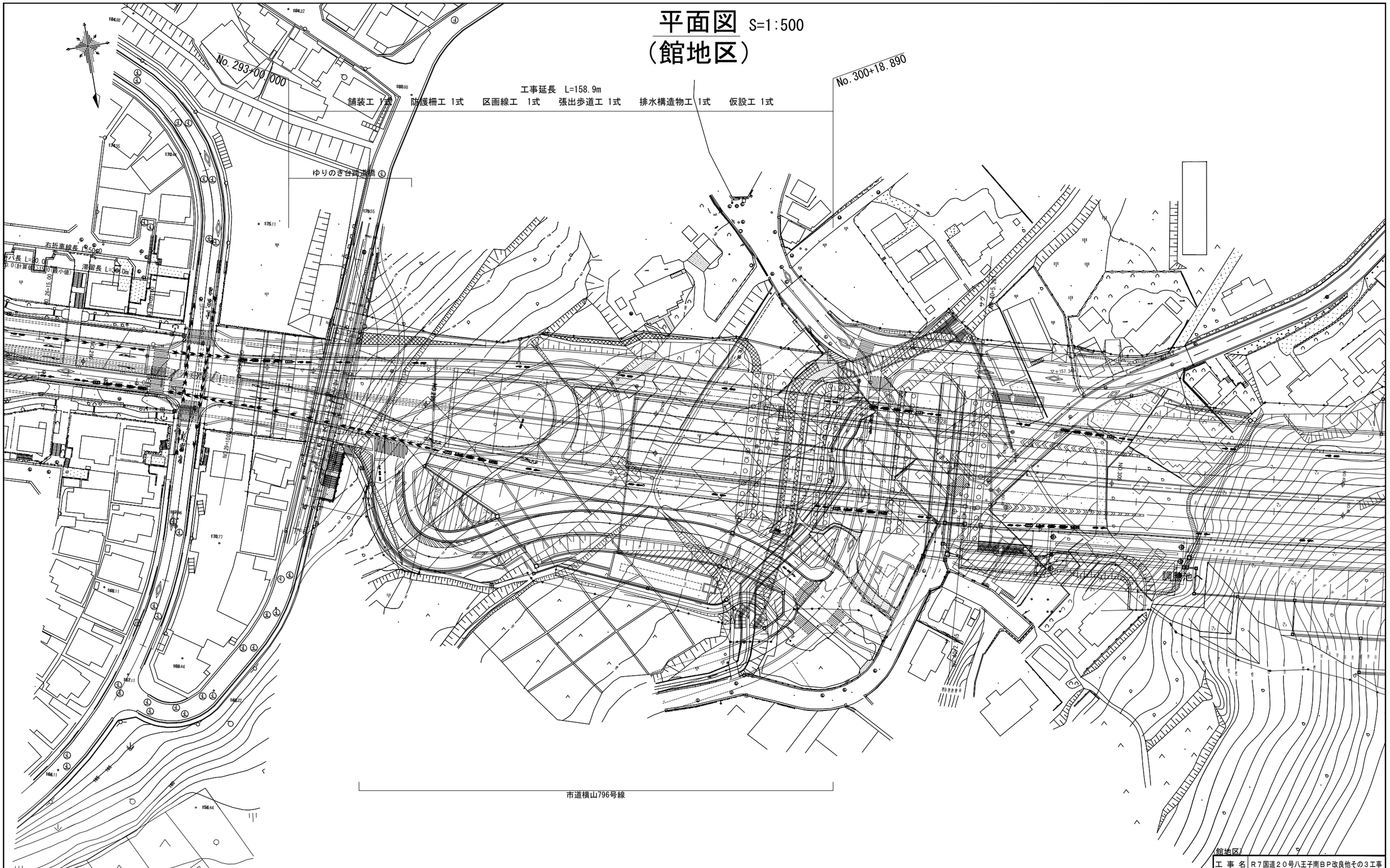

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 6
年 月 日	令和 8 年 4 月　日		
設計会社名	株式会社　長大		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

縦断図

V=1:200
H=1:1000

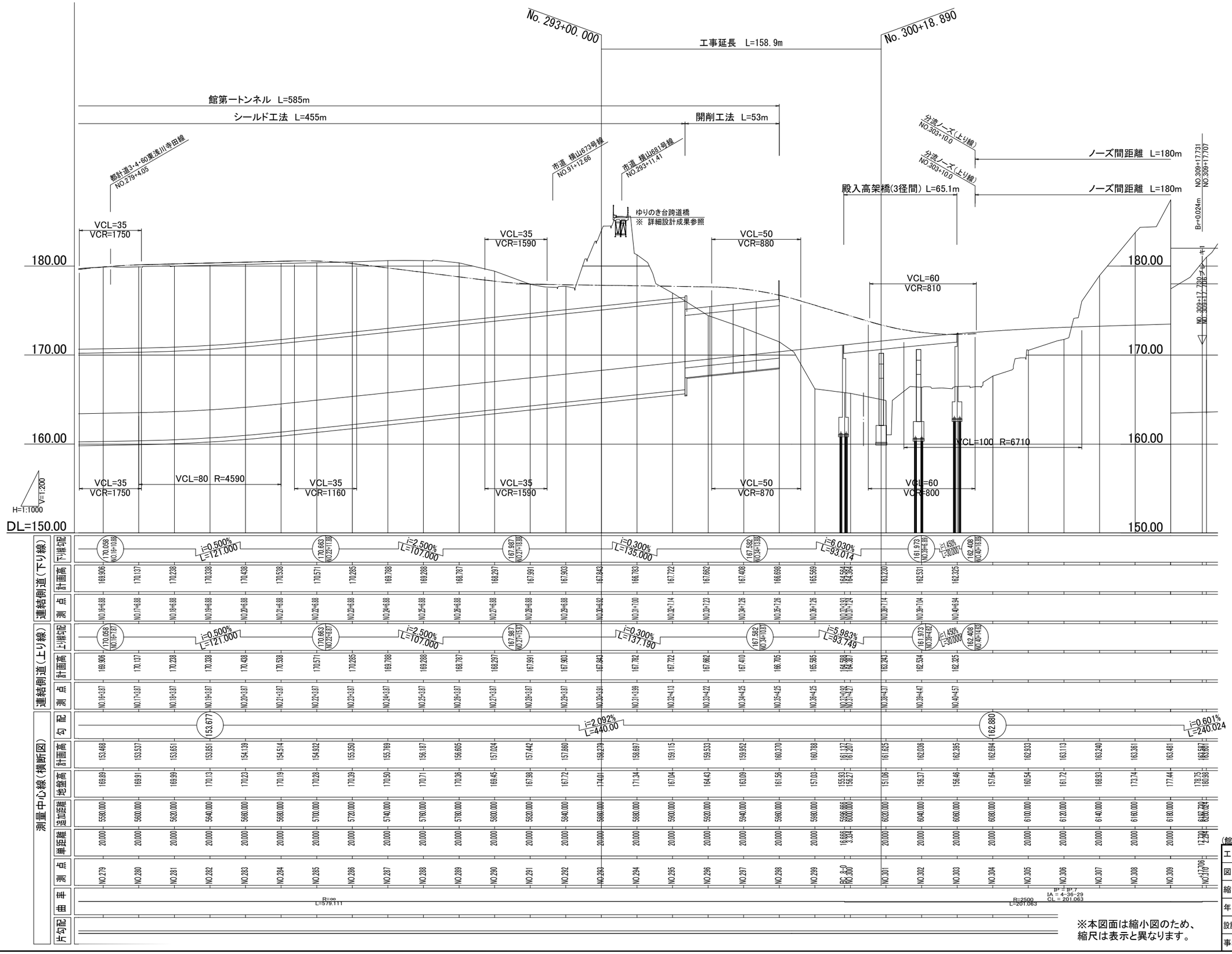

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	縦断図		
縮尺	図示	図面番号	55 の 7
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図　S=1:100

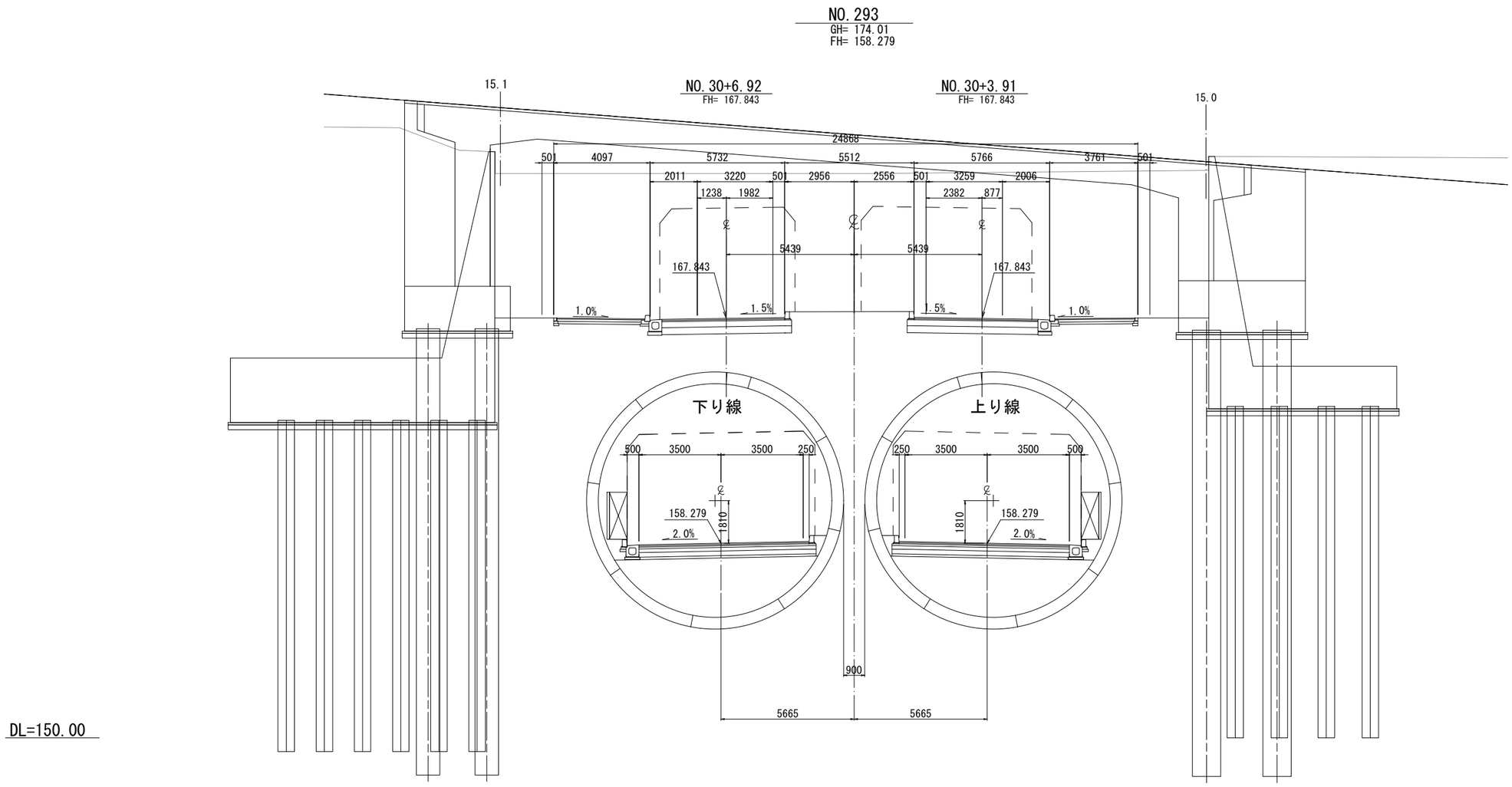

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図		
縮　　尺	1:100	図面番号	55 の 8
年 月 日	令和 8 年 4 月　日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 上部工構造一般図

側 面 図 S=1:100

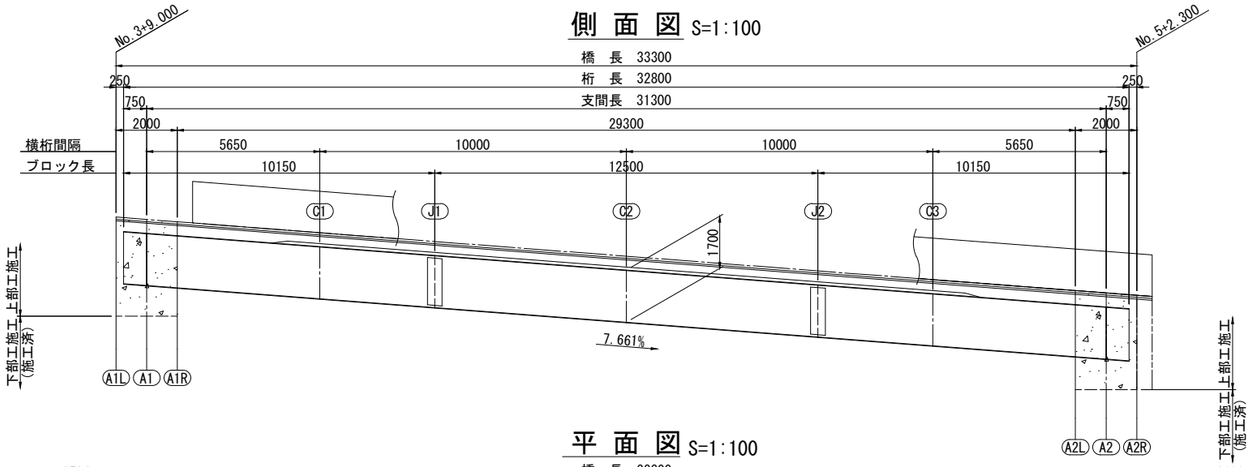

平 面 図 S=1:100

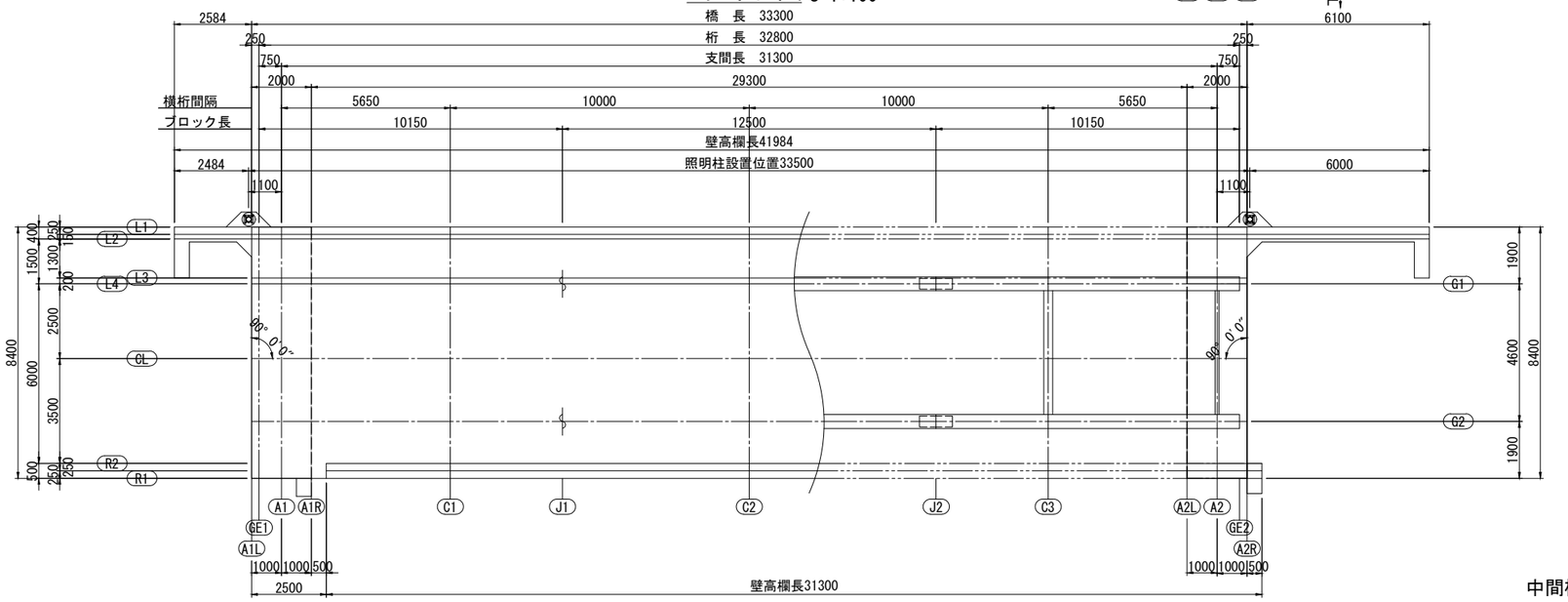

設 計 条 件

橋梁形式		鋼単純ポータルラーメン橋
道路規格		第4種 第4級
設計速度		V=30km/h
橋 長		33.300m
桁 長		32.800m
支 間 長		31.300m
幅 員		8.400m（有効幅員 車道:6.000m+歩道:1.500m）
活 荷 重		A活荷重
温度変化		−10℃～＋50℃
地域区分		A2地域
地盤種別		Ⅱ種地盤
大型車交通量		500台/日・方向
設計水平震度		L1地震橋軸方向:kh=0.25, L1地震直角方向:kh=0.25
線形要素	平面線形	R = ∞
	縦断勾配	7.661%
	横断勾配	車道:1.500%(拝み勾配), 歩道:1.000%(片勾配)
	斜 角	θ=90° 00' 00"
添 架 物		水道:SSPφ250-1条, ガス:SGP150A-1条
舗 装		アスファルト舗装 車道部:t=70mm, 歩道部:t=30mm
床版形式		合成床版 t=230mm
架設工法		トラッククレーン架設
使用材料	コンクリート	合成床版：σck=30N/mm^2，壁高欄・縁石：σck=24N/mm^2
	鉄 筋	SD345
	鋼 材	SMA490W, SMA400W, S10TW
適用仕様書		道路橋示方書・同解説（H29.11 日本道路協会）
		鋼道路橋設計便覧（R2.9 日本道路協会）

照明柱受台詳細図 S=1:50

平 面 図

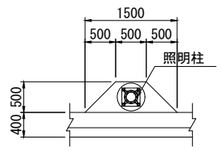

断 面 図

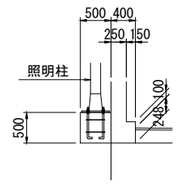

断 面 図 S=1:50

A1端支点部

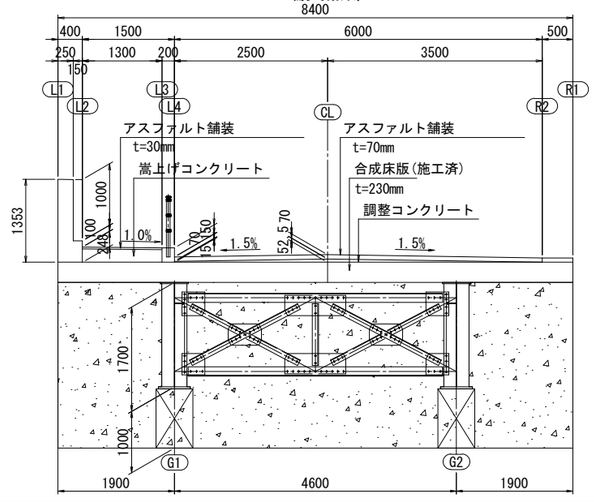

A2端支点部

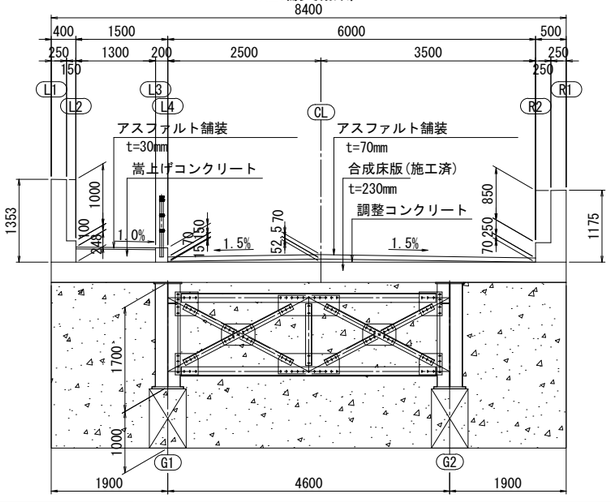

中間横桁部（C1～C3）

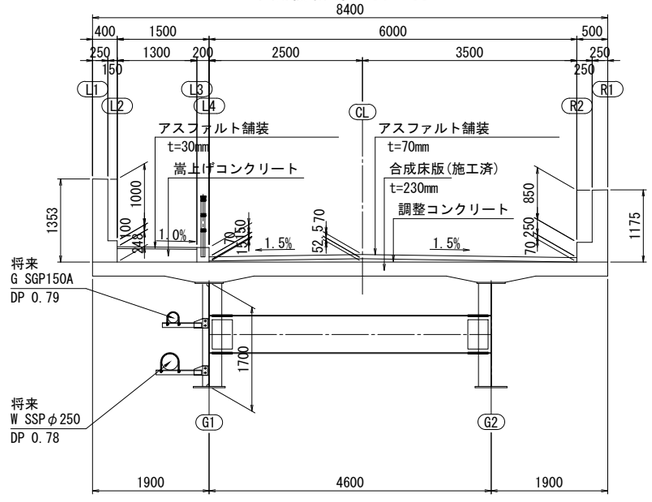

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 上部工構造一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	55 の 9
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 線形図

平 面 図 S=1:100

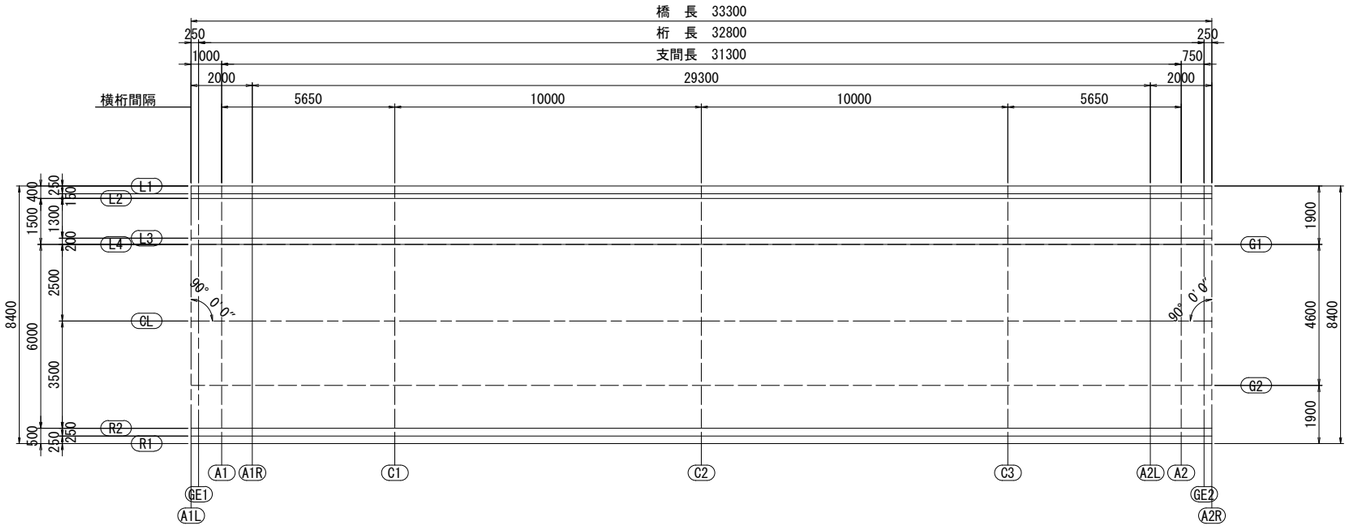

断 面 図 S=1:50

中間横桁部

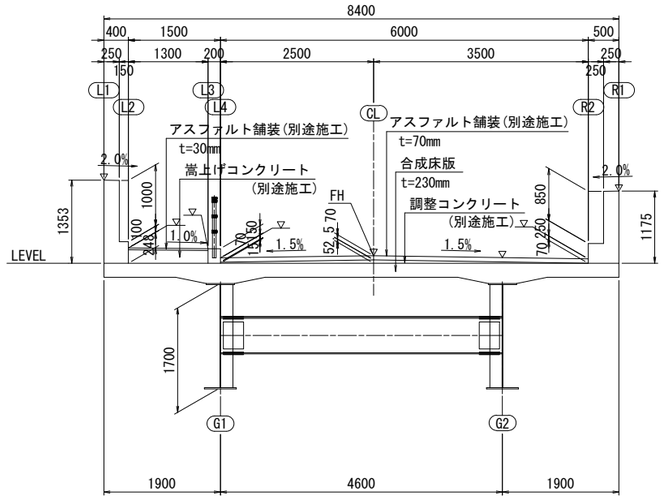

平 面 線 形

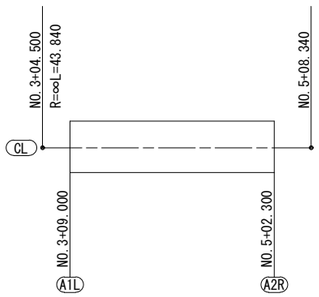

縦 断 線 形

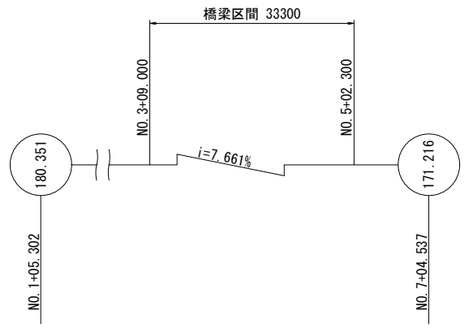

横 断 線 形

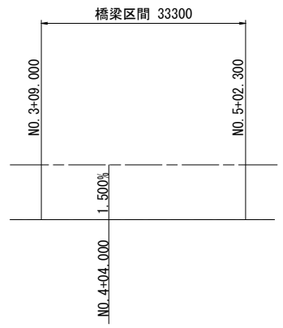

構造高表

(m)

		A1		A2	
		G1	G2	G1	G2
計画路面高	Z0	176.889	176.895	174.491	174.497
舗装厚	h1	0.070	0.070	0.070	0.070
調整コンクリート厚	h2	0.015	0.021	0.015	0.021
床版厚	h3	0.230	0.230	0.230	0.230
ハンチ高	h4	0.100	0.100	0.100	0.100
桁高	h5	1.700	1.700	1.700	1.700
下フランジ厚	h6	0.027	0.027	0.027	0.027
構造高小計	Σ1	2.142	2.148	2.142	2.148
桁下面高	Z1	174.747	174.747	172.349	172.349
ソールプレート厚	h7	0.035	0.035	0.035	0.035
支承高	h8	0.040	0.040	0.040	0.040
取付架台高	h9	0.868	0.868	0.868	0.868
無収縮モルタル	h10	0.030	0.030	0.030	0.030
架設時桁下空間小計	Σ2	0.973	0.973	0.973	0.973
一次施工面	Z2	173.774	173.774	171.376	171.376

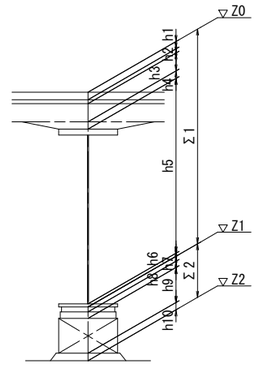

CL

変化点	測 点	X座標	Y座標	要 素
2	3+04.500	-41289.4572	-48117.9284	R = ∞
3	5+08.340	-41247.1999	-48106.2553	

		A1L	GE1	A1	A1R	C1	C2	C3	A2L	A2	GE2	A2R
L1	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000	4.4000
	Z	178.2336	178.2145	178.1570	178.0804	177.7242	176.9580	176.1919	175.8357	175.7590	175.7016	175.6824
L2	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000	4.0000
	Z	177.1286	177.1095	177.0520	176.9754	176.6192	175.8530	175.0869	174.7307	174.6540	174.5966	174.5774
L3	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000	2.7000
	Z	177.1156	177.0965	177.0390	176.9624	176.6062	175.8400	175.0739	174.7177	174.6410	174.5836	174.5644
L4	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000
	Z	176.9656	176.9465	176.8890	176.8124	176.4562	175.6900	174.9239	174.5677	174.4910	174.4336	174.4144
G1	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000	2.5000
	Z	176.9656	176.9465	176.8890	176.8124	176.4562	175.6900	174.9239	174.5677	174.4910	174.4336	174.4144
CL	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
	Z	177.0031	176.9840	176.9265	176.8499	176.4937	175.7275	174.9614	174.6052	174.5285	174.4711	174.4519
G2	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000	-2.1000
	Z	176.9716	176.9525	176.8950	176.8184	176.4622	175.6960	174.9299	174.5737	174.4970	174.4396	174.4204
R2	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000	-3.5000
	Z	176.9506	176.9315	176.8740	176.7974	176.4412	175.6750	174.9089	174.5527	174.4760	174.4186	174.3994
R1	X	0.0000	0.2500	1.0000	2.0000	6.6500	16.6500	26.6500	31.3000	32.3000	33.0500	33.3000
	Y	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000	-4.0000
	Z	178.0556	178.0365	177.9790	177.9024	177.5462	176.7800	176.0139	175.6577	175.5810	175.5236	175.5044

橋台設定方法

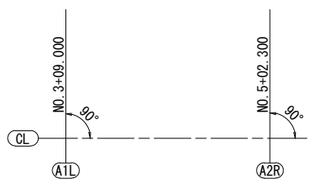

小座標の決定

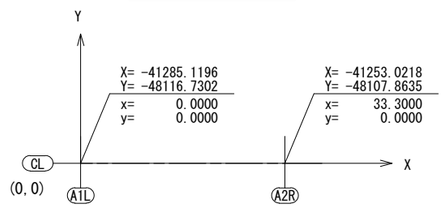

CLとA1Lとの交点を原点(0,0)とする。
原点を通りA2RとCLの交点を結んだ線をX軸とし、
X軸と直交する線をY軸とする。

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 線形図		
縮 尺	図 示	図面番号	55 の 10
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 防水工詳細図

平 面 図 S=1:100

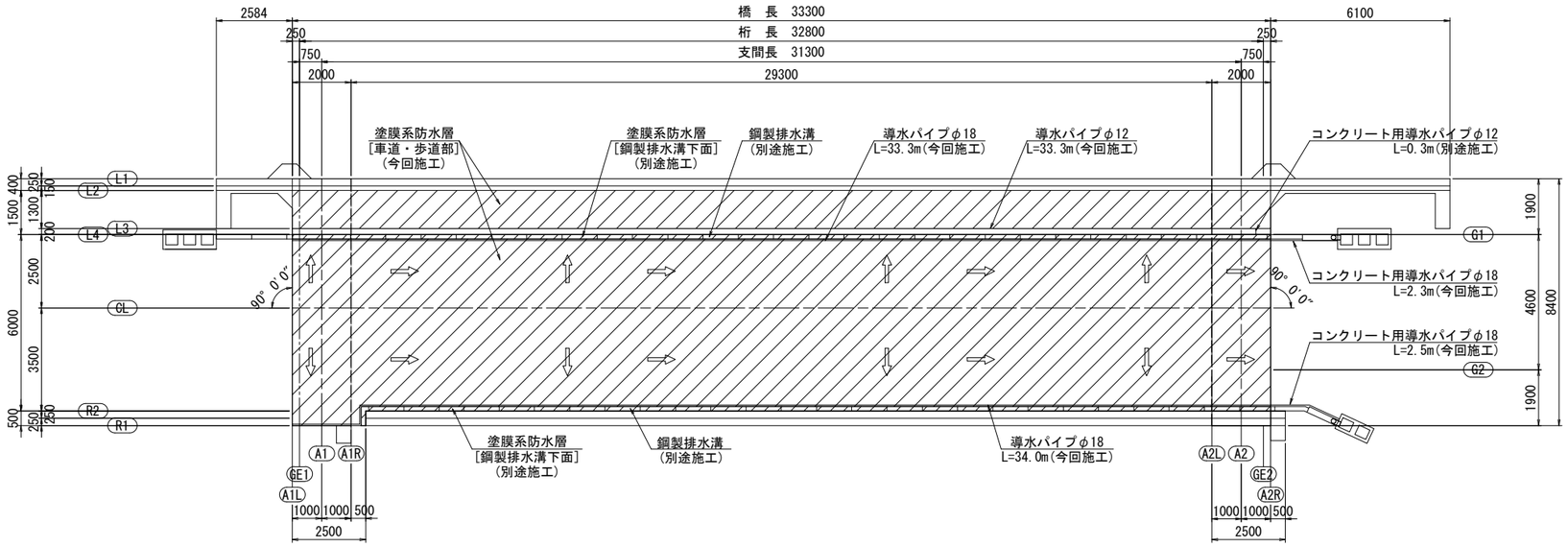

防水層詳細図 S=1:5

歩道部

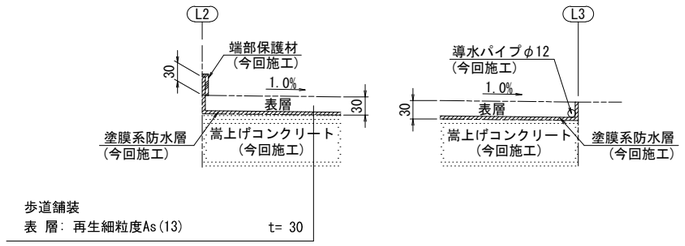

車道部

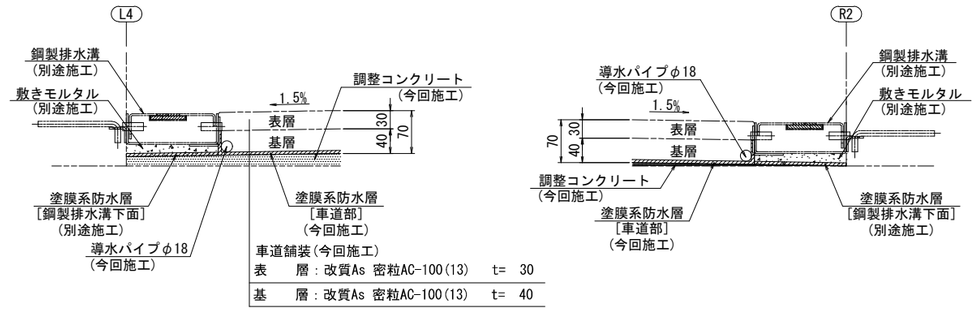

歩道部 A2R付近導水パイプ詳細 S=1:5

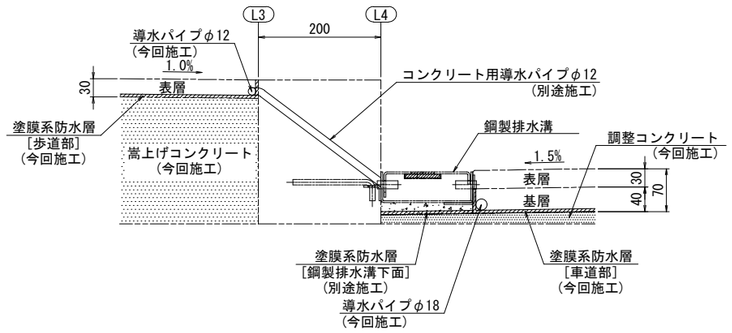

防水工材料表

項 目	単位	数 量	規 格	備 考
アスファルト舗装面積	m2	201.1	t=70	車道部 (今回施工)
	m2	43.3	t=30	歩道部 (今回施工)
防 水 層	m2	191.3	塗膜系	車道部 (今回施工)
	m2	43.3	塗膜系	歩道部 (今回施工)
	m2	9.7	塗膜系	鋼製排水溝下面 (別途施工)
導水パイプ	m	72.1	φ18	ステンレス (今回施工)
	m	33.6	φ12	ステンレス (今回施工:33.3m)
端部保護材	m	33.3	アスファルト舗装用成形目地材	(今回施工)

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 防水工詳細図		
縮 尺	図 示	図面番号	55 の 11
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平　面　図

S=1:250

（市道横山796号線取付道路）

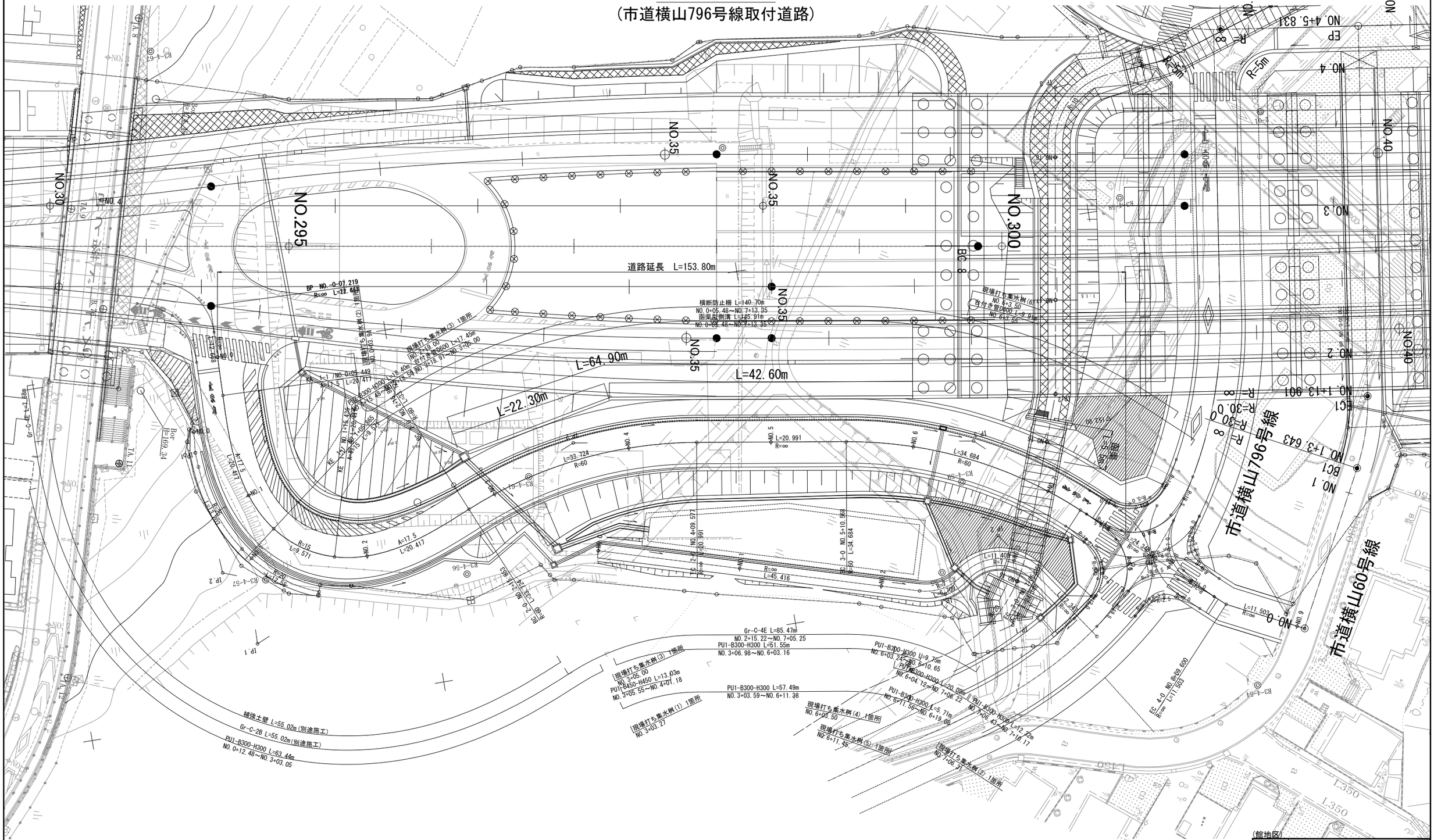

現場制約事項	
有	無

※上記、現場制約事項は、施工条件のうち、特に留意すべき事項を記載しているものであり、工事着手にあたり、工事監理連絡会等において受発注者間で厳格に確認する。

※※西暦2023年3月時点の情報のため工事発注時には最新情報に更新すること。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	平面図（市道横山796号線取付道路）		
縮尺	1:250	図面番号	55 の 12
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

線　形　図

S=1:250

市道横山796号線取付道路

主要点	測　点	X座標	Y座標	要　素	距　離
市道横山796号線					
BP	-1-02.437000	-41177.416700	-48200.866600		
BC　1-0	-0-00.035306	-41183.386315	-48222.458256	R=∞	22.401694
EC　1-0	3+09.517062	-41232.734216	-48265.866788	R=60.000000	69.552368
EP	5+09.634482	-41272.448700	-48271.538400	R=∞	40.117420

主要点	測　点	X座標	Y座標	要　素	距　離
市道横山796号線取付道路					
BP	-0-07.218893	-41257.379589	-48126.388839		
KA　1-1	0+05.448819	-41244.716534	-48126.045391	R=∞	12.667712
KE　1-1	1+05.865486	-41225.111103	-48129.995875	A=17.500000	20.416667
KE　1-2	1+15.436365	-41219.811186	-48137.770625	R=15.000000	9.570880
BC　2-0	2+15.853032	-41223.299280	-48157.463579	A=17.500000	20.416667
EC　2-0	4+09.576977	-41227.290955	-48190.505118	R=60.000000	33.723945
BC　3-0	5+10.567806	-41223.929997	-48211.225129	R=∞	20.990828
EC　3-0	7+05.251400	-41209.058000	-48242.025271	R=60.000000	34.683594
EC　4-0	8+09.599556	-41192.660704	-48260.024198	R=∞	24.348156
EP	9+01.102299	-41187.508800	-48270.308700	R=∞	11.502743

主要点	測　点	X座標	Y座標	要　素	距　離
機能補償道路(北東2)					
BP	0+00.000000	-41214.572423	-48174.387375		
BC　1-0	2+05.416150	-41201.597617	-48217.910715	R=∞	45.416150
EC　1-0	2+12.125226	-41202.813550	-48224.250379	R=7.000000	6.709076
BC　2-0	2+12.125227	-41202.813550	-48224.250378	R=∞	0.000000
EC　2-0	3+03.533977	-41201.329521	-48234.329007	R=7.000000	11.408750
EP	3+15.880624	-41191.207431	-48241.398873	R=∞	12.346648

主要点	測　点	X座標	Y座標	要　素	距　離
機能補償道路(北東3)					
BP	0+00.000000	-41240.331472	-48121.192536		
EC　1-0	0+02.936762	-41237.409157	-48120.901597	R=∞	2.936762
BC　2-0	0+04.943651	-41235.405728	-48121.019404	R=∞	2.006890
EBC 2-1	0+18.146668	-41223.029621	-48125.159145	R=25.000000	13.203017
EP	1+10.696580	-41215.361667	-48134.833965	R=20.000000	12.549912

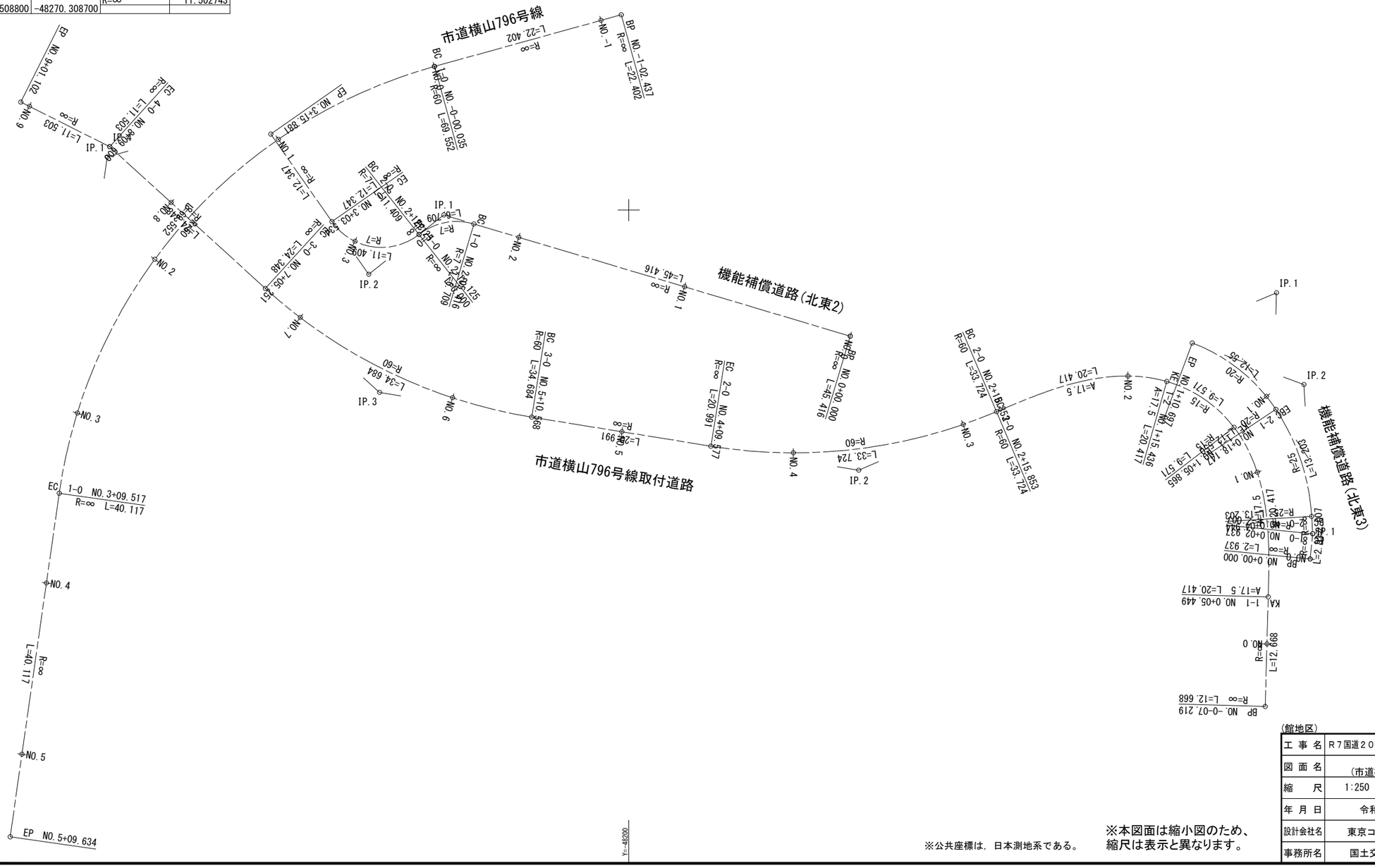

※公共座標は，日本測地系である。

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	平面図 (市道横山796号線取付道路)		
縮尺	1:250	図面番号	55 の 13
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

縦　断　図

V=1:100
H=1:500

市道横山796号線取付道路

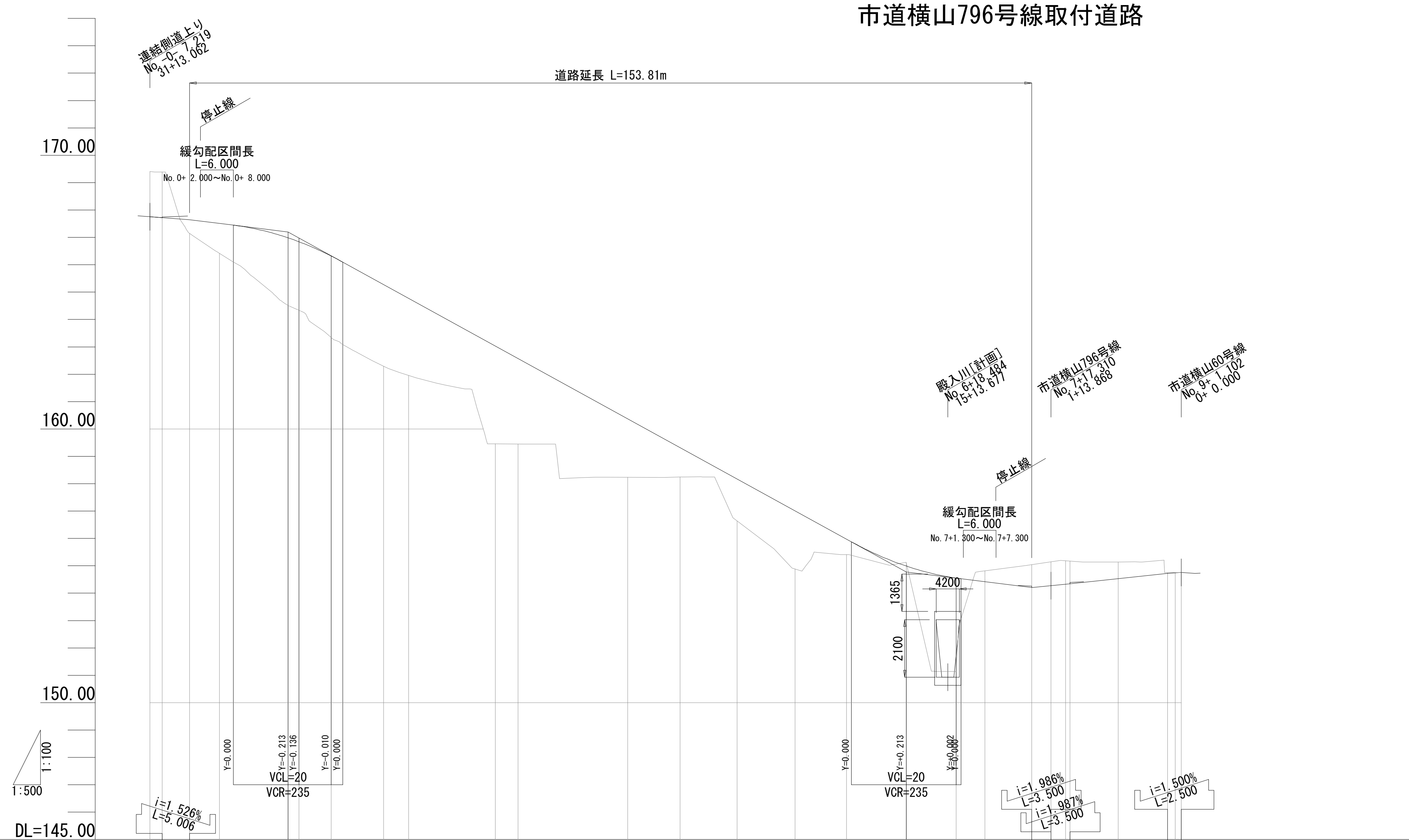

縦断勾配線: 167.755 / 167.722 / 167.645 — i=2.500% L=18.000 — 167.195 — i=11.000% L=112.885 — 154.778 — i=2.500% L=22.925 — 154.205 / 154.274 / 154.344 — i=2.128% L=17.792 — 154.723 / 154.760

測点番号	追加距離	単距離	計画高	地盤高	切土高	盛土高
BP	-7.219	0.000	167.755	169.41	1.66	
-5.006	-5.006	2.212	167.722	169.39	1.67	
No.0	0.000	5.006	167.645	167.14		0.51
KA 1-1	5.449	5.449	167.509	166.42		1.09
+18.000	18.000	12.551	166.983	164.51		2.47
No.1	20.000	2.000	166.839	164.33		2.51
KE 1-1	25.865	5.865	166.320	163.35		2.97
KE 1-2	35.436	9.571	165.277	162.29		2.99
No.2	40.000	4.564	164.775	161.96		2.82
BC 2-0	55.853	15.853	163.031	159.45		3.58
No.3	60.000	4.147	162.575	159.45		3.13
No.4	80.000	20.000	160.375	158.23		2.15
EC 2-0	89.577	9.577	159.322	158.24		1.08
No.5	100.000	10.423	158.175	156.64		1.54
BC 3-0	110.568	10.568	157.013	154.89		2.12
No.6	120.000	9.432	155.975	155.41		0.57
+10.885	130.885	10.885	154.990	155.11	0.12	
No.7	140.000	9.115	154.552	151.14		3.41
EC 3-0	145.251	5.251	154.419	154.82	0.40	
+13.810	153.810	8.558	154.205	155.04	0.84	
+17.310	157.310	3.500	154.274	155.15	0.88	
No.8	160.000	2.690	154.328	155.18	0.85	
+0.810	160.810	0.810	154.344	155.17	0.83	
EC 4-0	169.600	8.790	154.531	155.14	0.61	
+18.602	178.602	9.003	154.723	154.75	0.03	
No.9	180.000	1.398	154.743	154.75	0.01	
EP	181.102	1.102	154.760	154.75		0.01

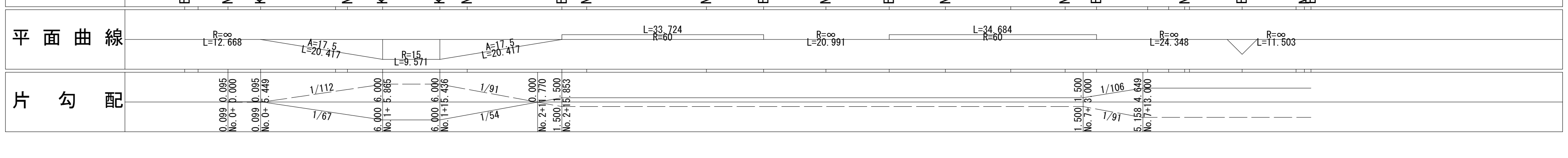

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事
図面名	縦断図（市道横山796号線取付道路）
縮尺	図示 ／ 図面番号 55 の 14
年月日	令和 8 年 4 月　日
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

標準横断図

S=1:100

市道横山796号線取付道路

道路区分	第４種　第３級	設計速度	V=20km/h
交通区分	N4交通	設計ＣＢＲ	3 %
目標値	TA = 20.77cm　（計画期間：10年，信頼度90%）		

名　称	材　料	厚さ (cm)	等値換算係数	TA (cm)
表　層　工	再生密粒度As 20	5	1.00	5 × 1.00 ＝ 5.00
基　層　工	再生粗粒度As 20	5	1.00	5 × 1.00 ＝ 5.00
基　層　工	再生粗粒度As 20	5	1.00	5 × 1.00 ＝ 5.00
上層路盤工	再生粒度調整砕石 RM-40	15	0.35	15 × 0.35 ＝ 5.25
下層路盤工	再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ RC-40	15	0.25	15 × 0.25 ＝ 3.75
計		45		20.77 ≦ 24.00

標　準　部

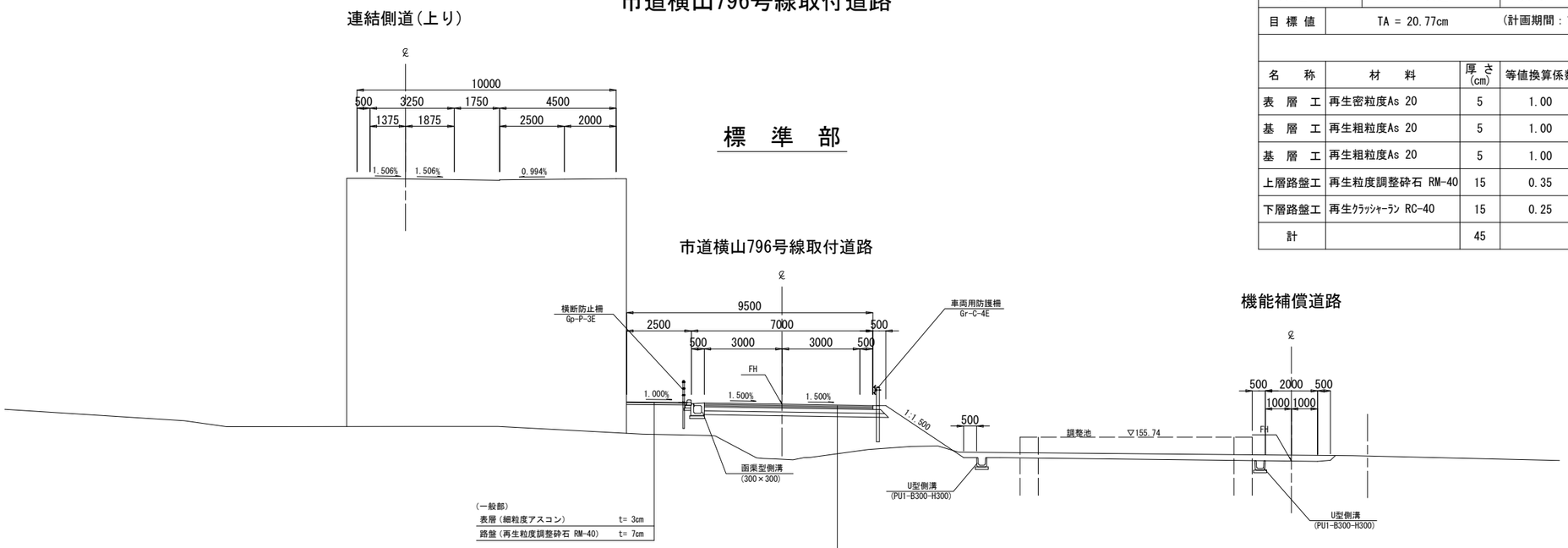

（一般部）

表層（細粒度アスコン）	t= 3cm
路盤（再生粒度調整砕石 RM-40）	t= 7cm

［中級Ⅱ型］

表　層	（再生密粒度アスコン）	t= 5cm
基　層	（再生粗粒度アスコン）	t= 5cm
基　層	（再生粗粒度アスコン）	t= 5cm
上層路盤	（再生粒度調整砕石 RM-40）	t=15cm
下層路盤	（再生クラッシャーラン RC-40）	t=15cm

注）路床ＣＢＲ試験を実施してＣＢＲ3%以上を確保していることを確認すること

連結側道接続部

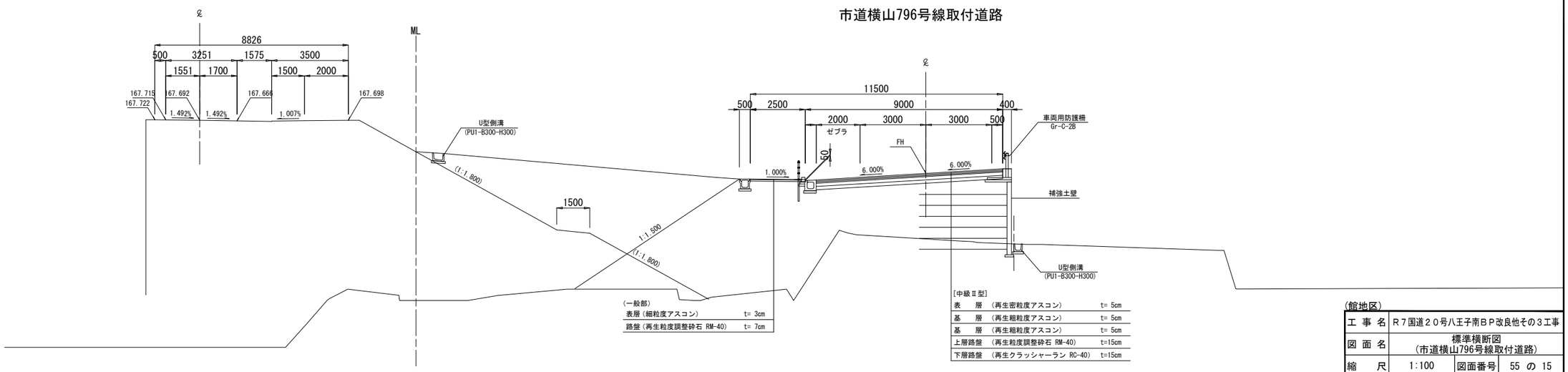

（一般部）

表層（細粒度アスコン）	t= 3cm
路盤（再生粒度調整砕石 RM-40）	t= 7cm

［中級Ⅱ型］

表　層	（再生密粒度アスコン）	t= 5cm
基　層	（再生粗粒度アスコン）	t= 5cm
基　層	（再生粗粒度アスコン）	t= 5cm
上層路盤	（再生粒度調整砕石 RM-40）	t=15cm
下層路盤	（再生クラッシャーラン RC-40）	t=15cm

注）路床ＣＢＲ試験を実施してＣＢＲ3%以上を確保していることを確認すること

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	標準横断図（市道横山796号線取付道路）		
縮　尺	1:100	図面番号	55 の 15
年月日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(1)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

NO.0+04.500
GH=166.54
FH=167.533

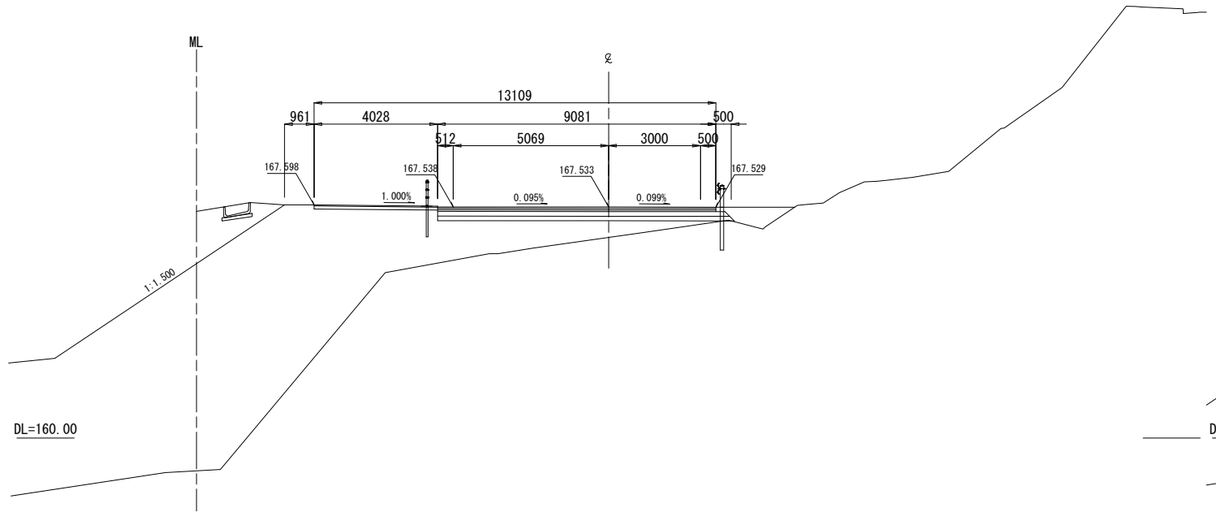

NO.0+05.449
GH=166.42
FH=167.509

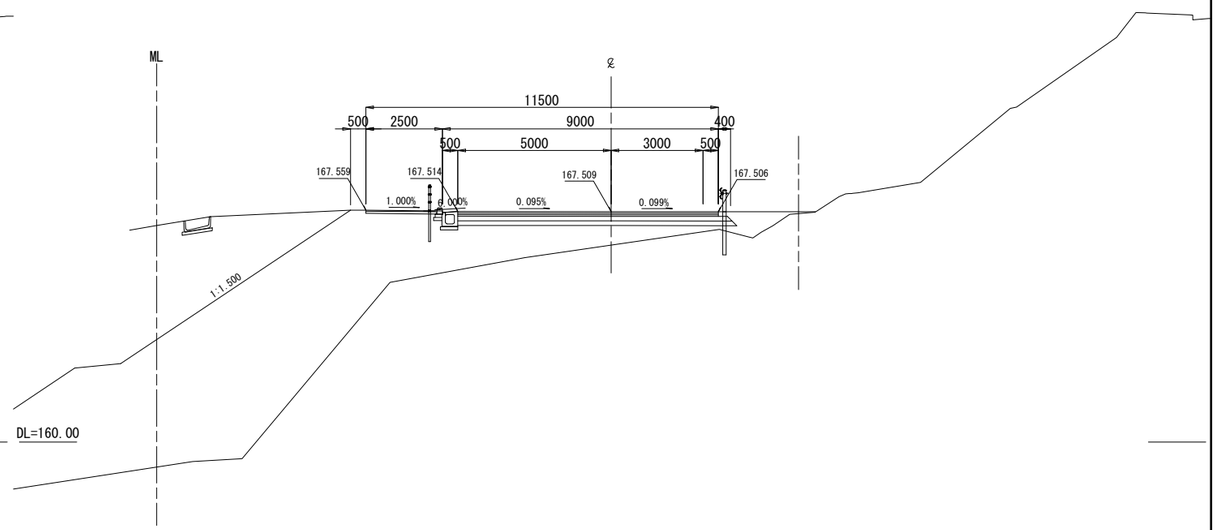

NO.0+00.000
GH=167.14
FH=167.645

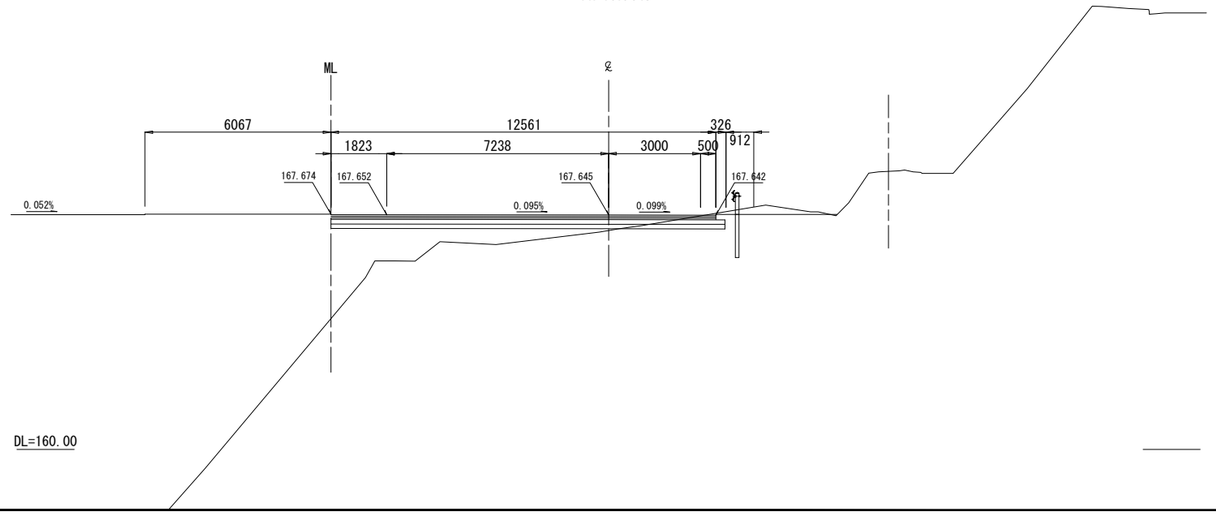

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(1) (市道横山796号線取付道路)		
縮　　尺	1:100	図面番号	55 の 16
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(2)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

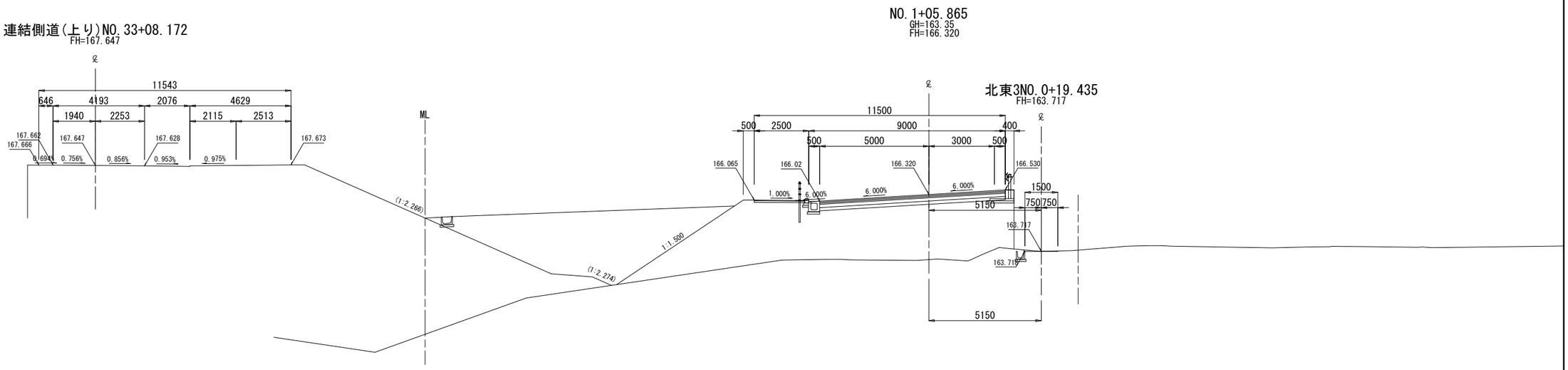

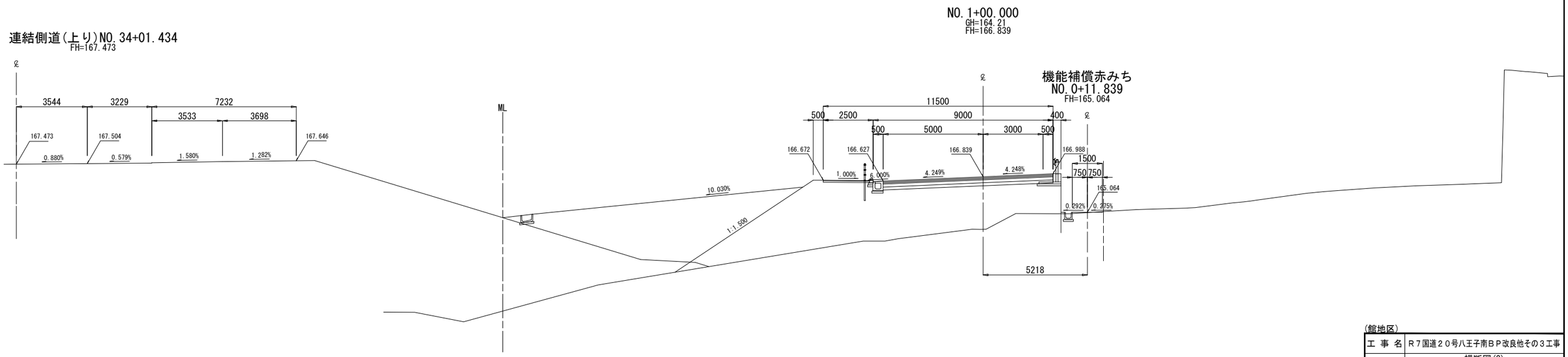

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(2) (市道横山796号線取付道路)		
縮　　尺	1:100	図面番号	55 の 17
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(3)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

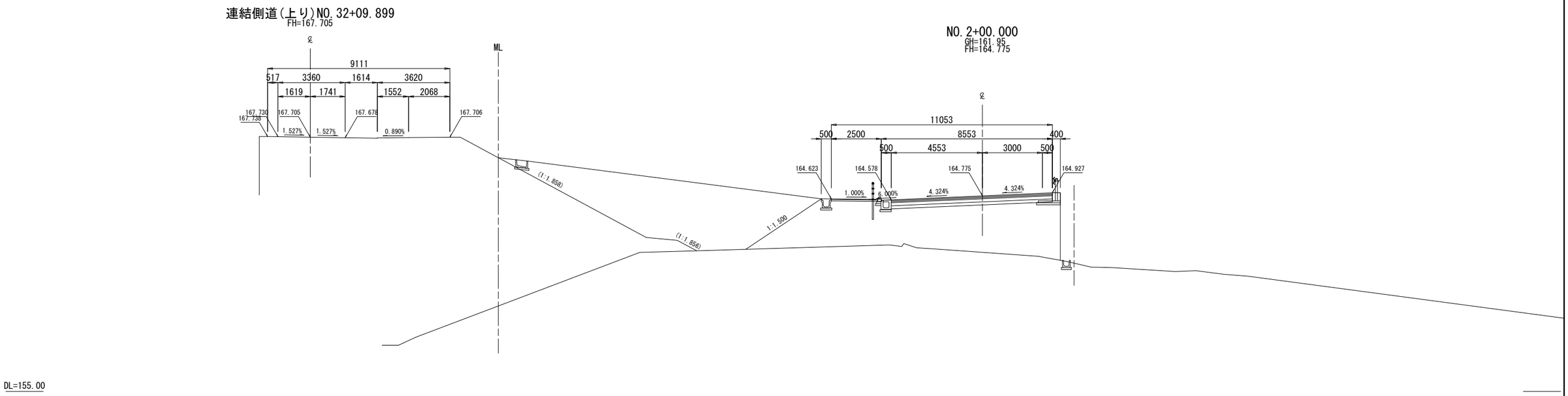

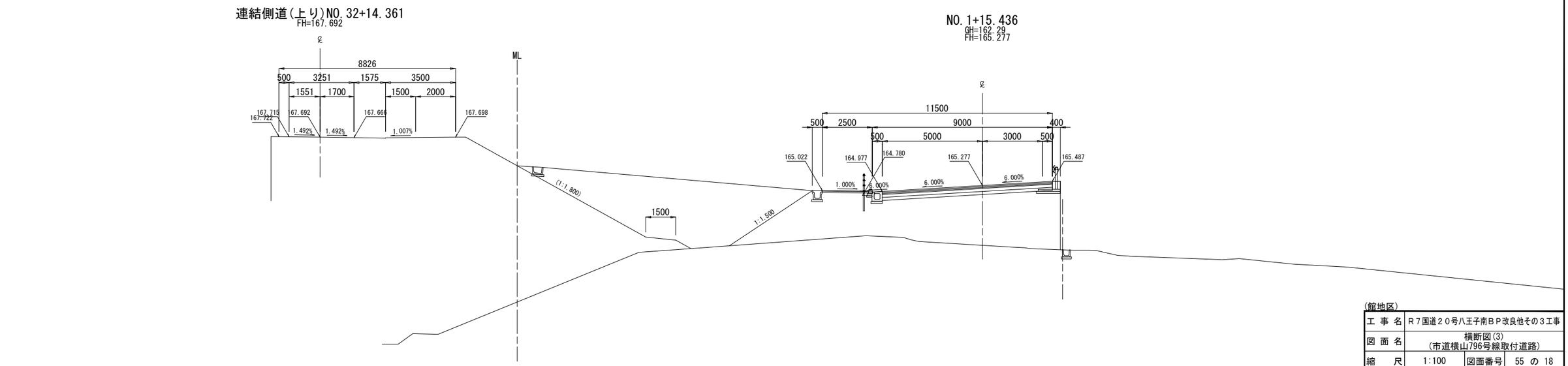

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	横断図(3) (市道横山796号線取付道路)		
縮尺	1:100	図面番号	55 の 18
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(4)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

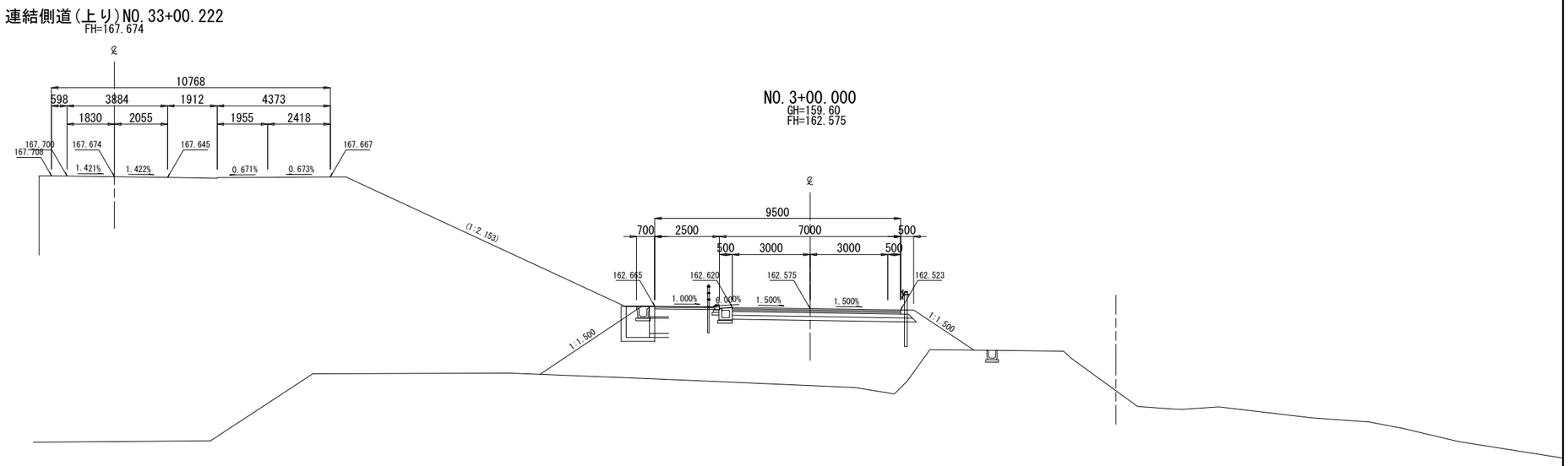

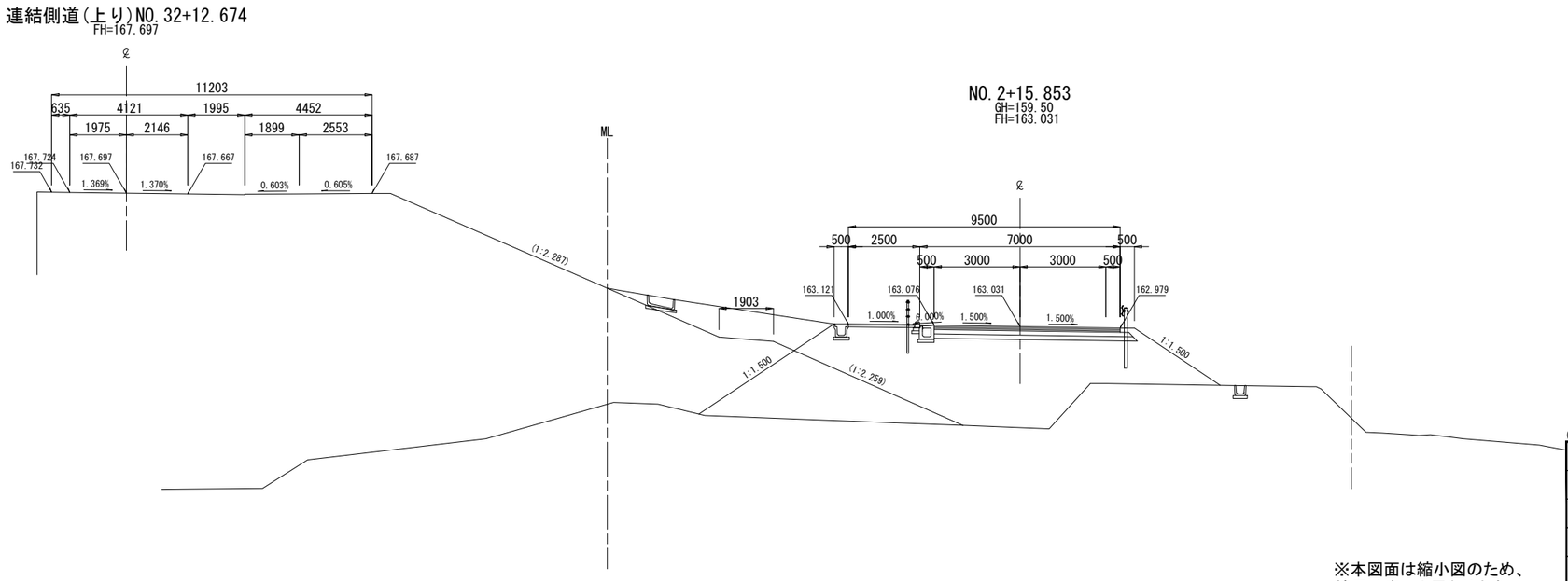

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(4) (市道横山796号線取付道路)		
縮　　尺	1 : 100	図面番号	55 の 19
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　　日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(5)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

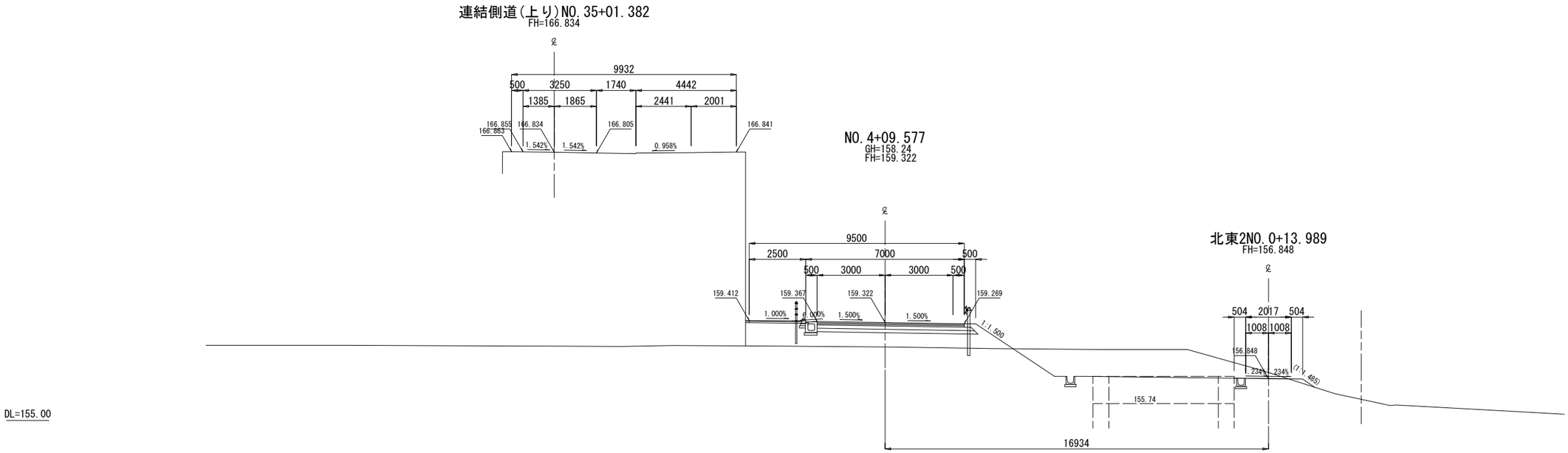

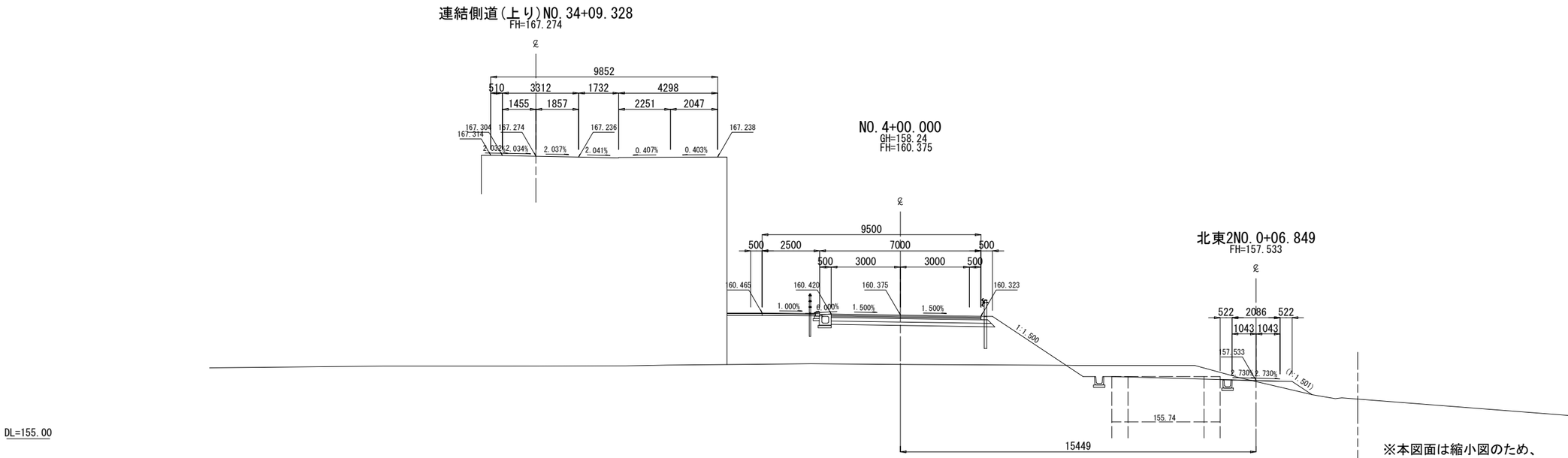

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	横断図(5) (市道横山796号線取付道路)		
縮尺	1:100	図面番号	55 の 20
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(6)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

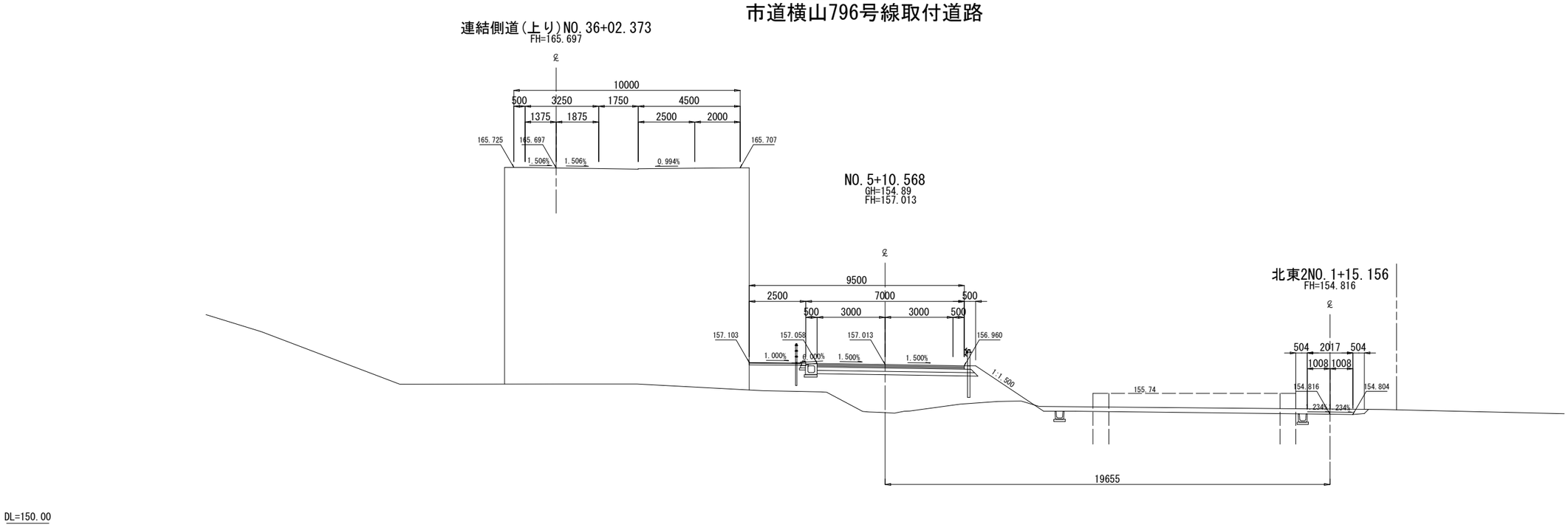

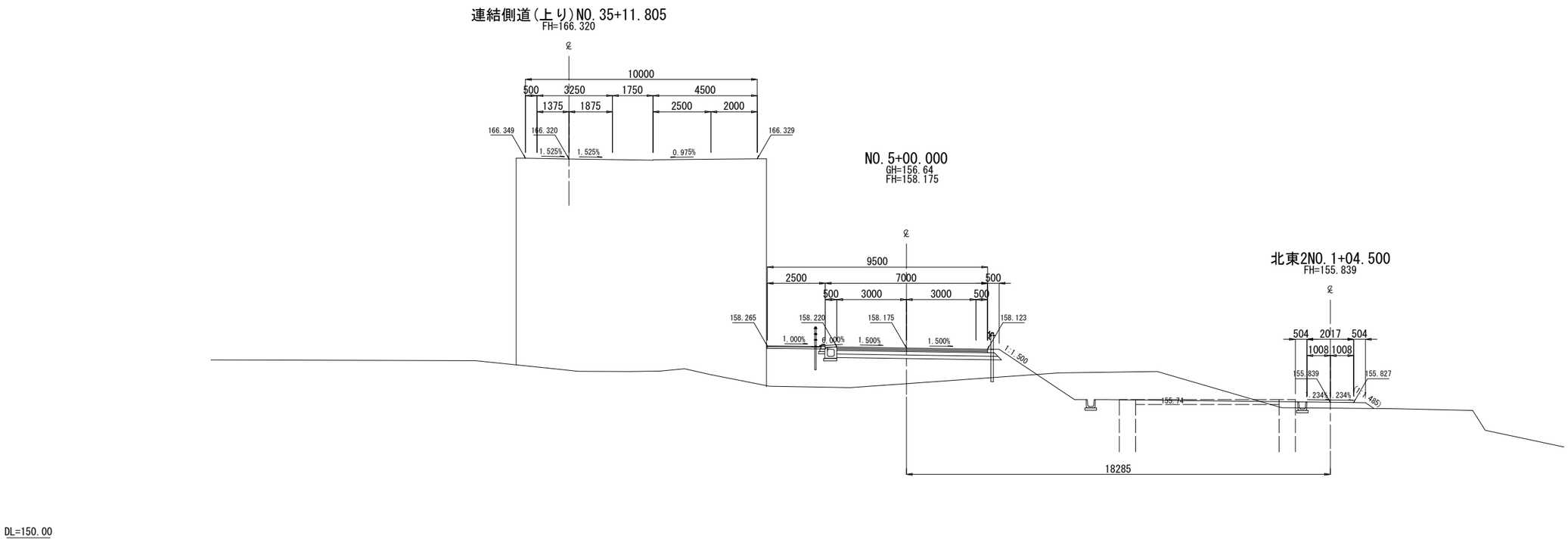

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	横断図(6) (市道横山796号線取付道路)		
縮尺	1:100	図面番号	55 の 21
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(7)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

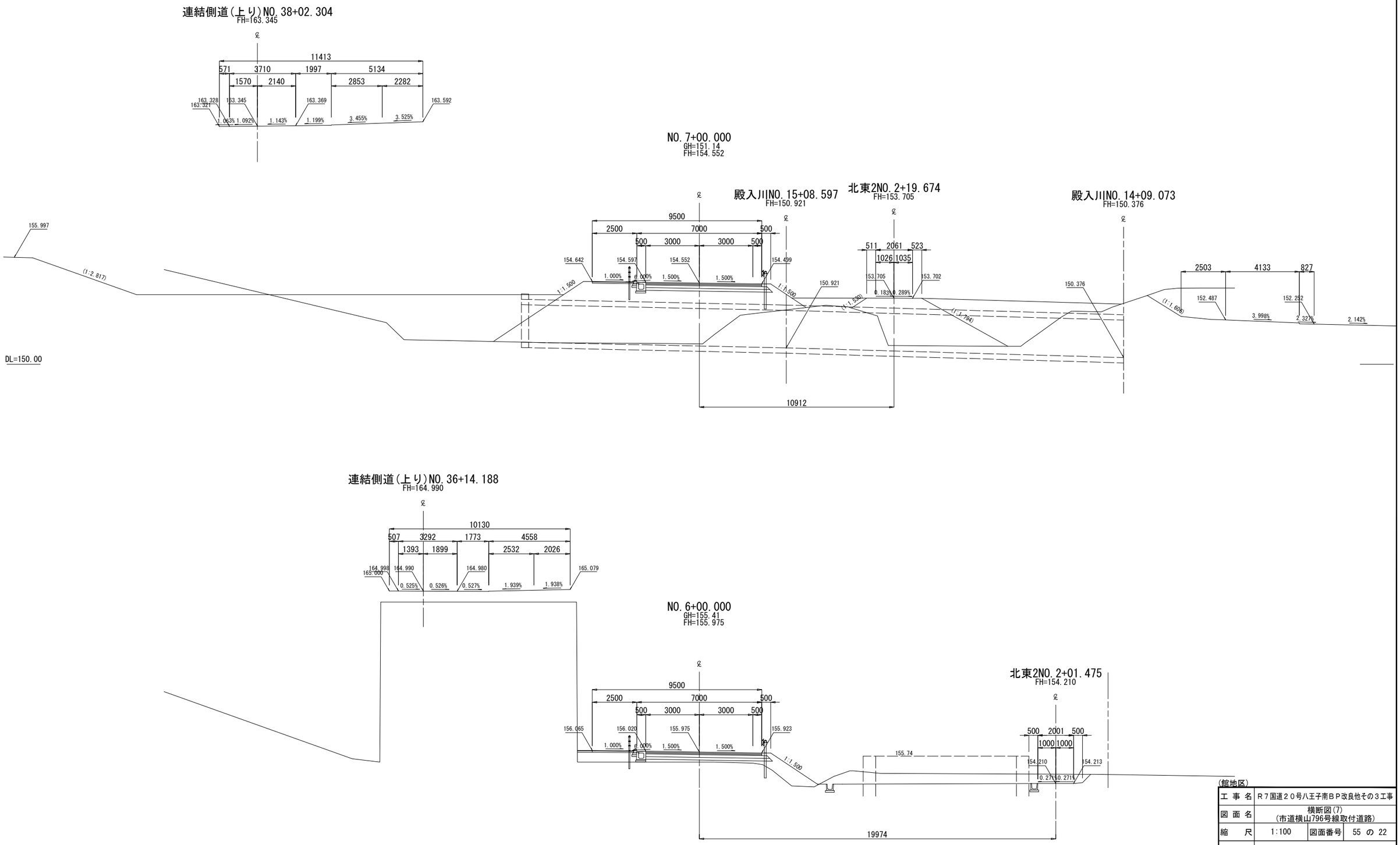

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	横断図(7) (市道横山796号線取付道路)		
縮尺	1:100	図面番号	55 の 22
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

横断図(8)

S=1:100

市道横山796号線取付道路

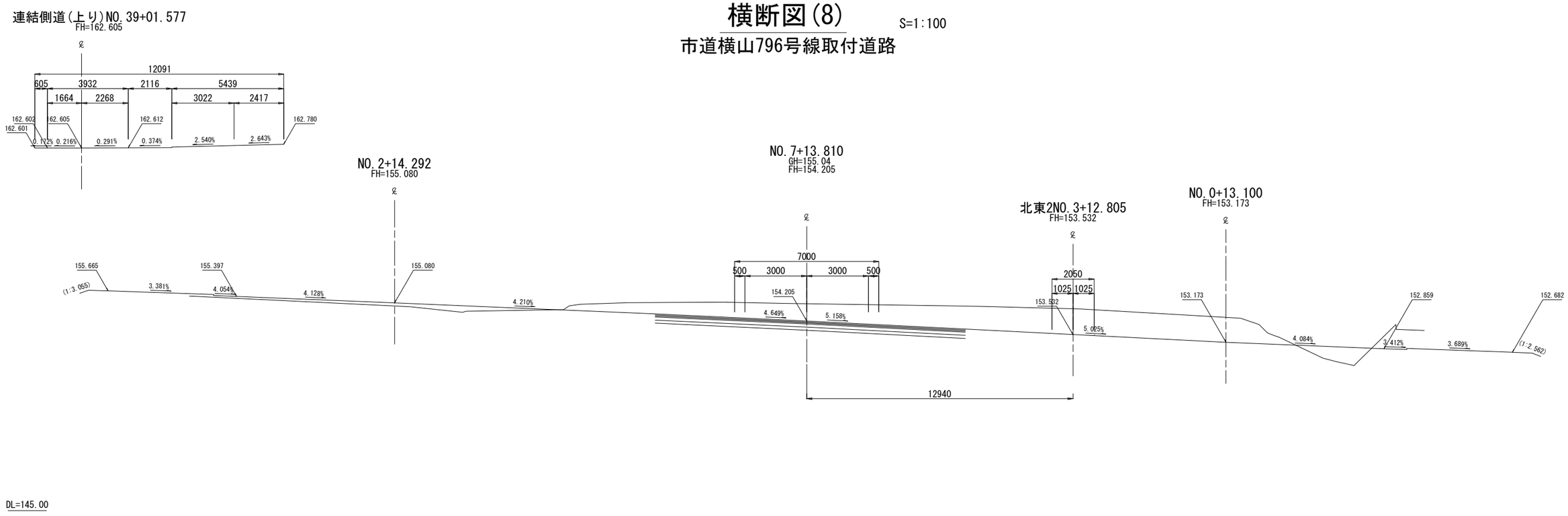

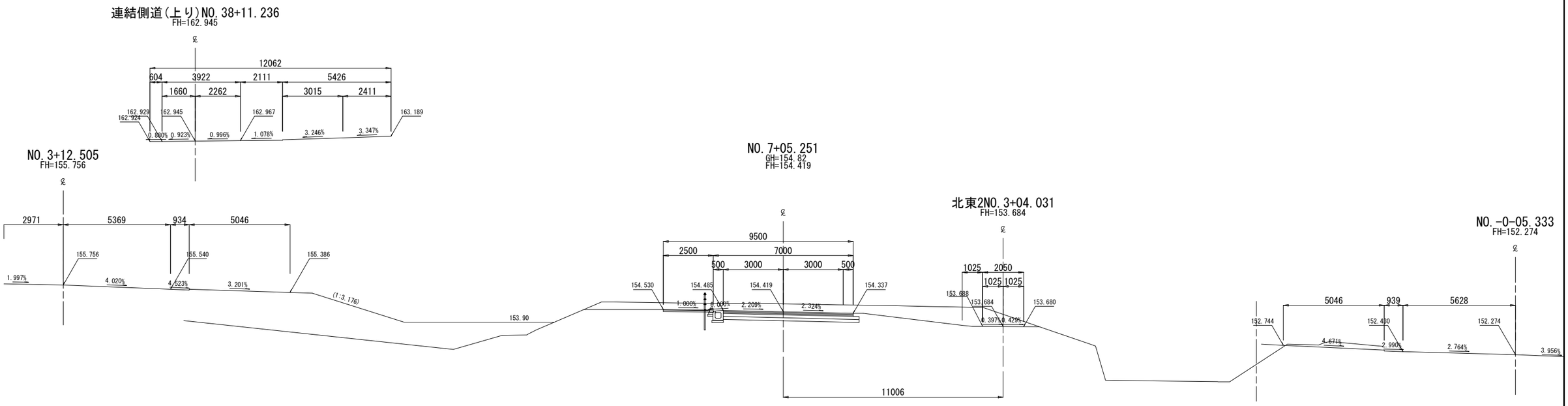

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	横断図(8) (市道横山796号線取付道路)		
縮　　尺	1:100	図面番号	55 の 23
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

小構造物詳細図

S=1:20

（市道横山796号線取付道路）

ガードレール

Gr-C-4E（土中建込）

平 面 図

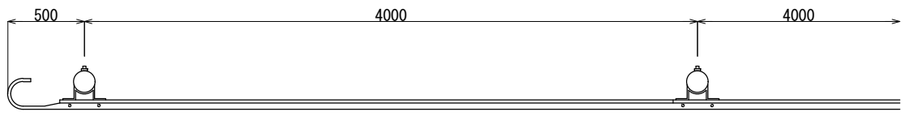

側 面 図

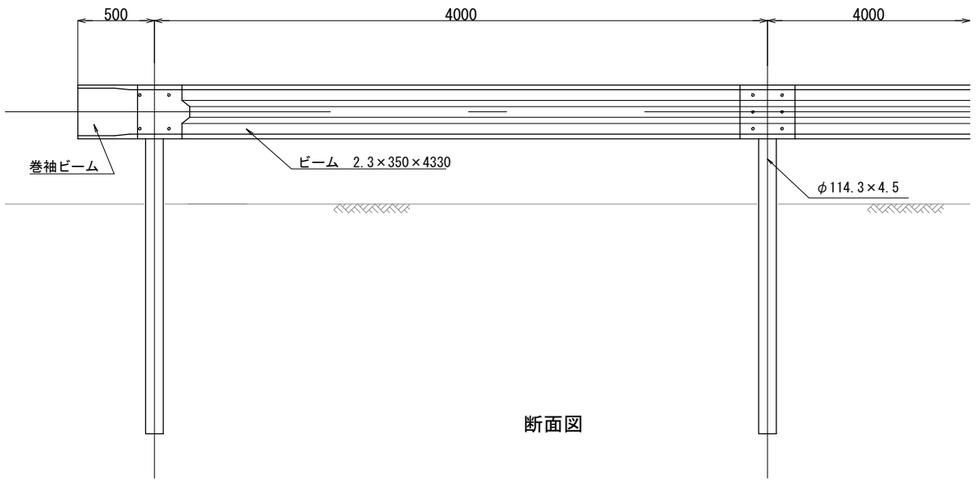

断面図

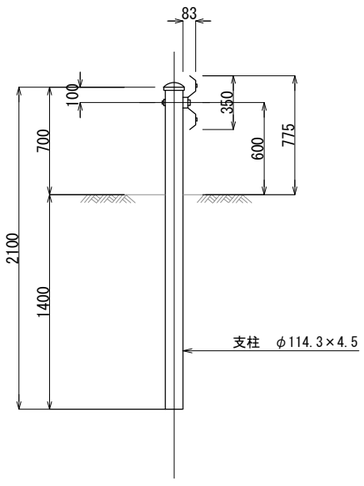

ガードレール 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単　位	数　量	摘　用
ガードレール	Gr-C-4E（土中建込）	m	10.00	

横断防止柵

Gp-P-3E（土中建込）

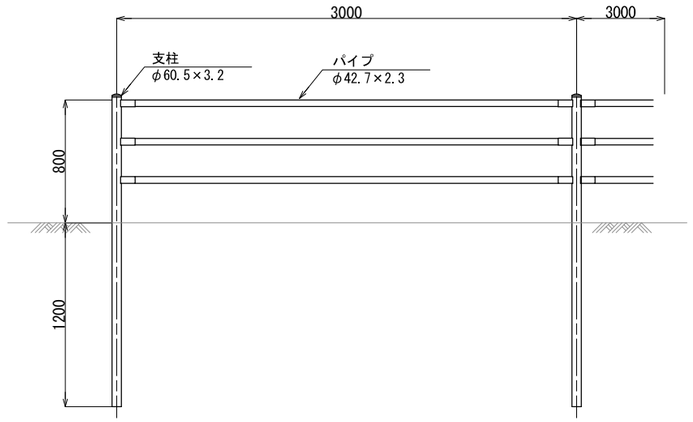

横断防止柵 材料表　　10m当り

名　称	規　格	単　位	数　量	摘　用
横断防止柵	Gp-P-3E（土中建込）	m	10.00	

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	小型構造物詳細図 （市道横山796号線取付道路）		
縮　　尺	1:20	図面番号	55 の 24
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

用排水系統図

（市道横山796号線取付道路）

S=1:250

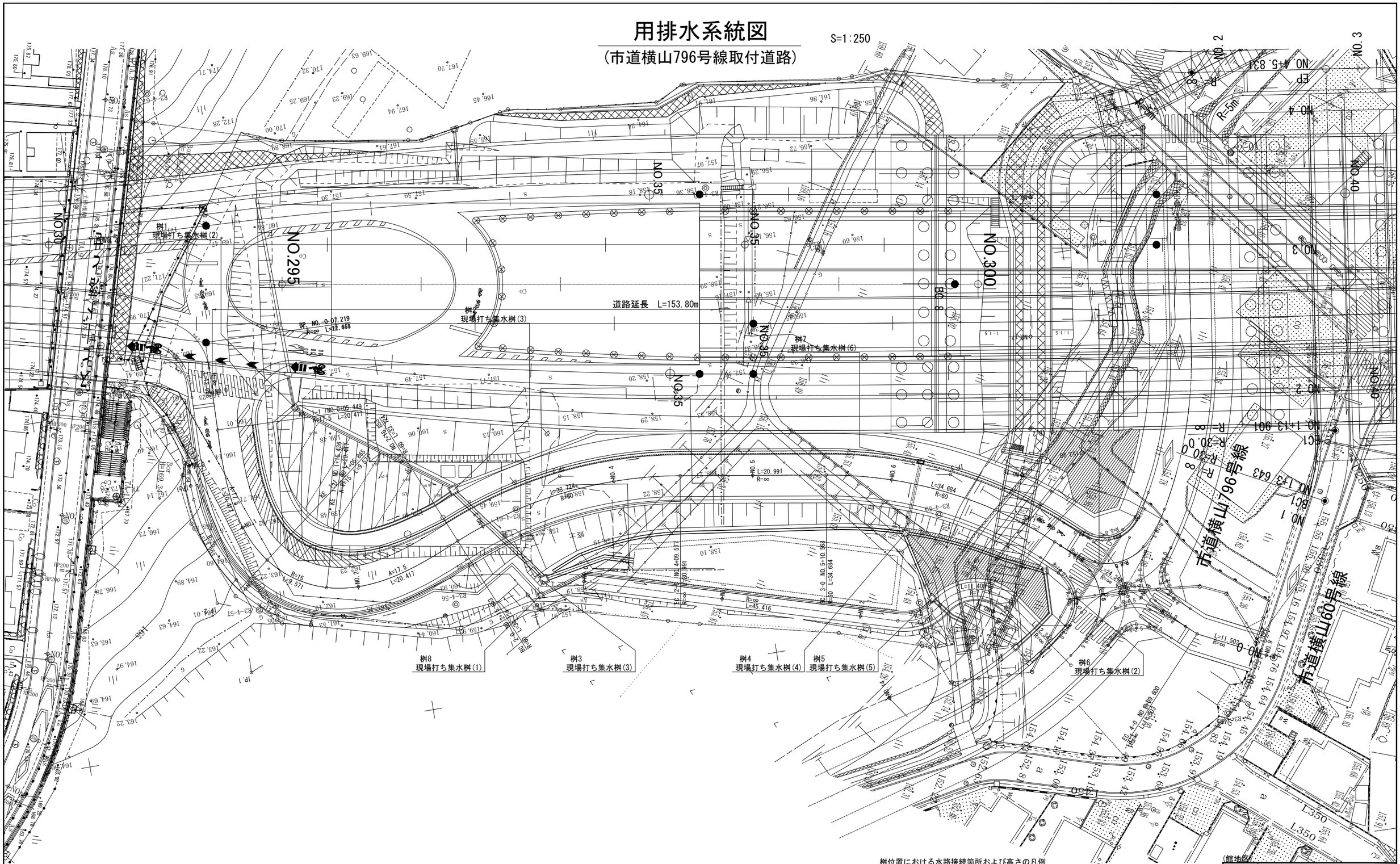

桝位置における水路接続箇所および高さの凡例

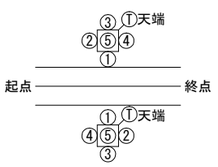

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	用排水系統図 （市道横山796号線取付道路）		
縮尺	1:250	図面番号	55 の 25
年月日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水工詳細図（１）

（市道横山796号線取付道路） S=1:20

函渠型側溝(300×300)

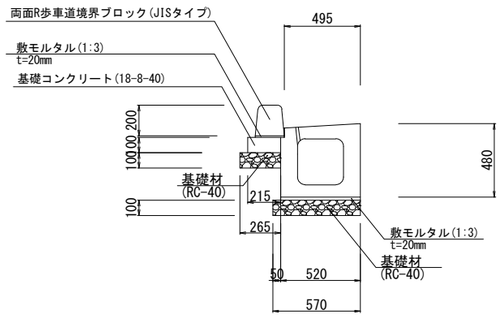

材　料　表（10m当り）

項目 / 種別	基礎材	敷モルタル	ブロック	側溝	適用
	RC-40	1:3			
	m2	m3	m	m	
函渠型側溝	8.400	0.15	10.0	10.0	

PU1-B300-H300

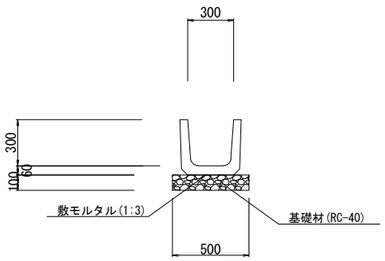

材　料　表（10m当り）

項目 / 種別	基礎材	敷モルタル	側溝	適用
	RC-40	1:3		
	m2	m3	m	
PU1-B300-H300	5.0	0.080	10.0	

PU2-B300-H300

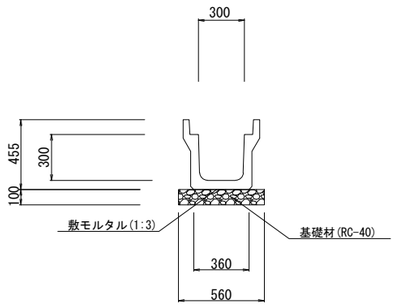

材　料　表（10m当り）

項目 / 種別	基礎材	敷モルタル	側溝	適用
	RC-40	1:3		
	m2	m3	m	
PU2-B300-H300	5.6	0.108	10.0	

台付き管φ600

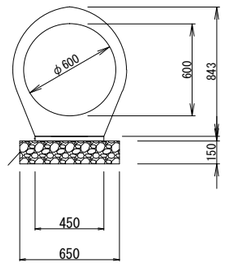

材　料　表（10m当り）

項目 / 種別	基礎材	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	側溝	適用
	RC-40	18-8-40		
	m2	m3	個	
台付き管φ600	6.5	0.14	5.0	

PU1-B450-H450

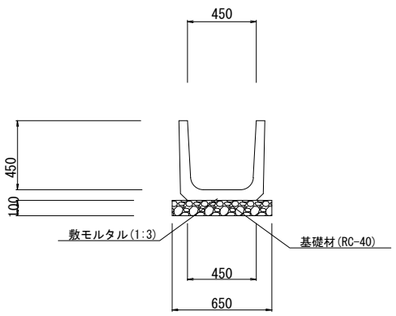

材　料　表（10m当り）

項目 / 種別	基礎材	敷モルタル	側溝	適用
	RC-40	1:3		
	m2	m3	m	
PU1-B450-H450	6.5	0.135	10.0	

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	排水工詳細図(1) （市道横山796号線取付道路）		
縮　　尺	1:20	図面番号	55 の 26
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水工詳細図（２） S=1:10

（市道横山796号線取付道路）
（集水桝）

寸 法 表

桝 名	位 置	桝 種 別	B	L	H	B1	L1	B2	L2	b	h	排水構造物及び設置高 天端高 Ⓣ	①	②	③	④	桝底高 ⑤	泥 溜	足掛金具（個）	枡蓋の種類	適 用
1	NO.0+3.94(左)	現場打ち集水桝(2)	600	600	500	900	900	1000	1000	150	150	167.600	－	PU1-B300-H300 167.300	－	PU1-B300-H300 167.300	167.100	0.20	－	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
2	NO.2+19.00(左)	現場打ち集水桝(3)	900	900	1200	1300	1300	1400	1400	200	200	162.735	φ600 161.881	PU4-B300-H300 162.340	PU1-B300-H300 162.340		161.535	0.35	3	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
3	NO.3+5.00(右)	現場打ち集水桝(3)	900	900	1200	1300	1300	1400	1400	200	200	158.350	φ600 157.350	PU1-B300-H300 157.350	－	－	157.150	0.20	3	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
4	NO.6+3.50(右)	現場打ち集水桝(4)	900	900	1200	1300	1300	1400	1400	200	200	154.878	φ600 153.878	PU1-B300-H300 153.878	PU1-B300-H300 153.878	PU1-B300-H300 153.878	153.678	0.20	3	縞鋼板蓋	
5	NO.6+11.45(右)	現場打ち集水桝(5)	700	700	500	1000	1000	1100	1100	150	150	154.000	PU1-B300-H300 153.700	PU1-B300-H300 153.700	PU1-B300-H300 153.700	－	153.500	0.20	－	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
6	NO.7+6.31(右)	現場打ち集水桝(2)	600	600	500	900	900	1000	1000	150	150	154.337	－	154.037	－	154.037	153.837	0.20	－	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
7	NO.6+3.50(右)	現場打ち集水桝(6)	300	700	1000	600	1000	700	1100	150	150	155.644	φ600 154.794	函渠型側溝(300×300) 155.245	－	函渠型側溝(300×300) 155.245	154.644	0.15	－	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	
8	NO.3+3.27(右)	現場打ち集水桝(1)	500	500	500	800	800	900	900	150	150	158.350	PU1-B300-H300 158.050	PU1-B300-H300 158.050	－	－	157.850	0.20	－	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋（T-25）	

平 面 図

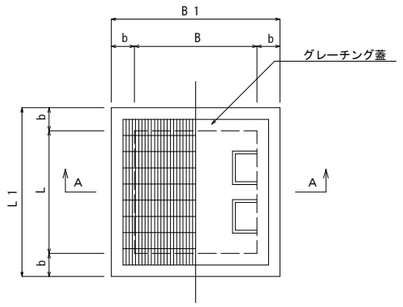

A － A

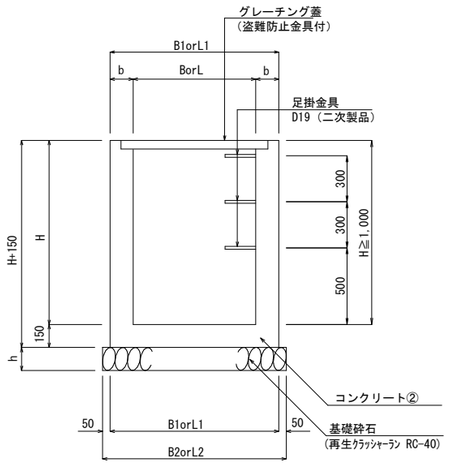

足掛金具詳細図

S=1:10

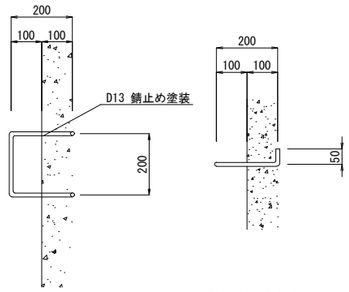

※ 足掛金具はH≧1.0mの場合に設置する。

桝位置における水路接続箇所および高さの凡例

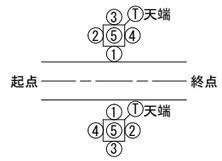

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	排水工詳細図(2) （市道横山796号線取付道路）		
縮 尺	図 示	図面番号	55 の 27
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水工詳細図（３）

（市道横山796号線取付道路）

側　面　図

S=1:50

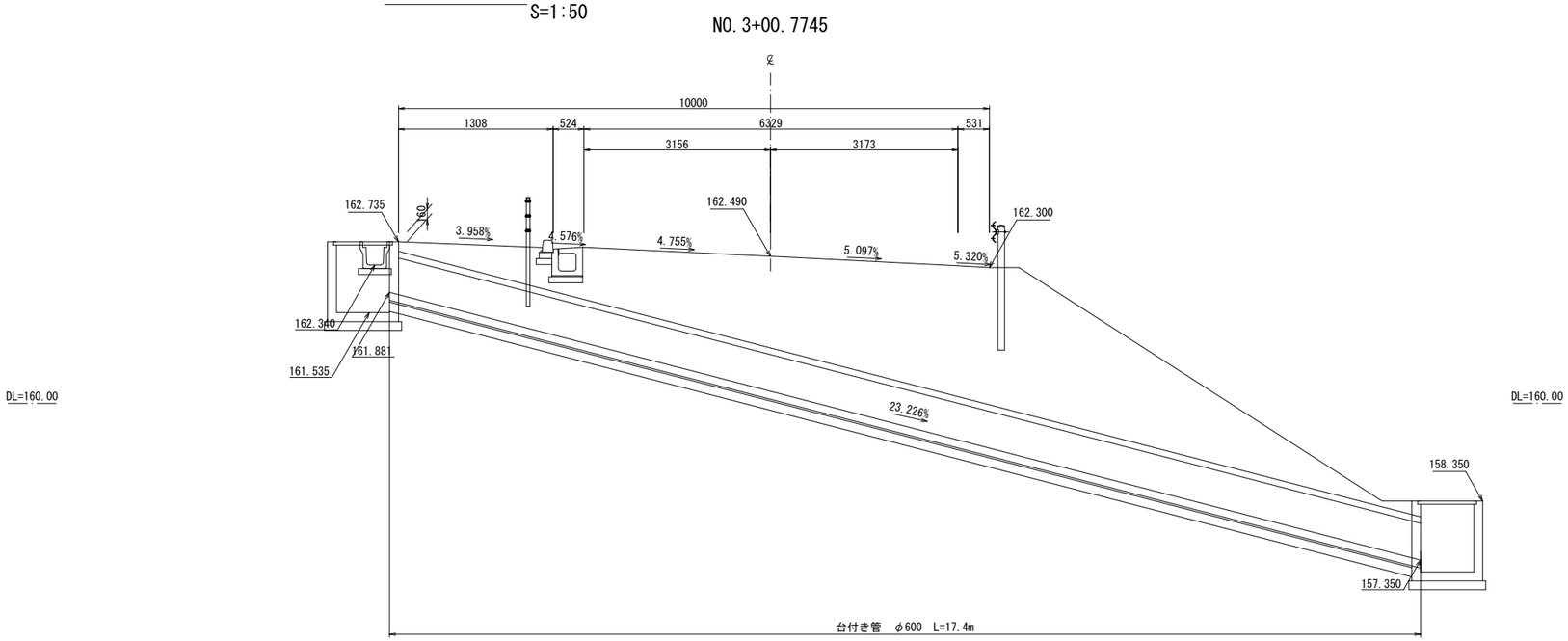

管渠工詳細図

S=1:20

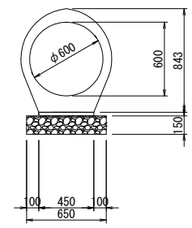

平　面　図

S=1:50

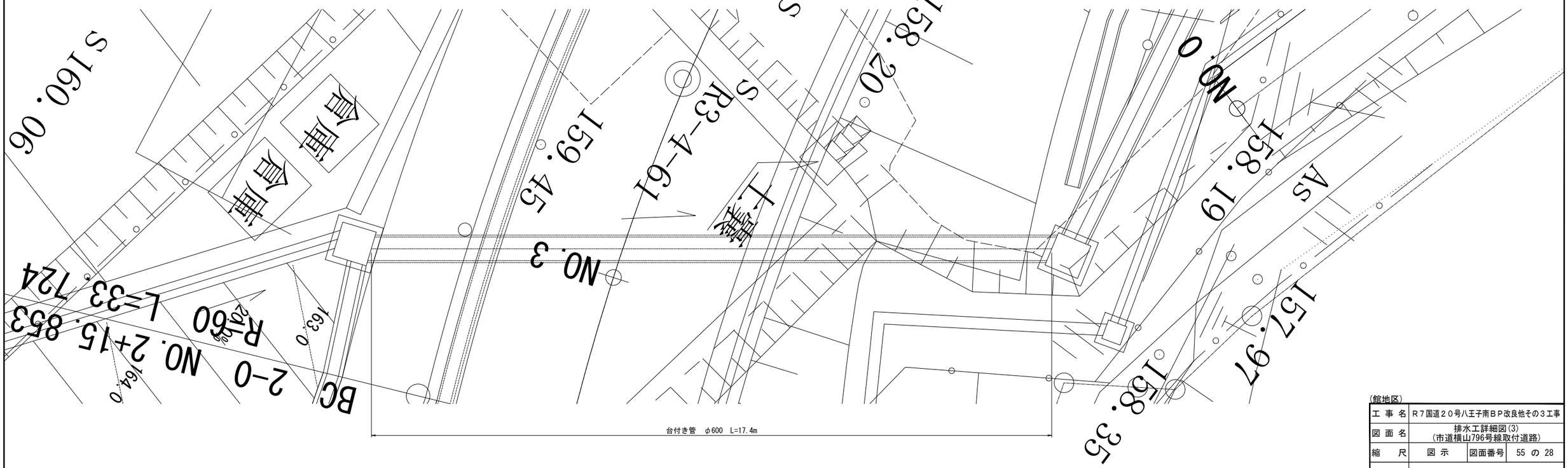

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	排水工詳細図(3) （市道横山796号線取付道路）		
縮尺	図示	図面番号	55 の 28
年月日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水工詳細図（４）

（市道横山796号線取付道路）

側　面　図

S=1:50

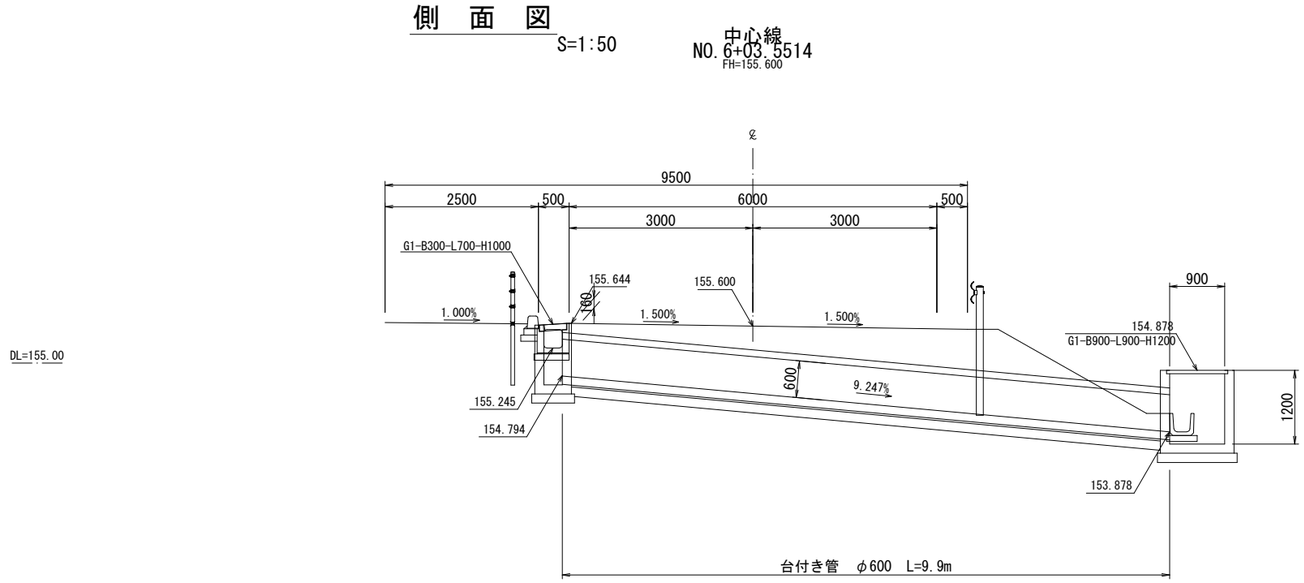

管渠工詳細図

S=1:20

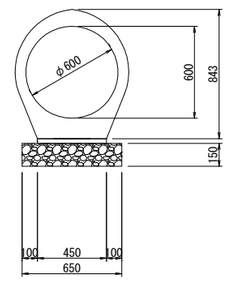

平　面　図

S=1:50

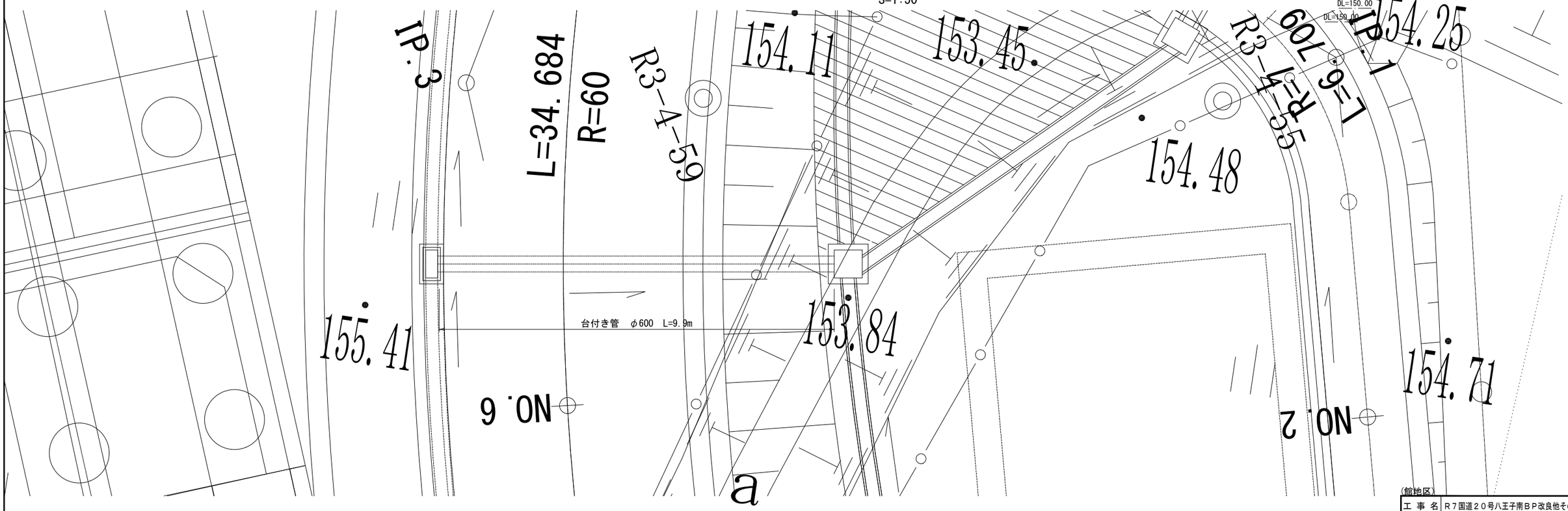

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図面名	排水工詳細図(4) （市道横山796号線取付道路）		
縮尺	図示	図面番号	55 の 29
年月日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

排水工詳細図（５） S=1:20

（市道横山796号線取付道路）

ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝構造図

函渠型側溝 B300用

平面図

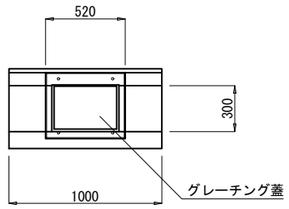

グレーチング蓋詳細図

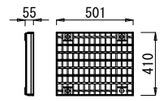

断面図

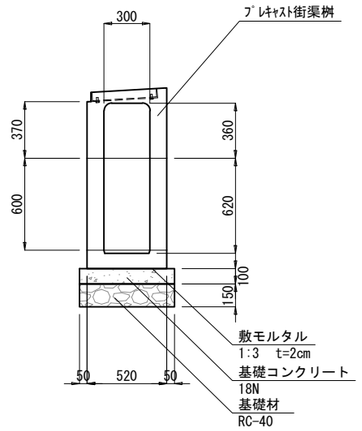

正面図

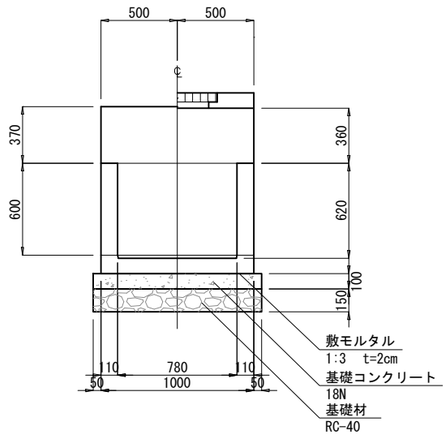

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	排水工詳細図(5) （市道796号線函渠型側溝）		
縮 尺	1:20	図面番号	55 の 30
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

しま鋼板蓋構造図 S=1:20

(市道横山796号線取付道路)

しま鋼板蓋詳細図

B900-L900用

平面図

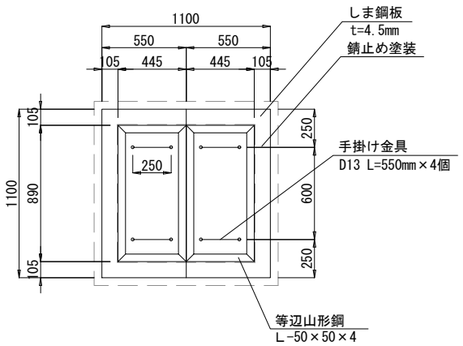

断面図

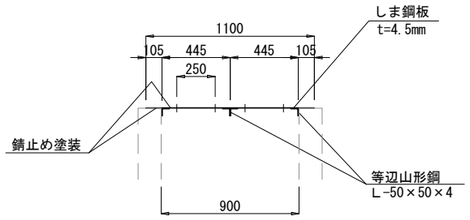

手掛け金具

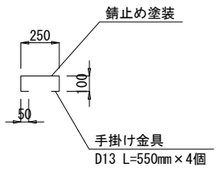

材料表(参考)

種　別	縞鋼板 (kg)	等辺山形鋼 (kg)	手掛け鉄筋 (kg)	総重量 (kg)	塗装面積 (㎡)	備　考
しま鋼板蓋(B900-L900用)	44.8	15.1	2.2	62.1	3.1	2枚掛

※B900以上は2枚掛とする。

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図 面 名	しま鋼板蓋構造図 (市道横山796号線取付道路)		
縮　　尺	1:20	図面番号	55 の 31
年 月 日	令和 8 年 4 月　日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

区画線工平面図

S=1:250

（市道横山796号線取付道路）

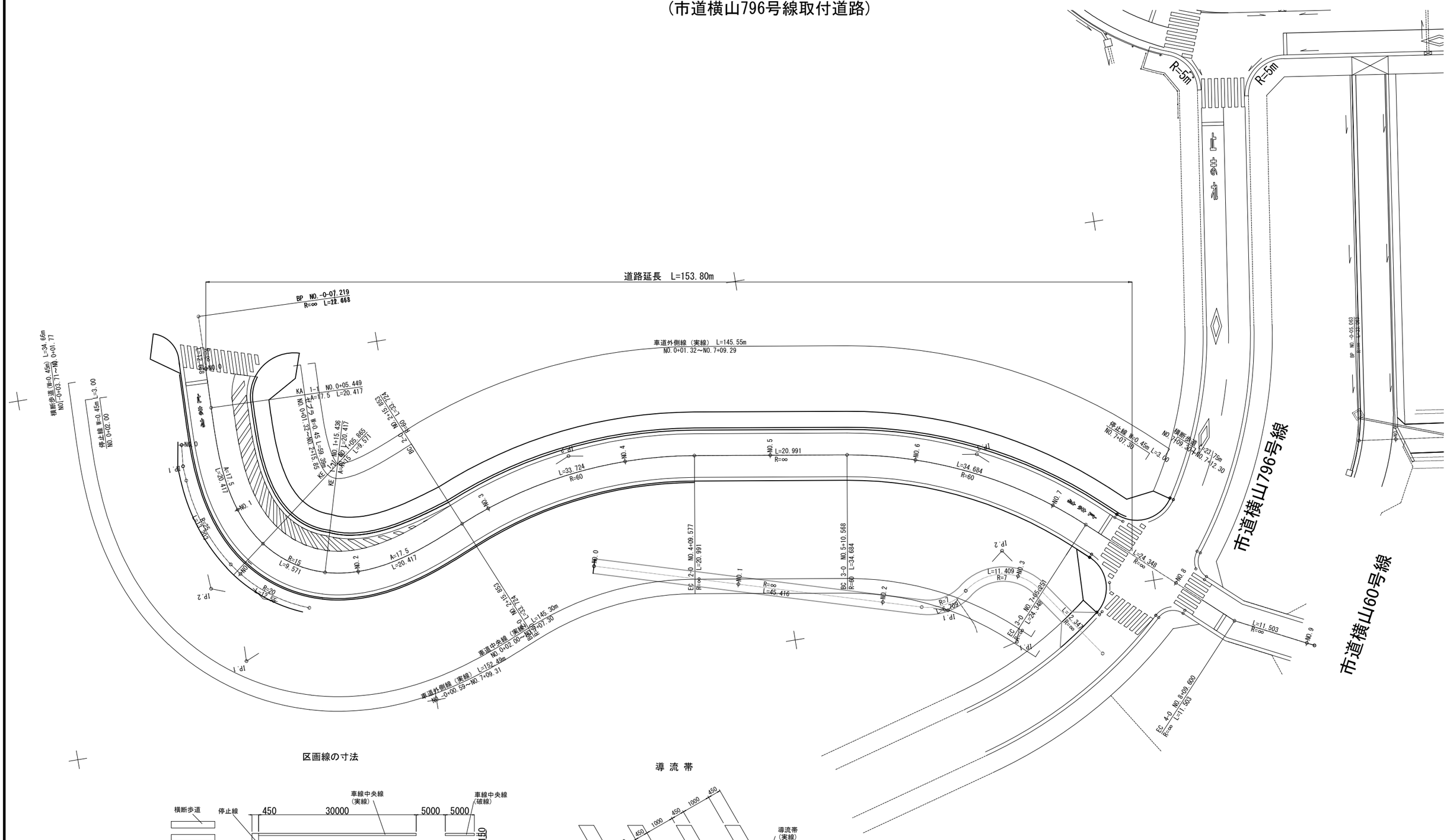

区画線の寸法

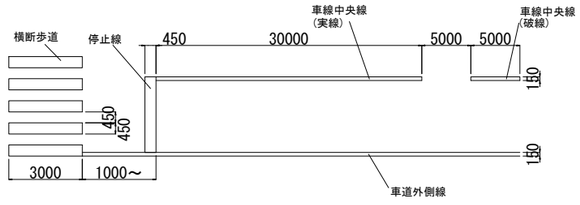

導 流 帯

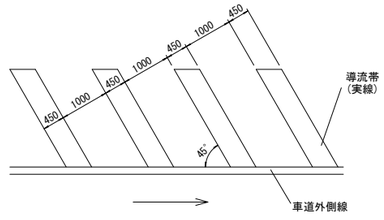

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（館地区）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	区画線工平面図 （市道横山796号線取付道路）		
縮 尺	1：250	図面番号	55 の 32
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

張出歩道構造一般図（その1）

平　面　図

S=1:100

A1

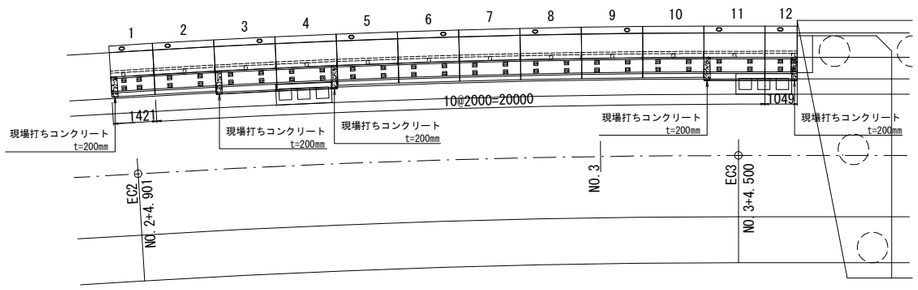

A2

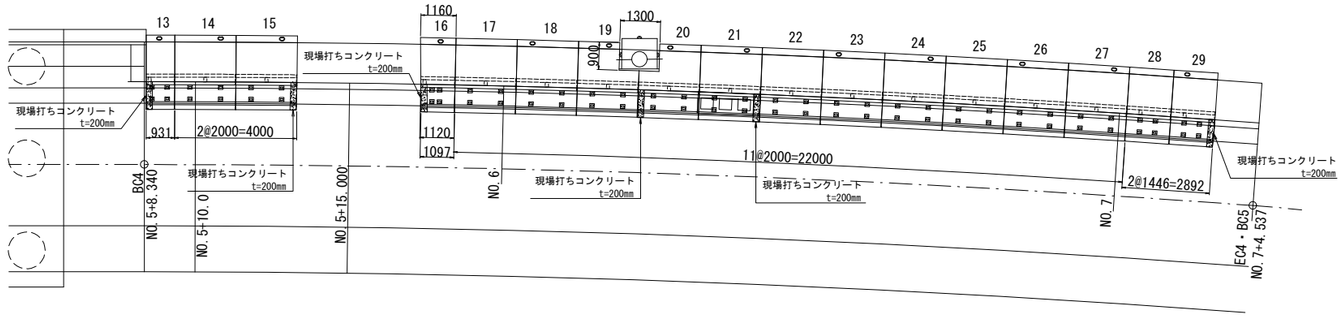

展　開　図

S=1:100

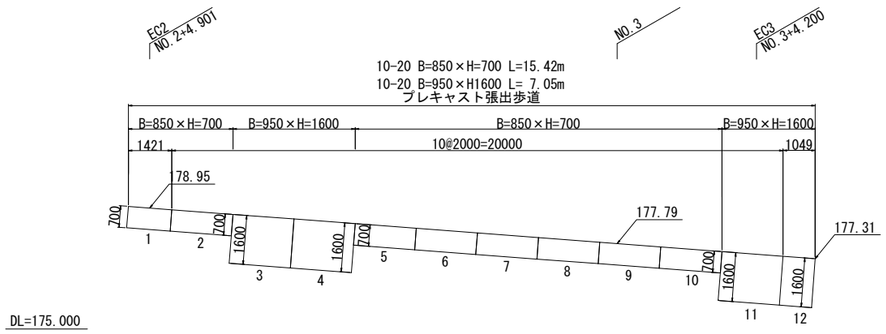

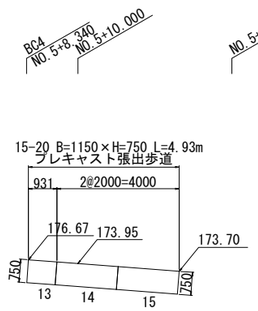

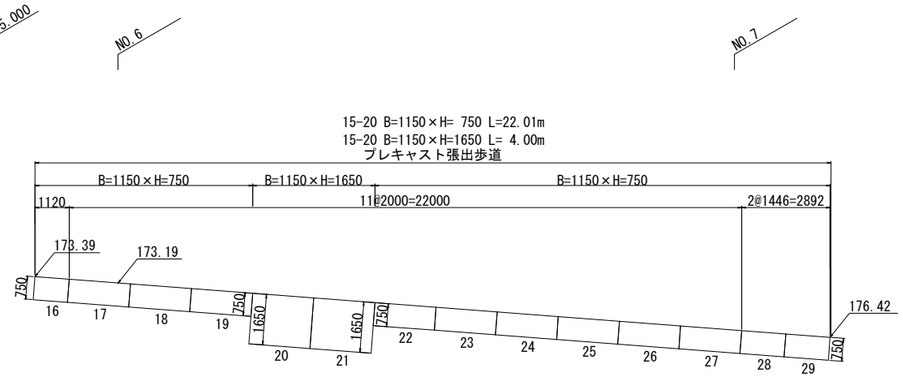

プレキャスト張出歩道 数量表

製品規格			数量(本)	備考
1	10-20 (C) B=850 × H=700	LM=1421	1	
2,5,8	10-20 (L) B=850 × H=700	L=2000	3	
3	10-20 (R) B=950 × H=1600	L=2000	1	
4	10-20 (N) B=950 × H=1600	L=2000	1	
6,9	10-20 (R) B=850 × H=700	L=2000	2	
7,10	10-20 (N) B=850 × H=700	L=2000	2	
11	10-20 (L) B=950 × H=1600	L=2000	1	
12	10-20 (L) B=950 × H=1600	L0=1049	1	
13	15-20 (R) B=1150 × H=750	LM=931	1	
14,15,24,27	15-20 (R) B=1150 × H=750	L=2000	4	
16	15-20 (R) B=1150 × H=750	LM=1097/1160	1	
17,22,25	15-20 (N) B=1150 × H=750	L=2000	3	
18,23,26	15-20 (L) B=1150 × H=750	L=2000	3	
19	15-20 (C) B=1150 × H=750	L=2000	1	切欠有
20	15-20 (C) B=1150 × H=1650	L=2000	1	切欠有
21	15-20 (R) B=1150 × H=1650	L=2000	1	
28	15-20 (N) B=1150 × H=750	LM=1446	1	
29	15-20 (C) B=1150 × H=750	LM=1446	1	
計			29	

現場打ちコンクリート打設図

S=1:50

A1橋台側3連桝部

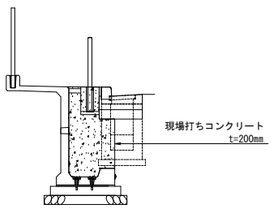

A1橋台側標準部

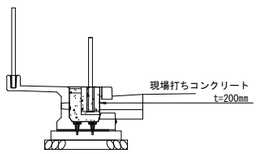

A2橋台側3連桝部

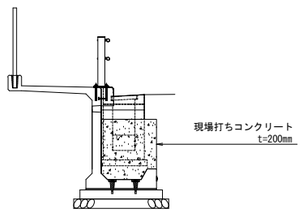

A2橋台側標準部

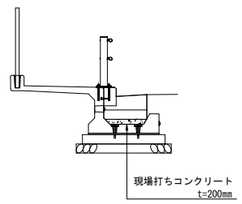

＜表示規格＞

00-00　C　B=0000　×　H=0000

- 呼び寸法：底版幅B寸法　及び　側壁高H寸法（mm）
- ガードパイプの穴位置　※1
- 呼称（10-20、15-20、20-15、25-15、30-15）

※1：製品を底版側（車道側）から見た時のガードパイプ穴の位置を記号で示します。
L---左、　C---真ん中、　R---右、　N---無し

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります

※　本図の標高は平成10年度南バイパス測量で得られた
標高を基準としてある。よって最新の標高とは差異がある。
A3縮小時　S=1:200

(館地区)

工事名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図面名	張出歩道構造一般図（その1）		
縮尺	図示	図面番号	55 の 33
年月日	令和 8 年 4 月　日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

張出歩道構造一般図（その2）

S=1:50

A1橋台側3連桝部

10-20 B=950×H=1600

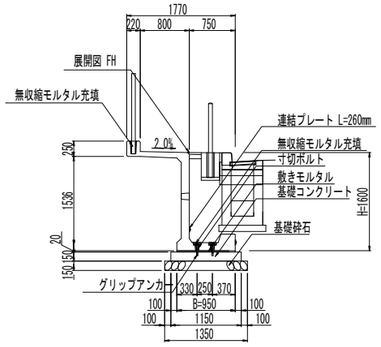

A1橋台側標準部

10-20 B=850×H=700

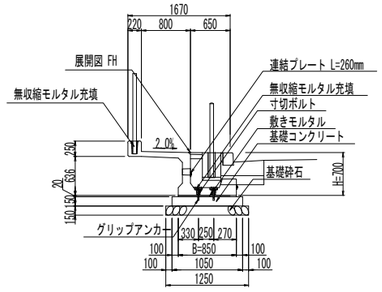

A2橋台側3連桝部

15-20 B=1150×H=1650

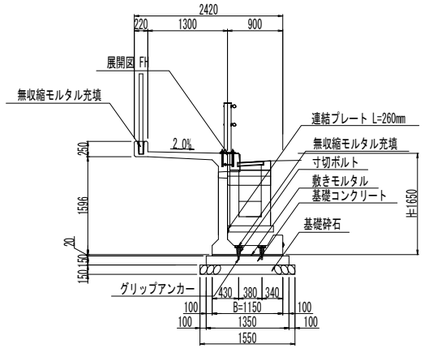

A2橋台側標準部

15-20 B=1150×H=750

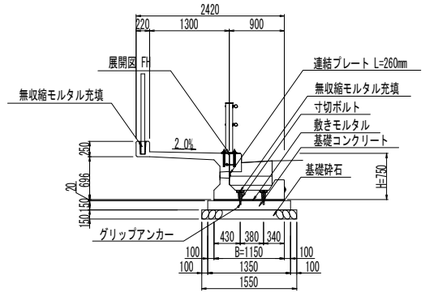

※ 張出し歩道（製品）は、製品寸法1996mm＋目地寸法4mm
合計で2000mmとなる。

※ 目地は無収縮モルタルを使用すること。

※ 寸切ボルトの延長方向のピッチは、基本1000mmとする。

※ 製品敷設後、底板から突出した寸切ボルトの先端は、
切断すること。

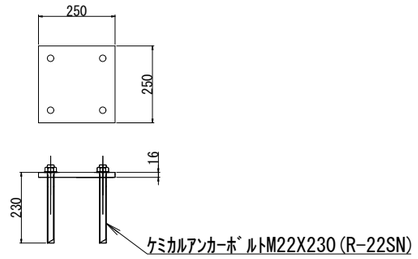

プレキャスト張出歩道 材料表

区分	項目	材 料	規 格	単位	算 出 式	数量
張出歩道	-	10-20 B=850×H=700	-	本		8
		10-20 B=950×H=1600	-	本		4
		15-20 B1150×H=750	-	本		15
		15-20 B1150×H=1650	-	本		2
据付工	縦方向連結材	グリップアンカー	M16×L=60mm	本	29 × 4	116
		寸切ボルト	SS400 L=250mm	本	29 × 4	116
		連結プレート	t=6mm L=110mm	枚	29 × 4	116
		丸座金	M16	個	29 × 4	116
		六角ナット	M16	個	29 × 4	116
		無収縮モルタル(10-20)	穴埋め用	m3	12 × 4 × 0.002	0.10
		無収縮モルタル(15-20)	穴埋め用	m3	17 × 4 × 0.0022	0.15
	横方向連結材	連結プレート	t=9mm L=260mm	枚	29 × 2	58
		六角ボルト	M16 L=35mm	個	29 × 2 × 2	116
	吸出防止材	排水穴用	200×200	枚	29 × 1	29
		排水目地用	150×500	枚	29 × 1	29
基礎工	基礎材	敷きモルタル(10-20 B=850)	1 : 3	m3	0.850 × 0.020 × 15.42	0.26
		敷きモルタル(10-20 B=950)	1 : 3	m3	0.950 × 0.020 × 7.05	0.13
		敷きモルタル(15-20 B=1150)	1 : 3	m3	1.150 × 0.020 × 30.94	0.71
		基礎コンクリート(10-20)	σck=18N/mm2	m3	1.050 × 0.150 × 15.42	2.43
		基礎コンクリート(10-20)	σck=18N/mm2	m3	1.150 × 0.150 × 7.05	1.22
		基礎コンクリート(15-20)	σck=18N/mm2	m3	1.350 × 0.150 × 30.94	6.27
		上記型枠	-	m2	0.150 × 2 × 53.41	16.02
		基礎砕石(10-20 B=850)	RC-40	m2	1.250 × 15.42	19.28
		基礎砕石(10-20 B=950)	RC-40	m2	1.550 × 7.05	10.93
		基礎砕石(15-20 B=1150)	RC-40	m2	1.550 × 30.94	47.96

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R7国道20号八王子南BP改良他その3工事		
図 面 名	張出歩道構造一般図（その2）		
縮 尺	1:50	図面番号	55 の 34
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

階段工一般図 S=1:100

平 面 図

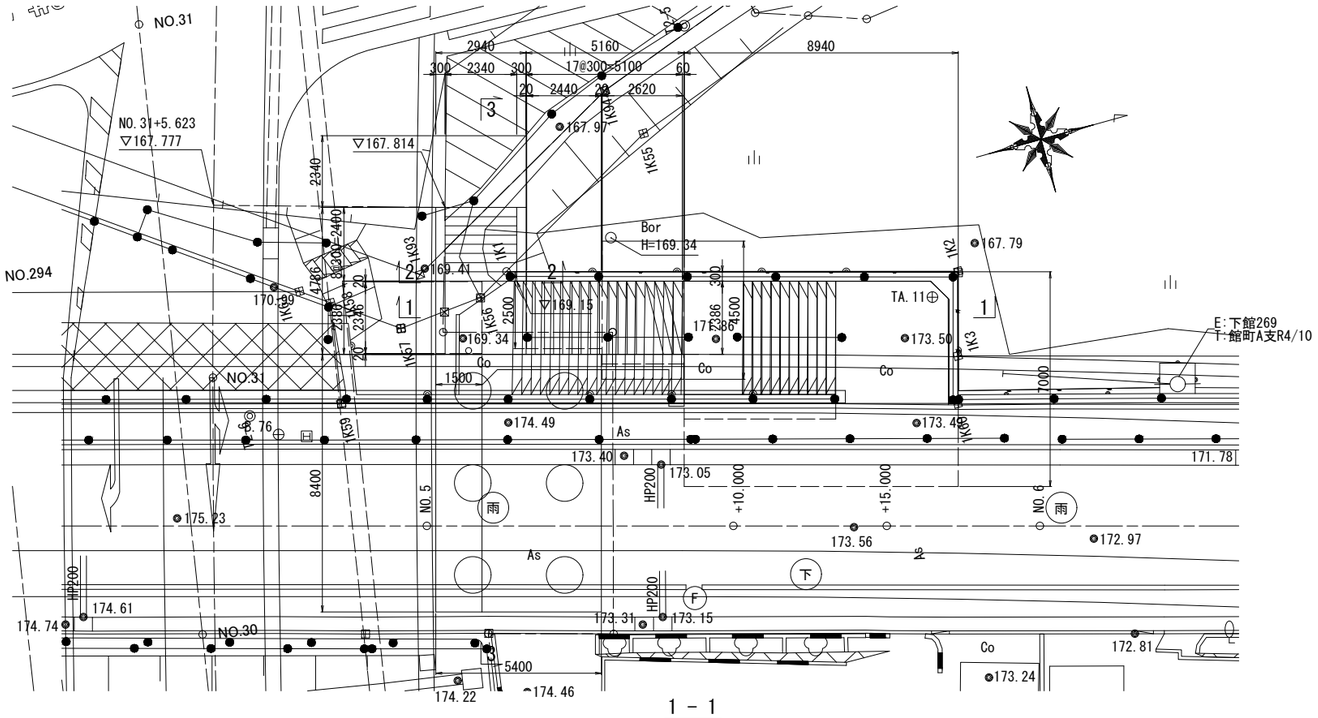

1 － 1

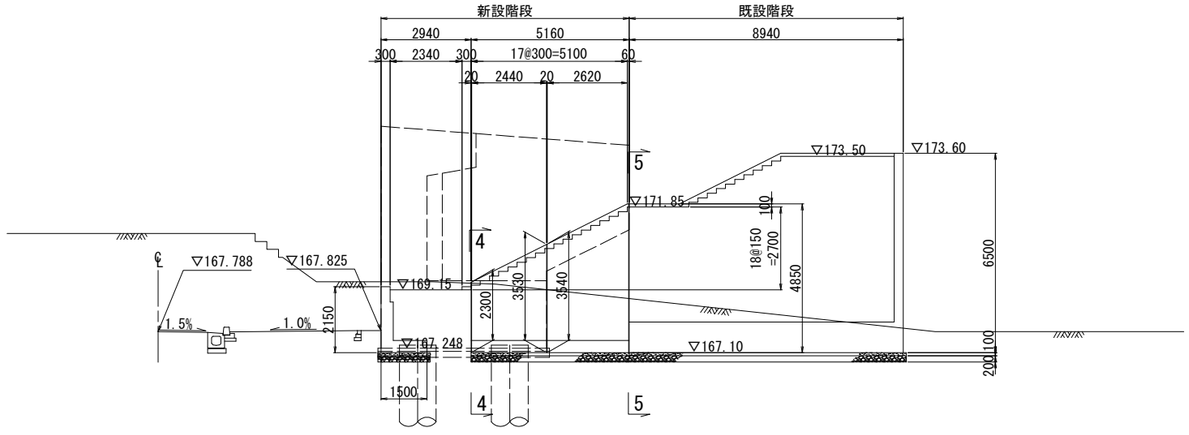

2 － 2

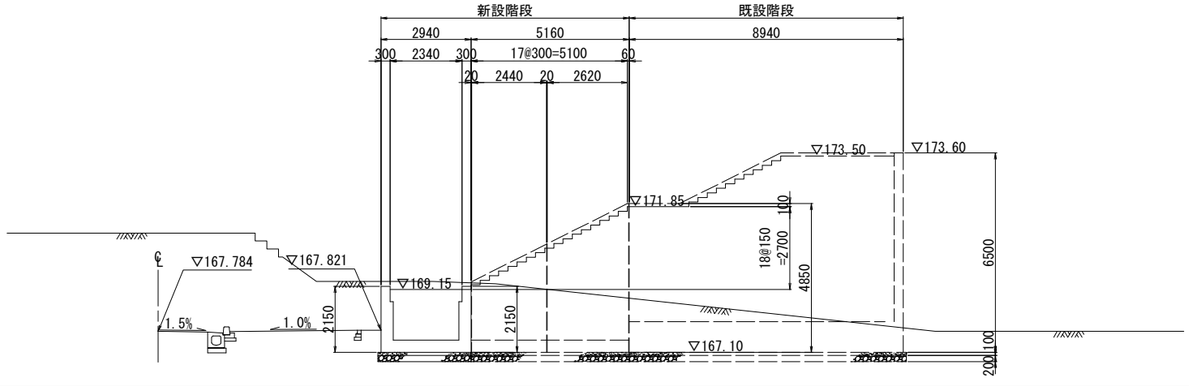

3 － 3

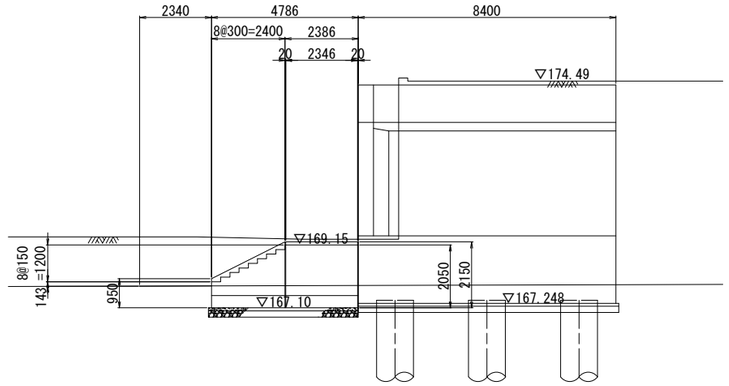

4 － 4

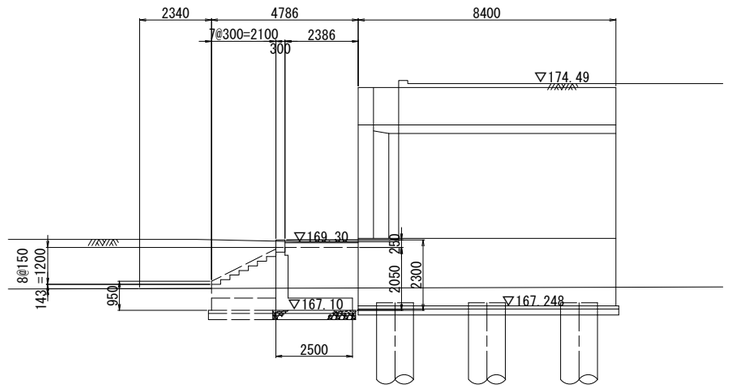

5 － 5

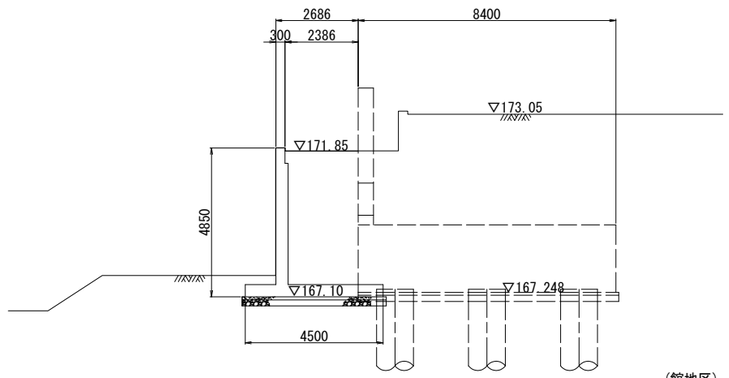

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	階段工一般図		
縮 尺	1:100	図面番号	55 の 35
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

階段工詳細図

階段ブロック配置図　S=1:30

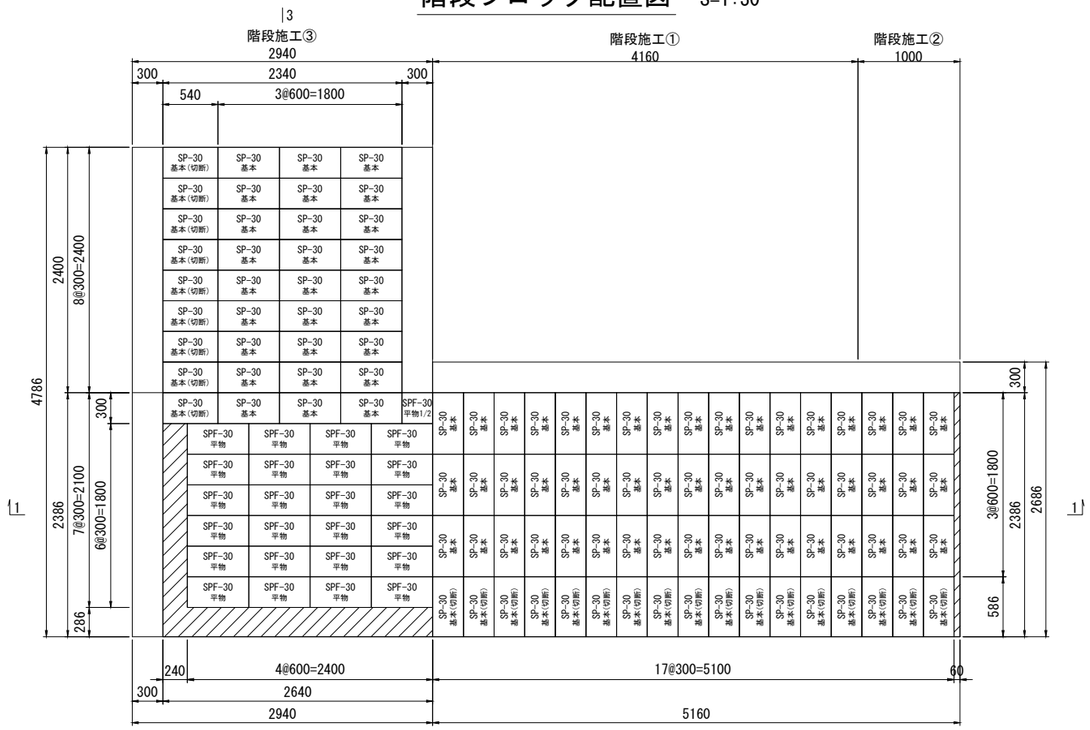

※SP-30 基本(切断)はSP-30 基本をカットにて対応。
▨ 部は場所打ちコンクリートにて施工すること。

標準施工断面図　S=1:20

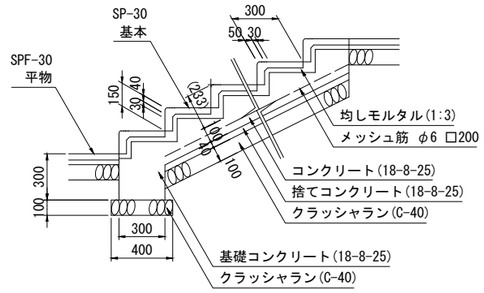

ブロック詳細図　S=1:20

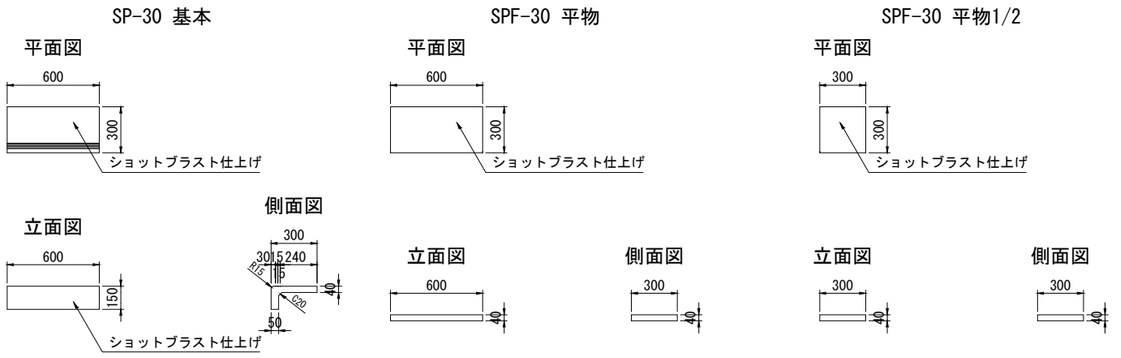

1 － 1 断面図　S=1:30

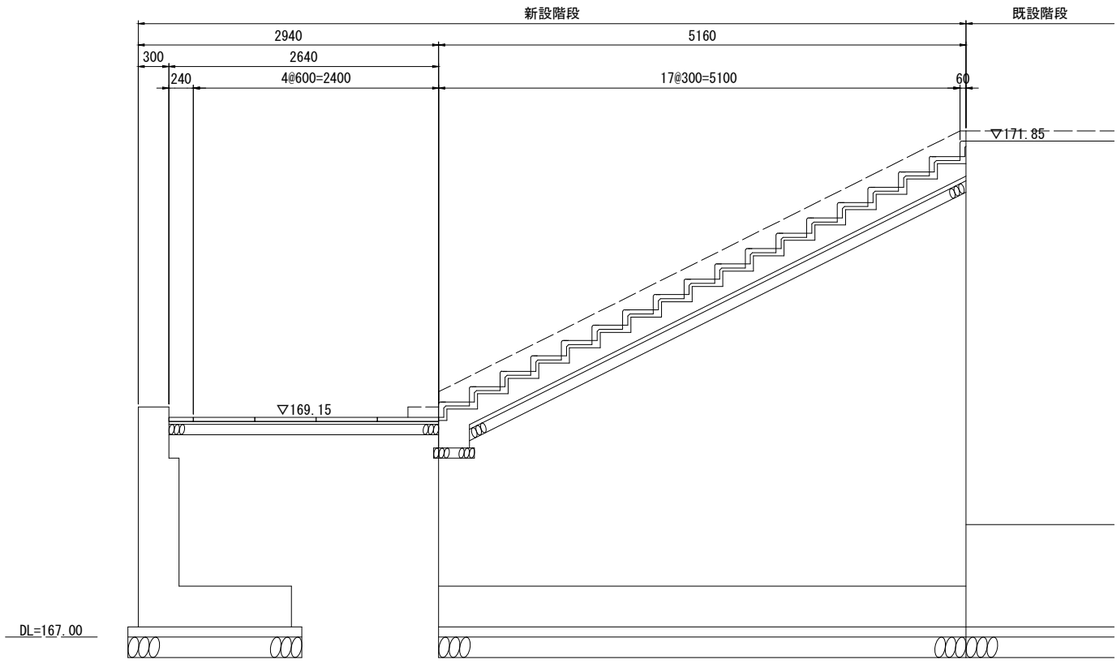

3 － 3 断面図　S=1:30

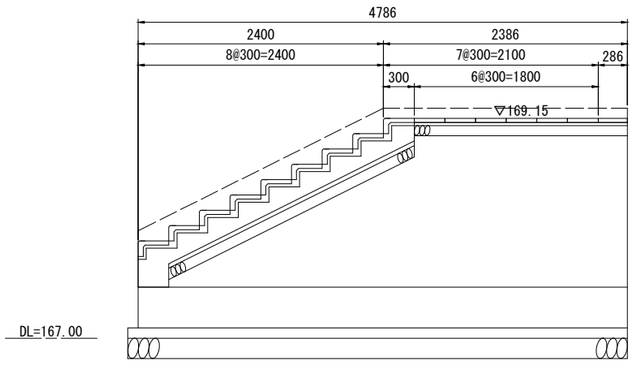

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(館地区)

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	階段工詳細図		
縮　　尺	図示	図面番号	55 の 36
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (1)　S=1:500

（国道20号BP保全）

道路除草(複合)　A=50,000m2

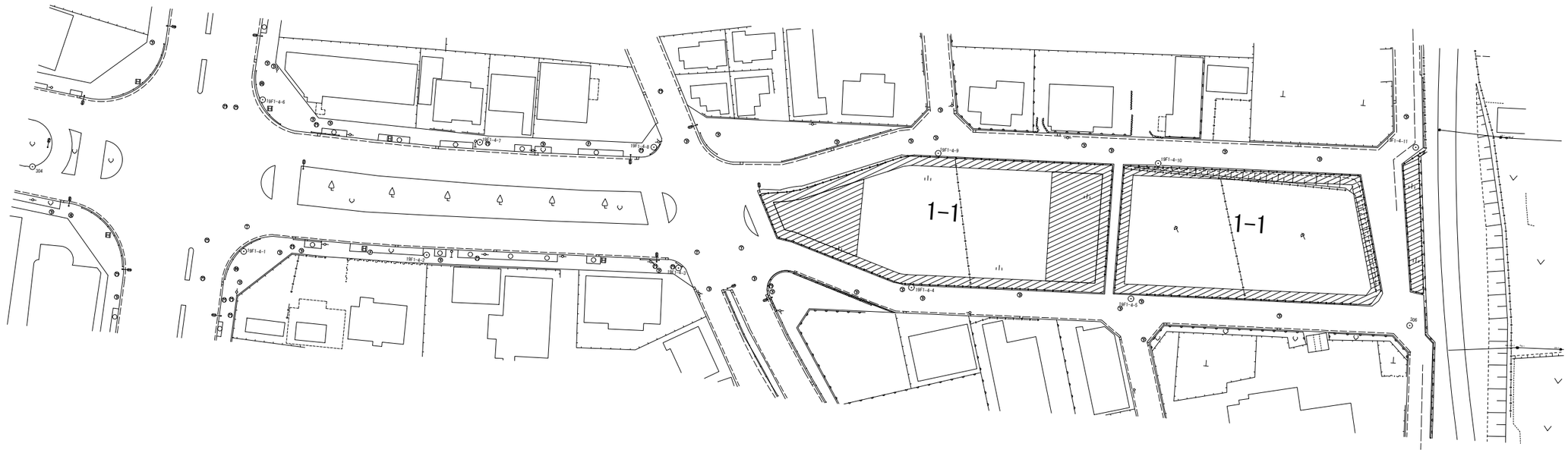

除草工

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(1)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 37
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平 面 図 (2)　S=1:500

（国道20号BP保全）

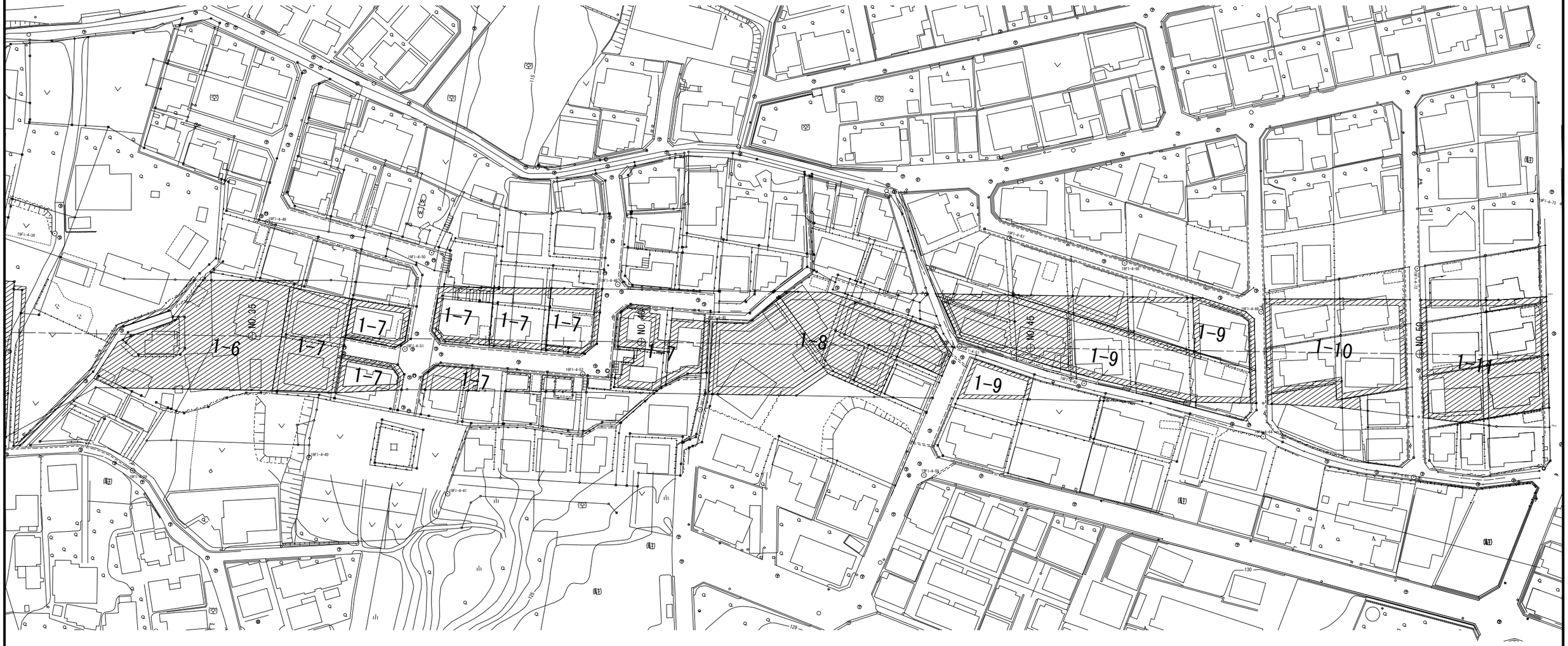

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(2)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 38
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (3)　S=1:500

（国道20号BP保全）

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(3)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 39
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (4)　S=1:500

（国道20号BP保全）

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(4)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 40
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (5)　S=1:500

（国道20号BP保全）

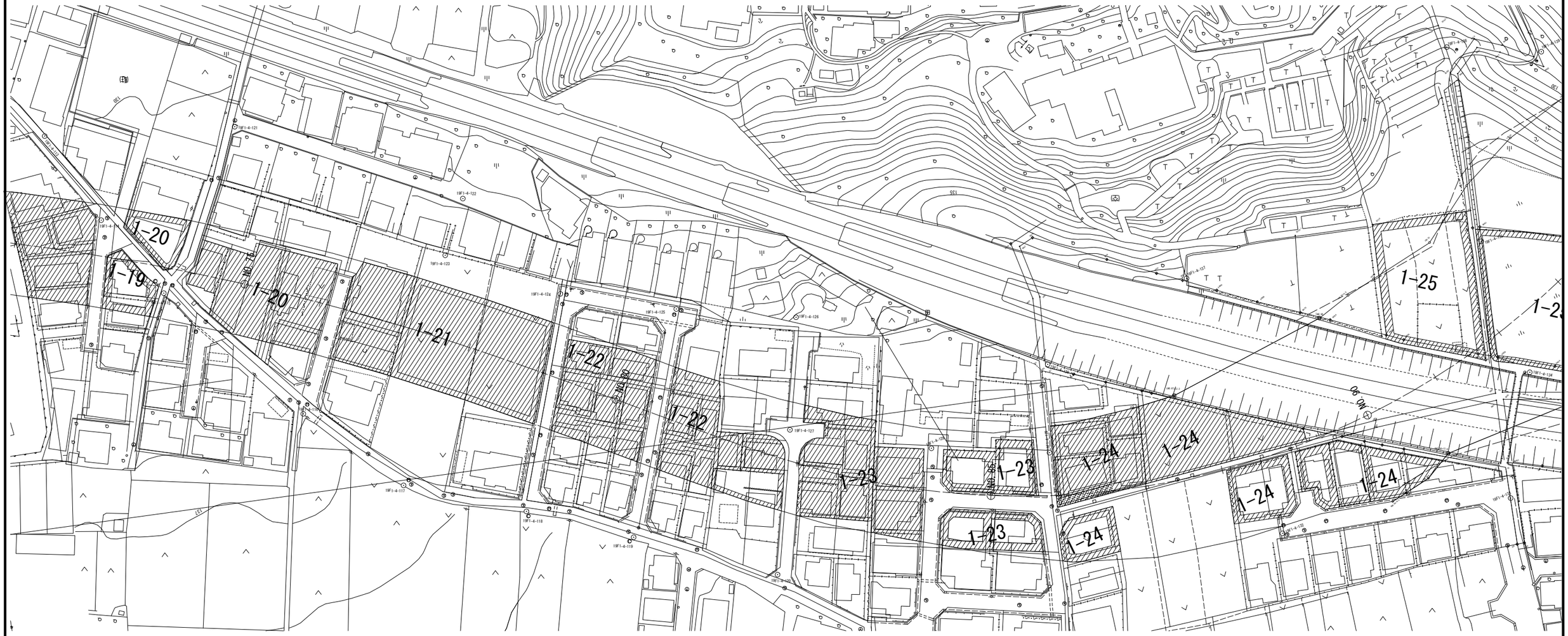

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(5)		
縮　尺	1:500	図面番号	55 の 41
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (6)　S=1:500

（国道20号BP保全）

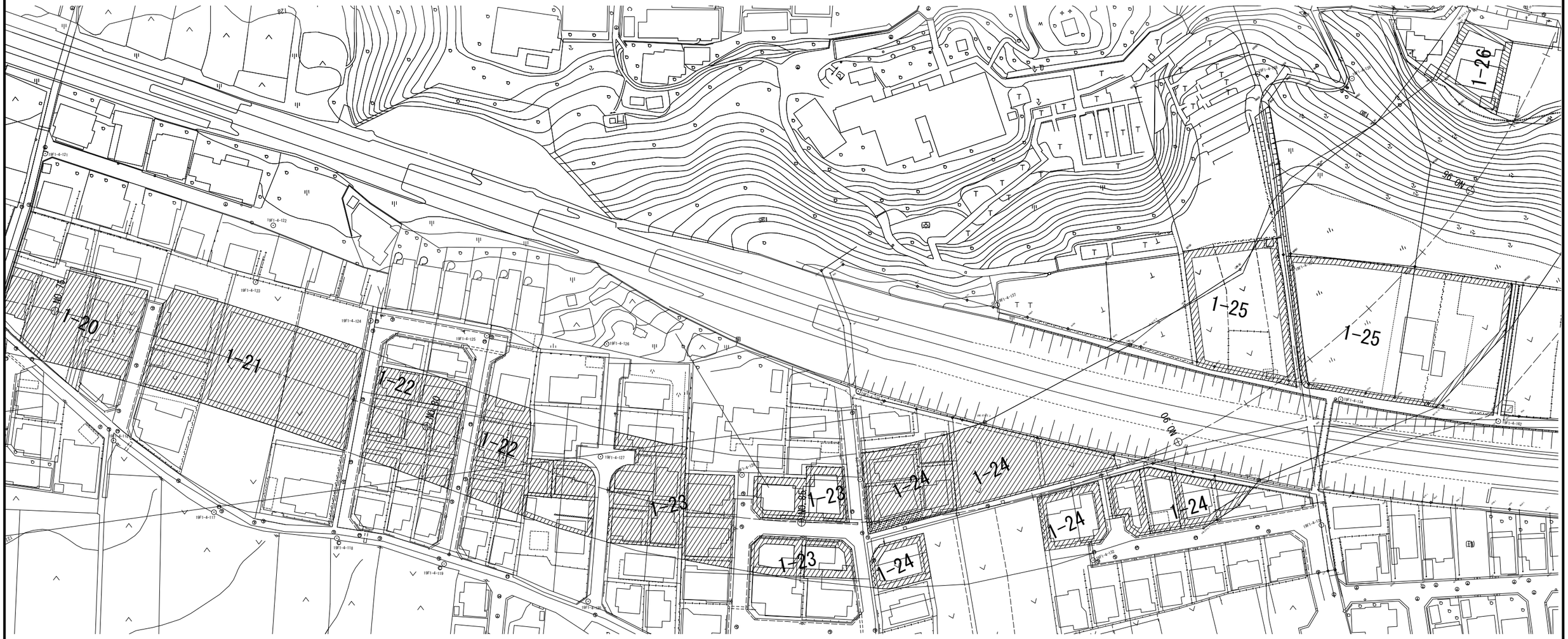

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(6)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 42
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (7)　S=1:500

（国道20号BP保全）

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(7)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 43
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (8)　S=1:500

（国道20号BP保全）

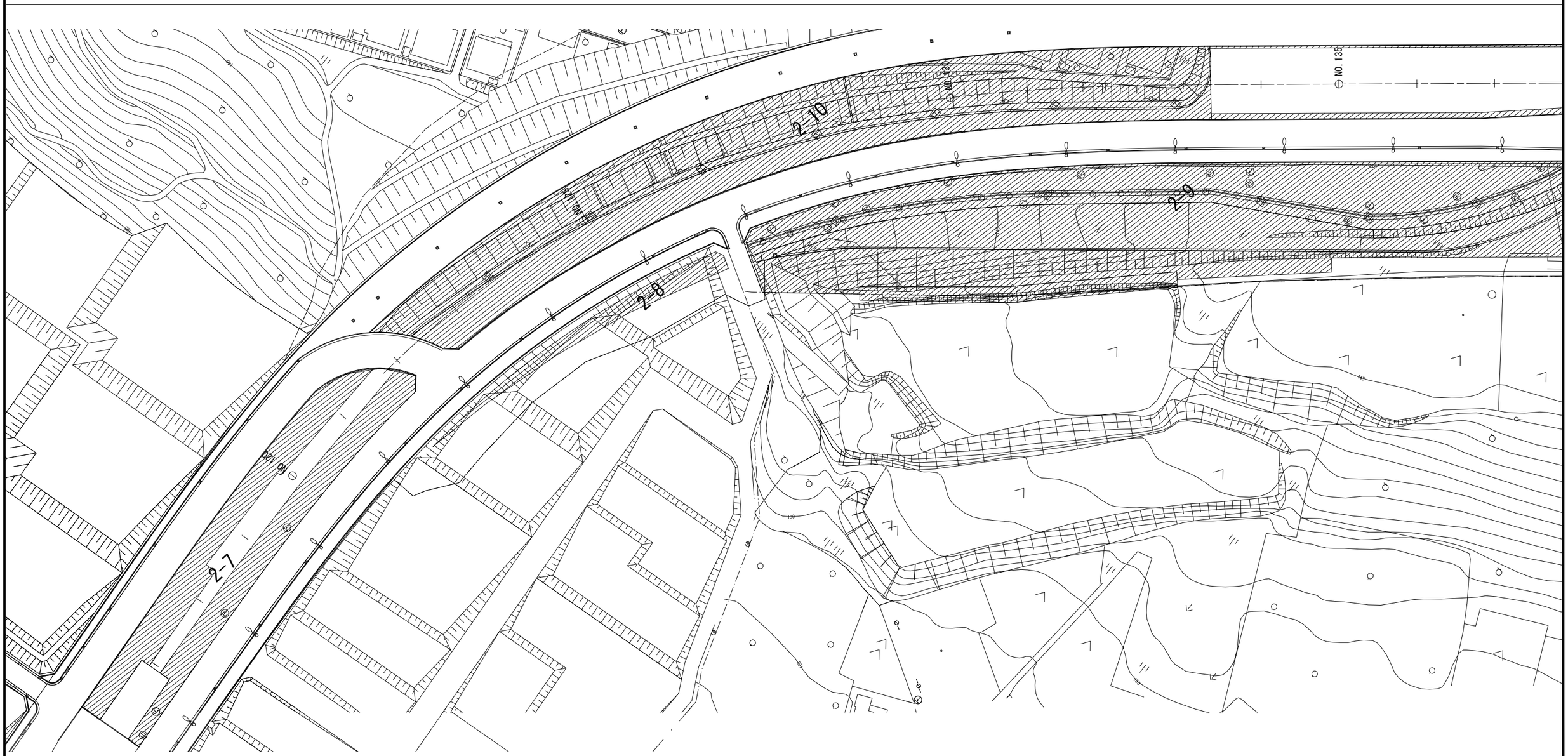

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(8)		
縮　　尺	S=1:500	図面番号	55 の 44
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (9)　S=1:500

（国道20号BP保全）

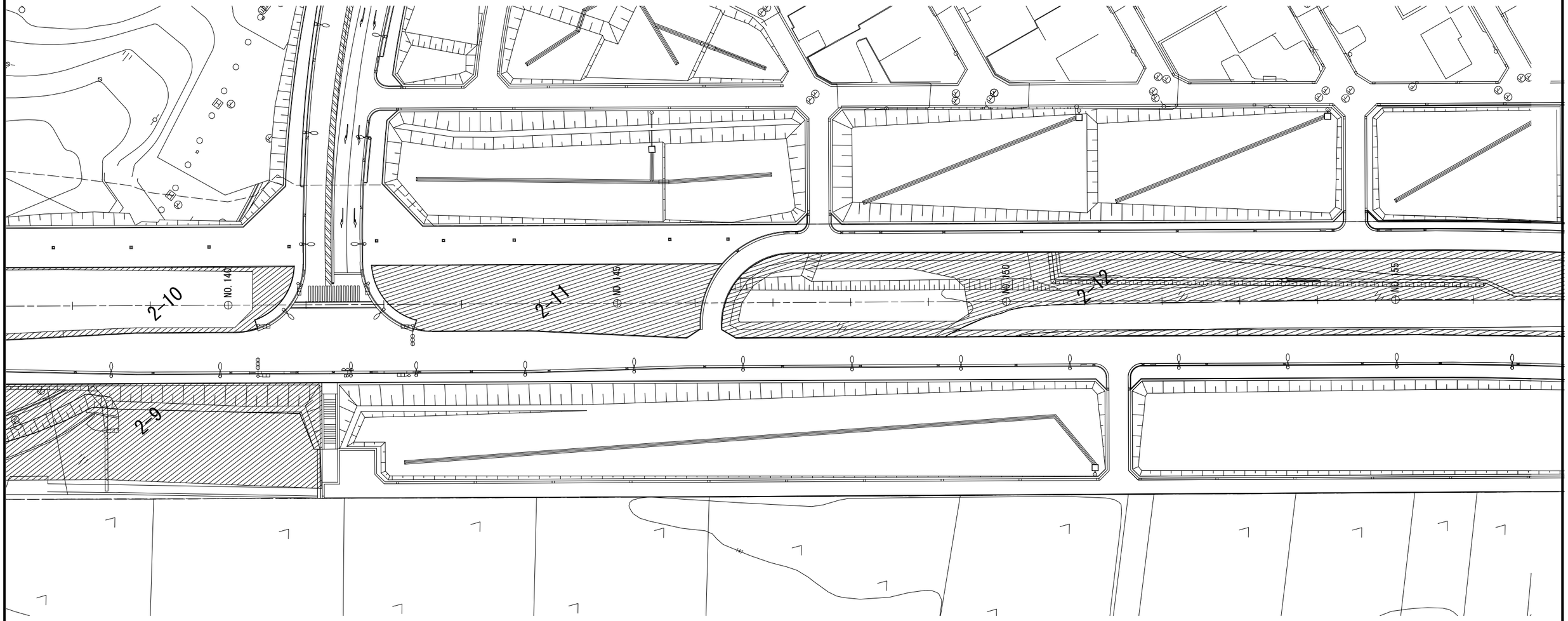

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(9)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 45
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (10)　S=1:500

（国道20号BP保全）

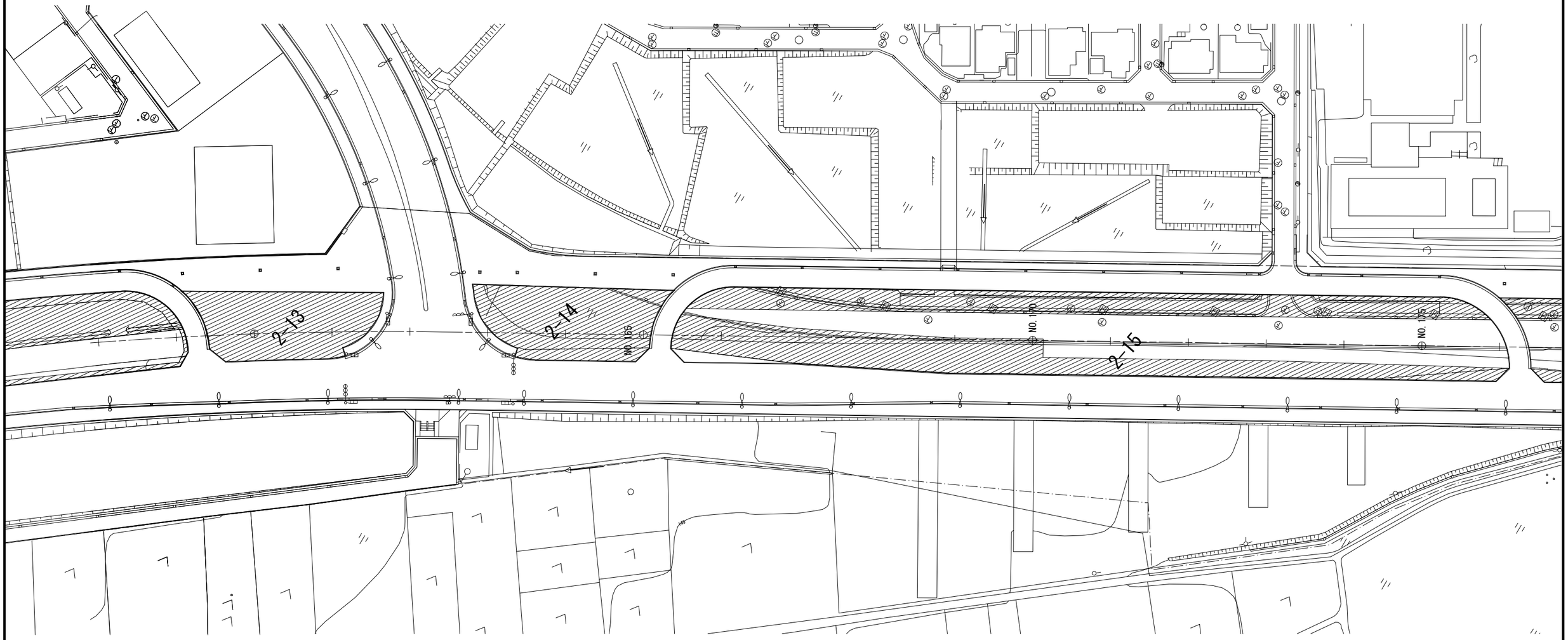

除草工

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(10)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 46
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平 面 図 (11)　S=1:500

（国道20号BP保全）

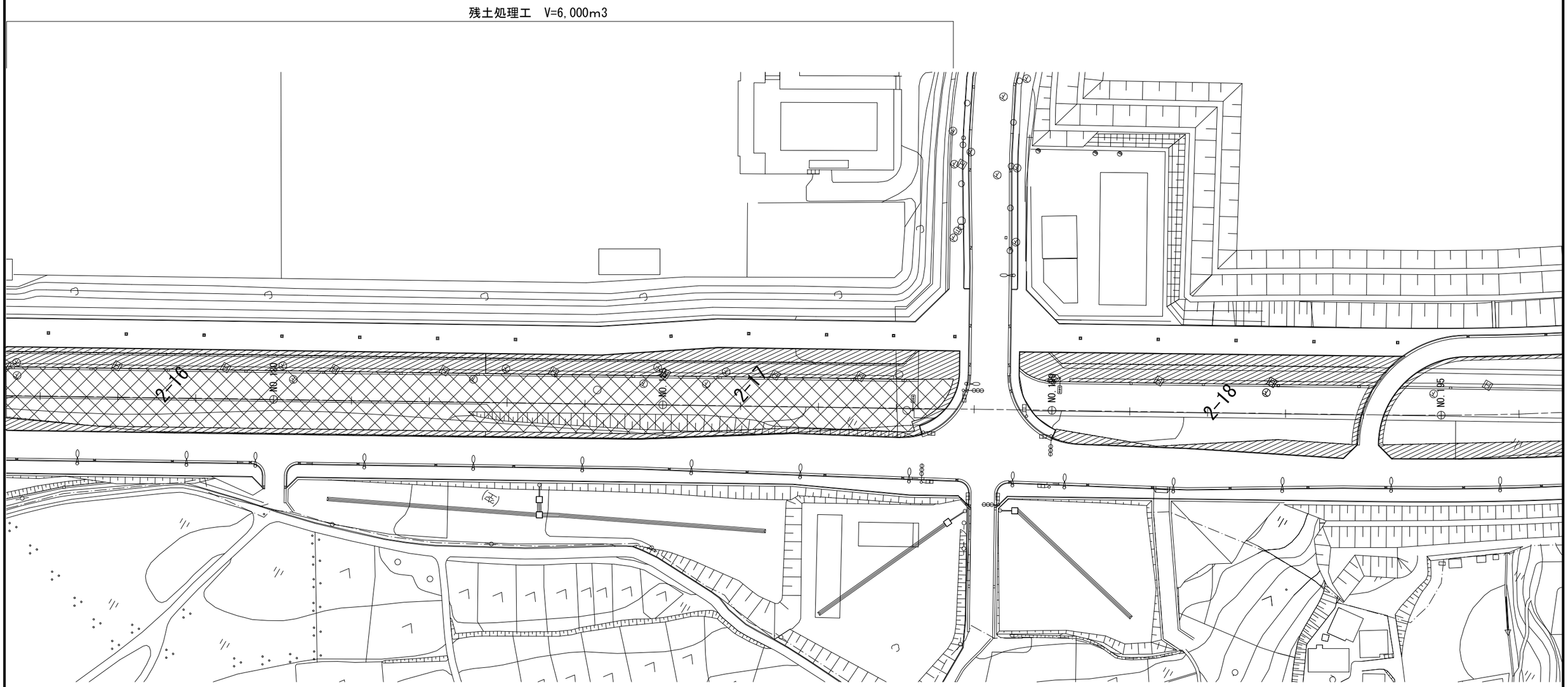

除草工

掘削工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(11)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 47
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (12)　S=1:500

（国道20号BP保全）

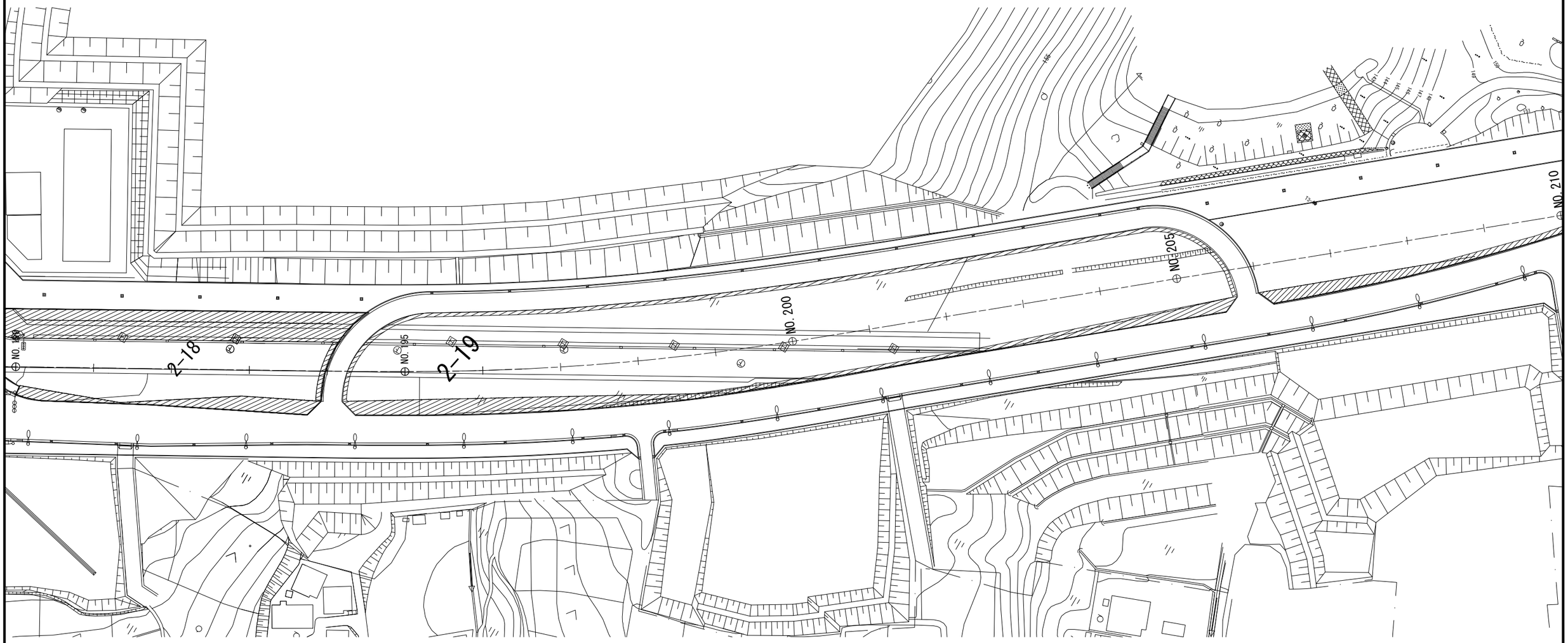

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(12)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 48
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (13)　S=1:500

（国道20号BP保全）

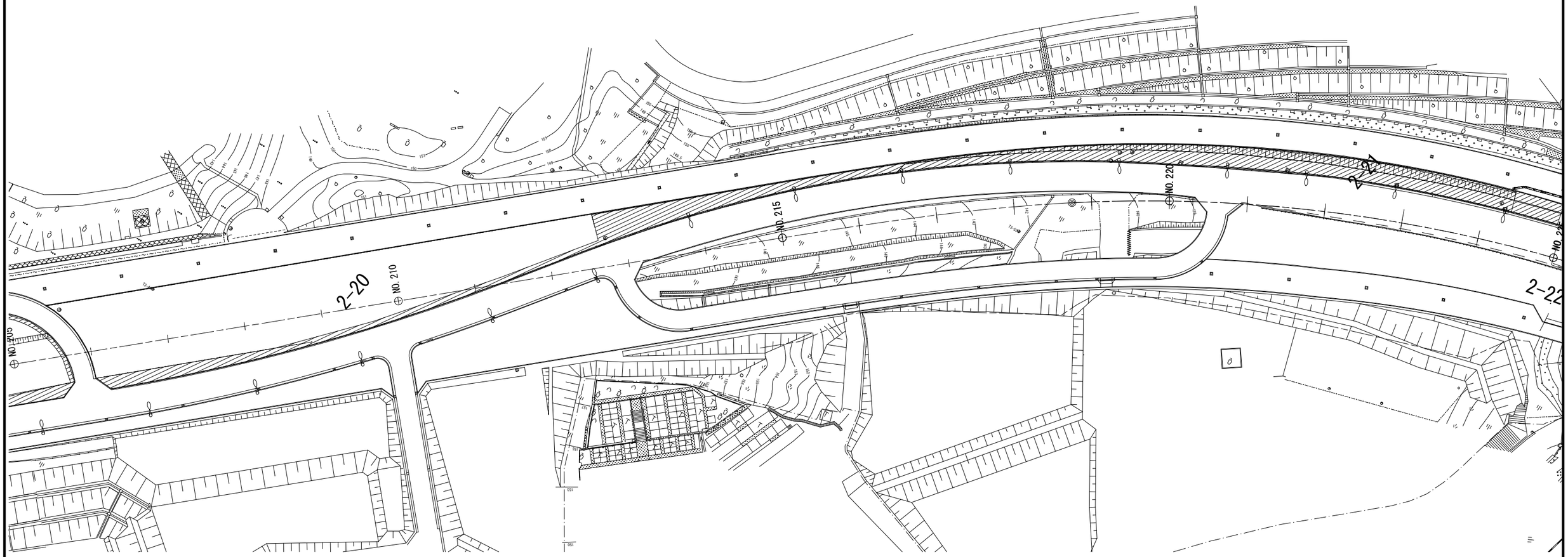

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(13)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 49
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (14)　S=1:500

（国道20号BP保全）

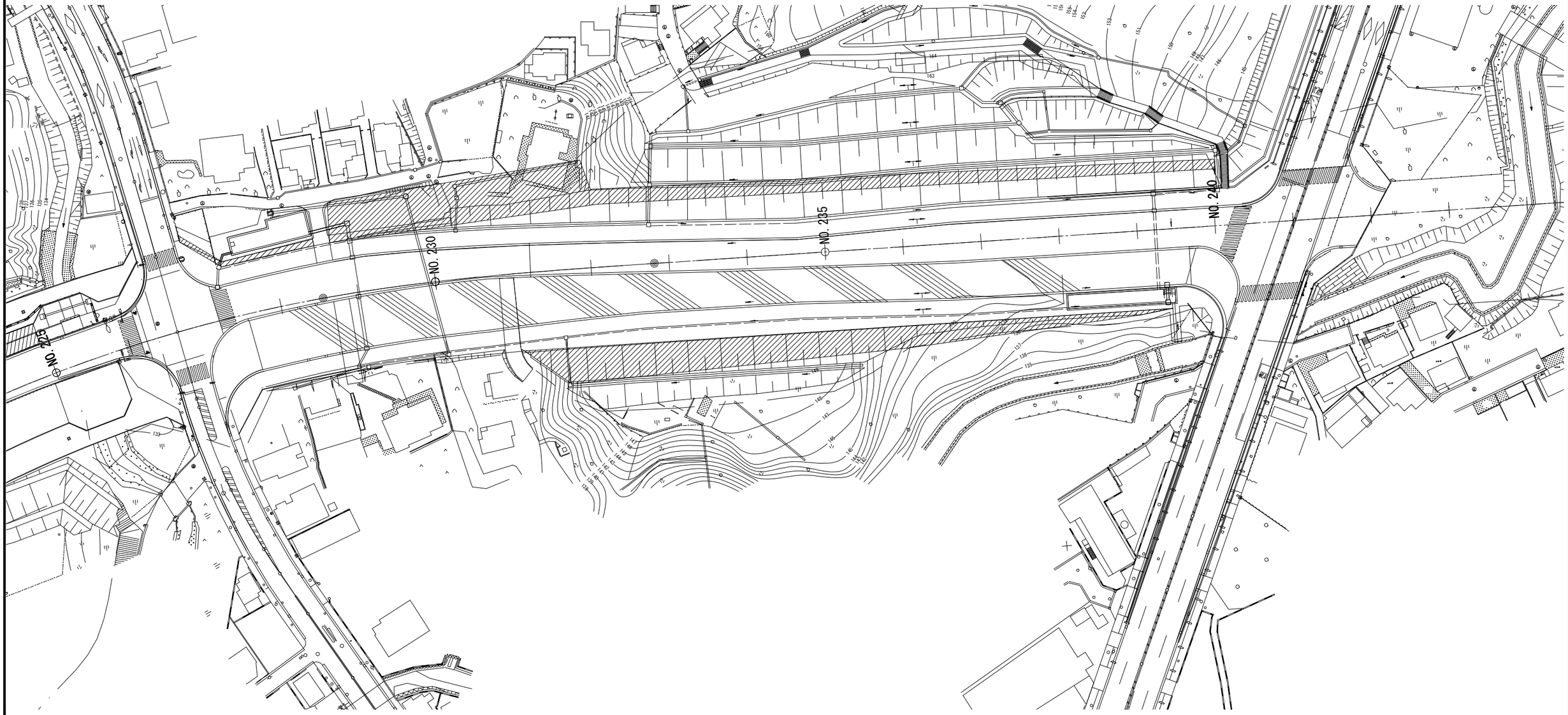

除草工

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(14)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 50
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平 面 図 (15)　S=1:500

（国道20号BP保全）

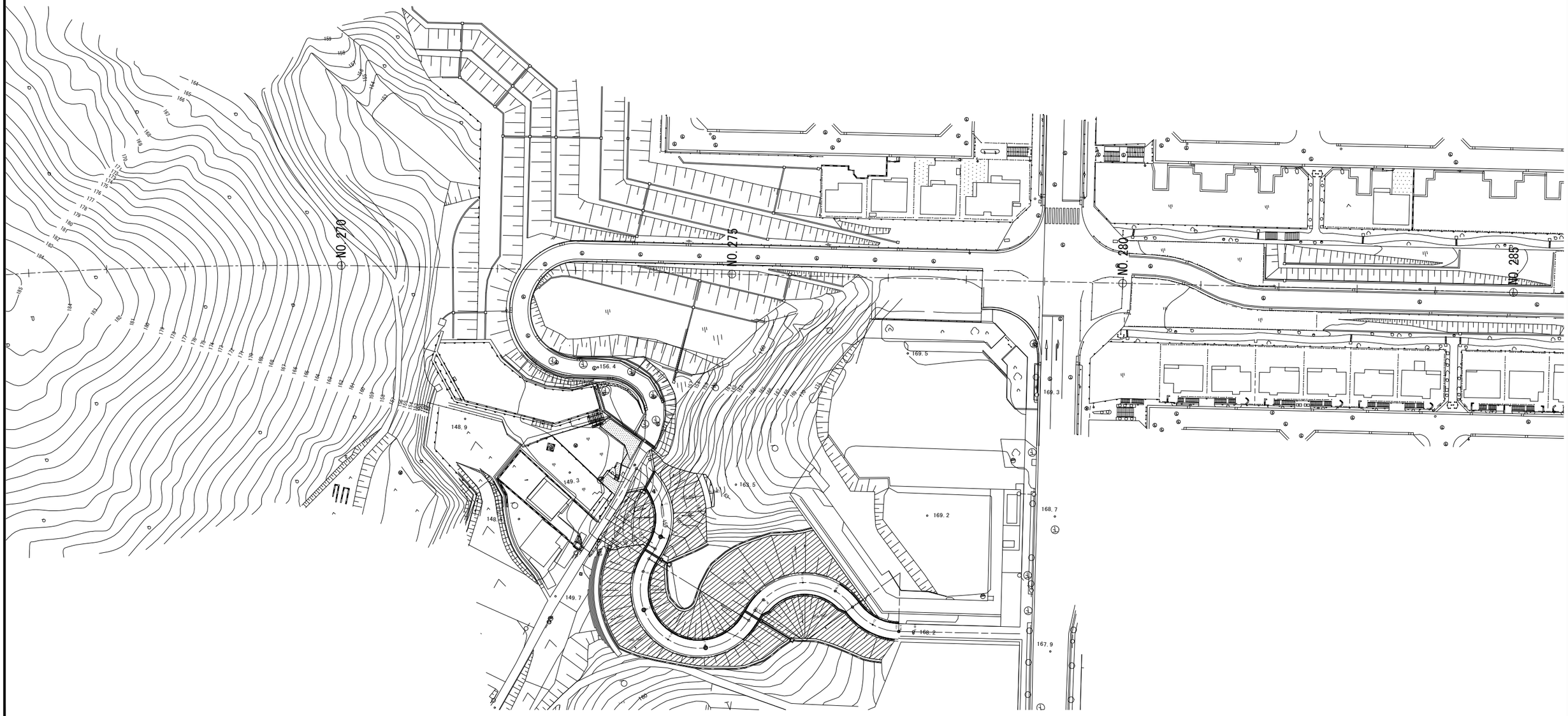

除草工

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(15)		
縮　　尺	1:500	図面番号	55 の 51
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

平 面 図 (16)　S=1:500

（国道20号BP保全）

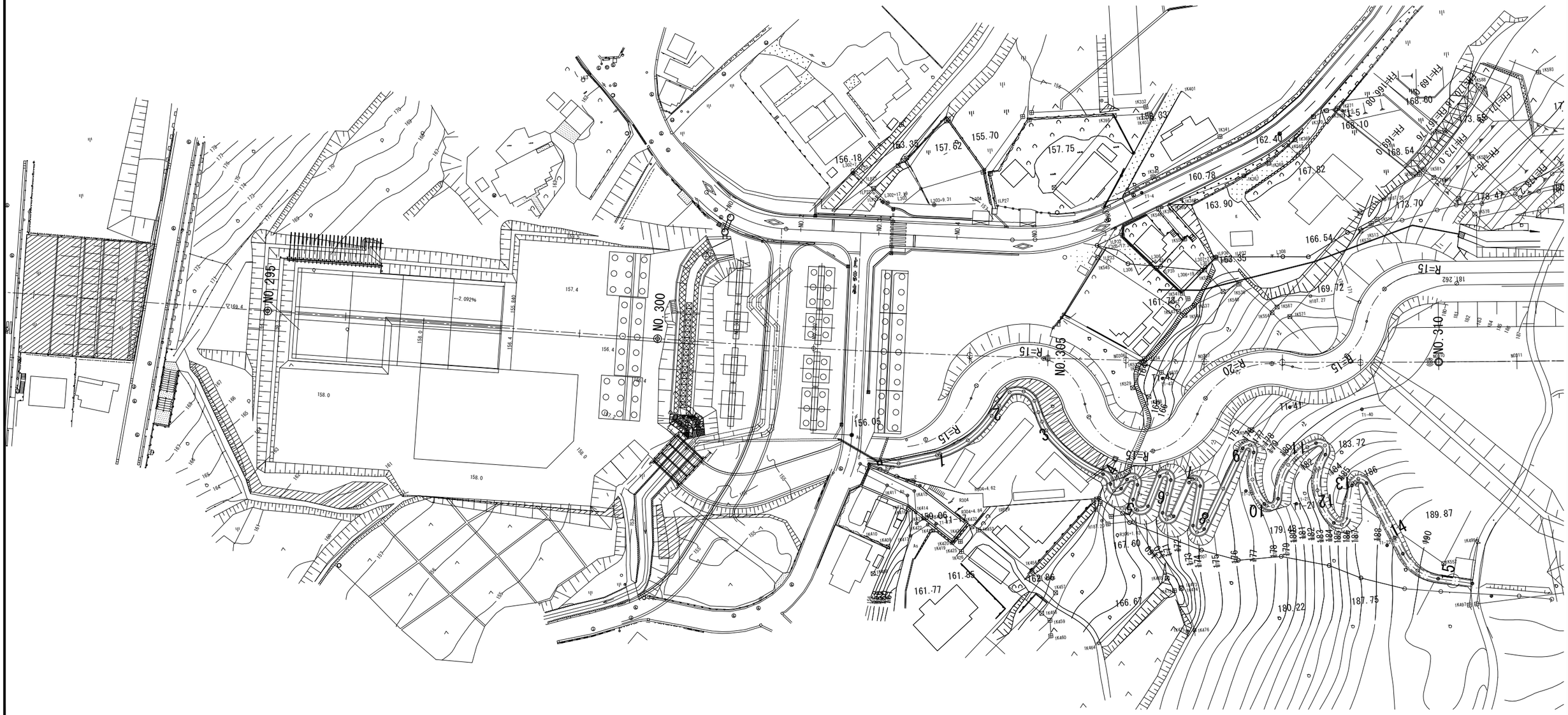

除草工

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(16)		
縮　尺	1:500	図面番号	55 の 52
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平 面 図(17) S=1:500
（国道20号BP保全）

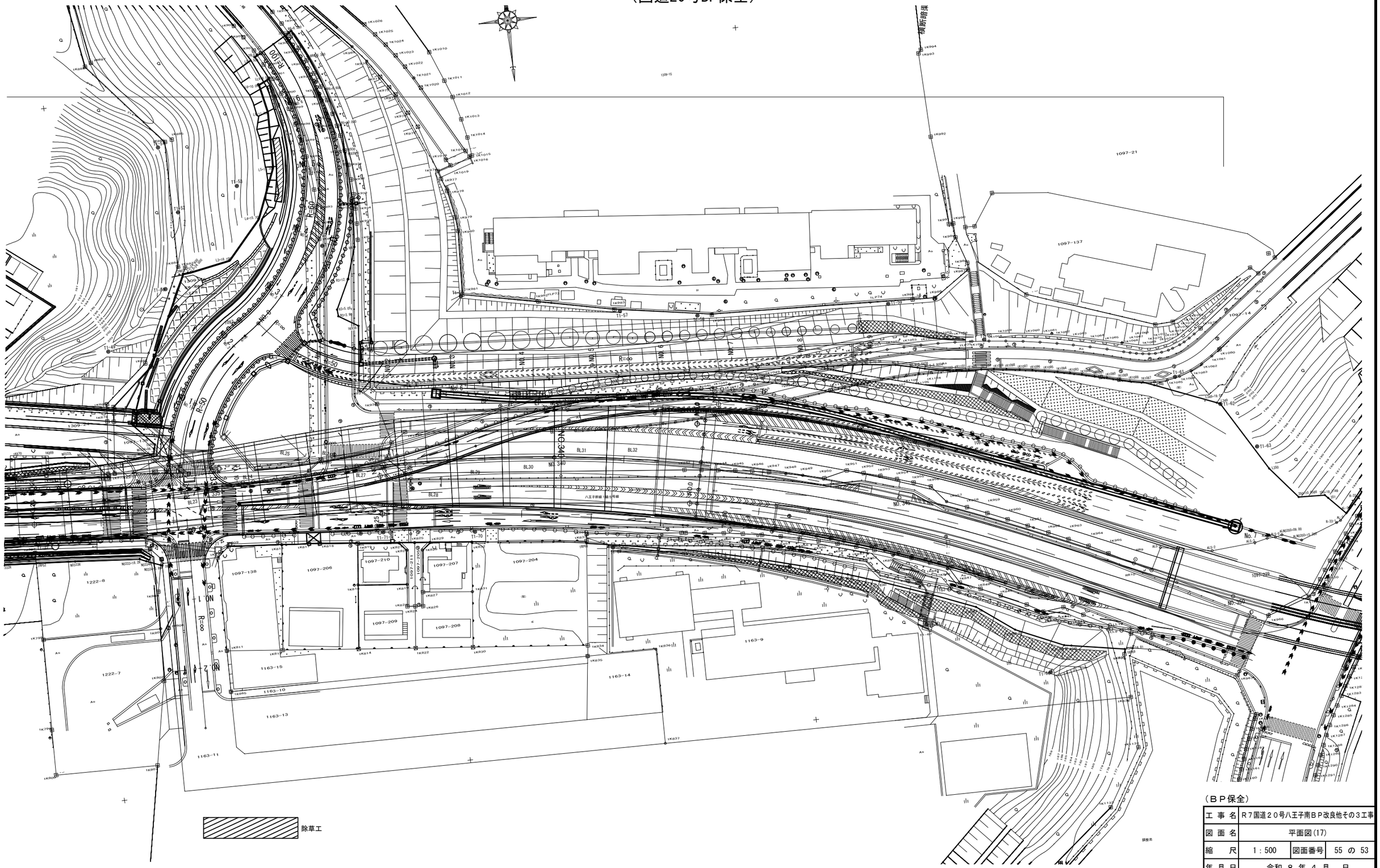

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（ＢＰ保全）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	平面図(17)		
縮 尺	1 : 500	図面番号	55 の 53
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

数量総括表(1)

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	摘 要
道路改良【寺田地区】		式	1	
道路土工		式	1	
掘削工(ICT)		m3	1	
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾞﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3	4,000	
残土処理工		式	1	
土質改良		m3	4,000	
土砂等運搬(現場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	4,000	
残土等処分		m3	4,000	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	
道路改良【館地区】		式	1	
舗装工		式	1	
橋面防水工		式	1	
橋面防水車道部	塗膜防水	m2	191	
橋面防水歩道部	塗膜防水	m2	43	
調整ｺﾝｸﾘｰﾄ車道部	18-8-25（高炉）	m3	5	
嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ歩道部	18-8-25（高炉）	m3	8	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工【ゆりのき台跨道橋】		式	1	
基層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 40ｍｍ 3.0m超	m2	201	
表層(車道・路肩部)	改質Ⅱ型密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ 3.0m超	m2	201	
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	43	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工【市道796号】		式	1	
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	1,160	
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	1,150	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ3.0m超	m2	1,100	
中間層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ3.0m超	m2	1,100	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ3.0m超	m2	1,100	
上層路盤(歩道部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 70ｍｍ	m2	370	
表層(歩道部)	再生細粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 30ｍｍ1.4m以上	m2	370	
防護柵工		式	1	
路側防護柵工		式	1	
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	塗装品 Gr-C-4E 50m以上100m未満 曲線部補正有	m	93	
防止柵工		式	1	
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m	141	
区画線工		式	1	
区画線工		式	1	
溶融式区画線(1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	443	
溶融式区画線(2)	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	124	

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	摘 要
張出歩道工		式	1	
張出歩道工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
張出歩道		m	53	
現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25（高炉）	m3	5	
階段工		式	1	
床掘り(掘削)	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
階段(1)		m2	10	
階段(2)		m2	2	
階段(3)		m2	13	
排水構造物工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
側溝工		式	1	
函渠型側溝		m	146	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝(1)	PU1-B300-H300	m	220	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝(2)	PU2-B300-H300	m	18	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝(3)	PU1-B450-H450	m	13	
管渠工		式	1	
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	φ600	m	27	
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1	
現場打ち集水桝(1)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水桝(2)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	2	
現場打ち集水桝(3)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	2	
現場打ち集水桝(4)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水桝(5)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水桝(6)	現場打材 18-8-25（高炉） W/C指定なし 法面作業補正無	箇所	1	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	
道路改良【八王子南BP保全】		式	1	
道路土工		式	1	
残土処理工		式	1	

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	数量総括表(1)		
縮 尺	―	図面番号	55 の 54
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

数量総括表(2)

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	摘 要
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3	6,000	
土質改良		m3	6,000	
土砂等運搬(仮置き場～処分場)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	6,000	
残土等処分		m3	6,000	
除草工		式	1	
道路除草工		式	1	
道路除草(複合)		m2	50,000	
除草処分		m2	50,000	
巡視･巡回工		式	1	
道路巡回工		式	1	
通常巡回		回	31	
応急処理工		式	1	
応急処理作業工		式	1	
応急作業		式	1	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	数量総括表(2)		
縮 尺	―	図面番号	55 の 55
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その6)（別途施工）

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置
3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工
4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架
8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③
9. 階段施工③、汚水・雨水付替

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水（HP）
- 汚水（D）
- 水道（W）
- ガス（G）

側 面 図 S=1:250

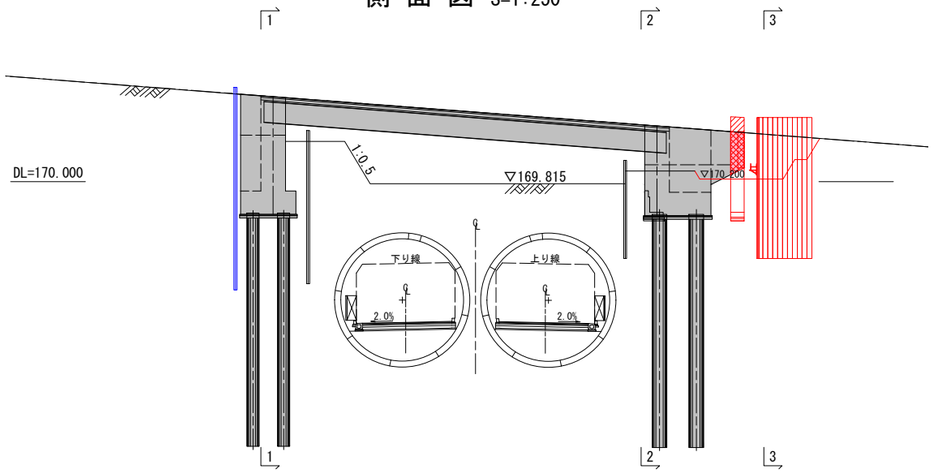

1 － 1 断 面 図 S=1:200

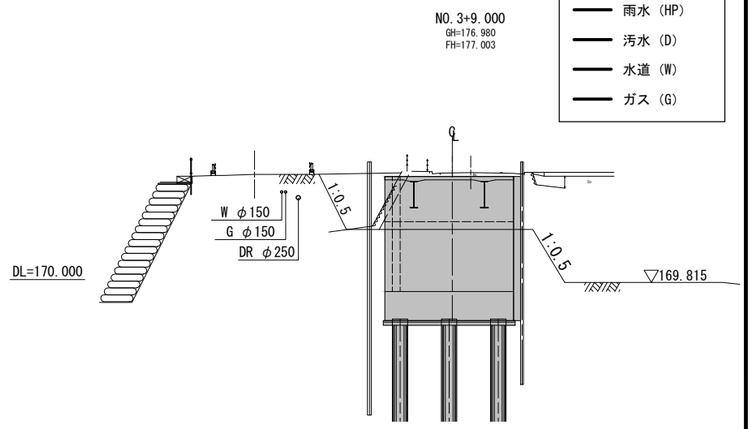

2 － 2 断 面 図 S=1:200

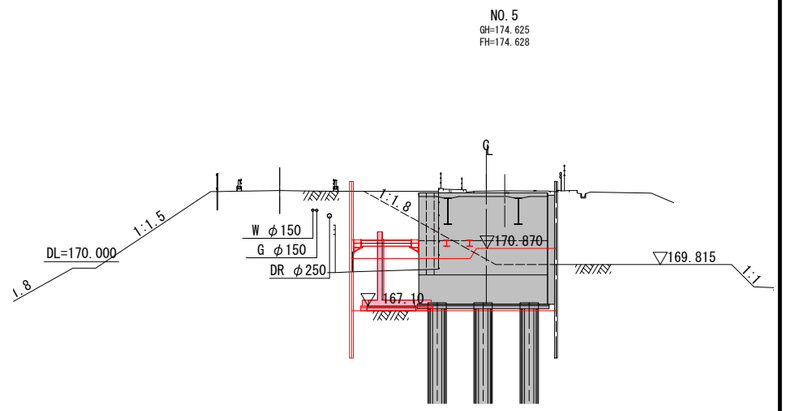

3 － 3 断 面 図 S=1:200

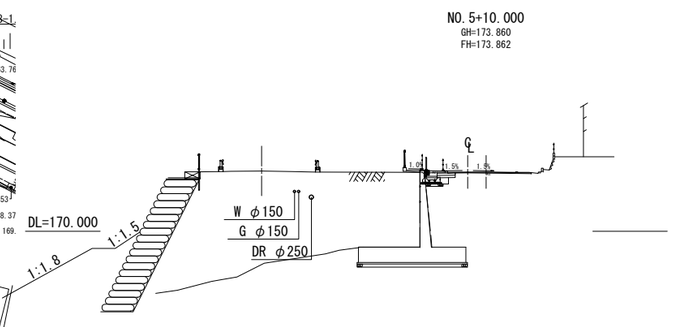

平 面 図 S=1:250

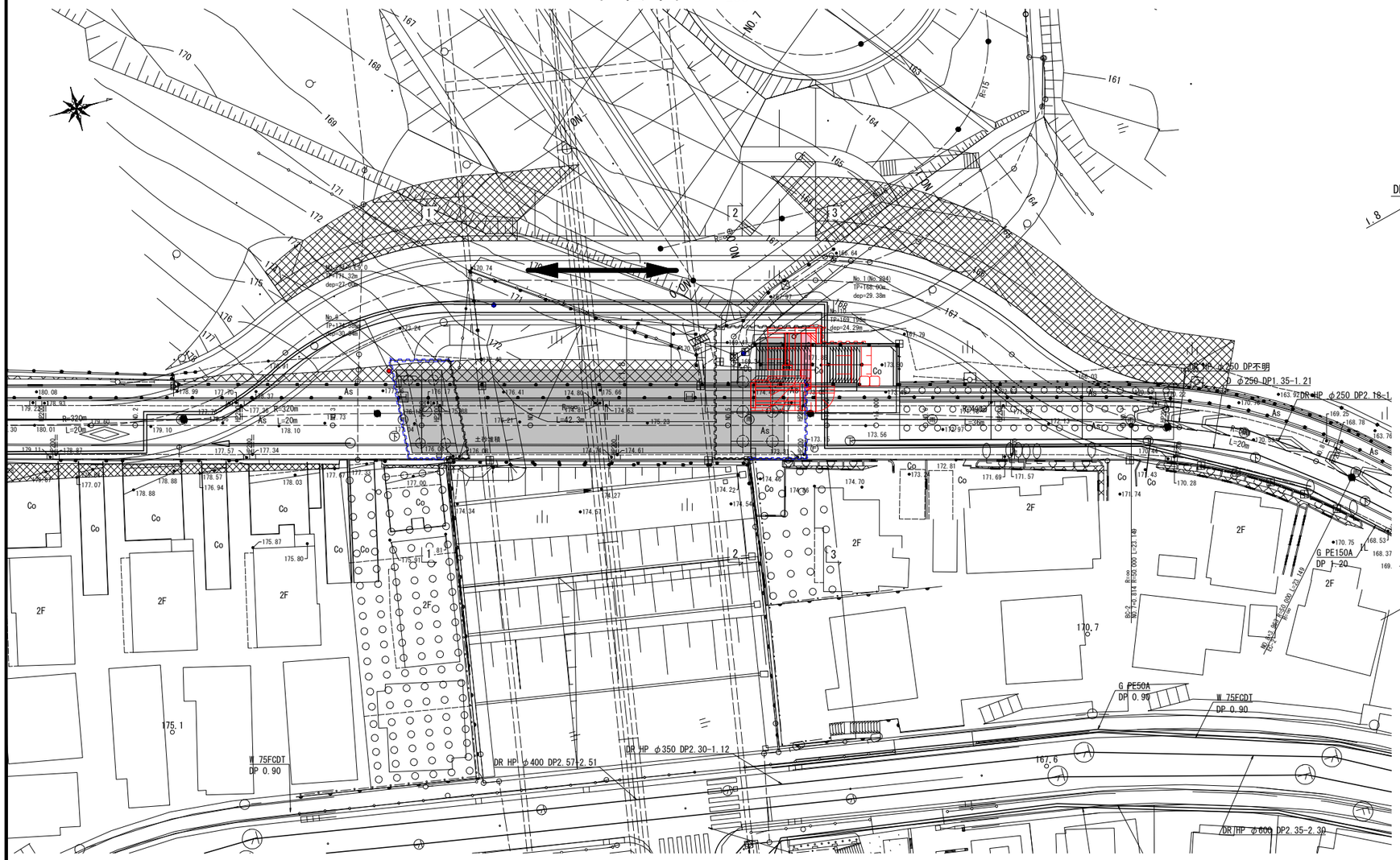

（参考図）

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その6)		（参考図）
縮 尺	図示	図面番号	参6 － 1
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その7)

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置
3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工
4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架
8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③
9. 階段施工③、汚水・雨水付替

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水 (HP)
- 汚水 (D)
- 水道 (W)
- ガス (G)

側 面 図 S=1:250

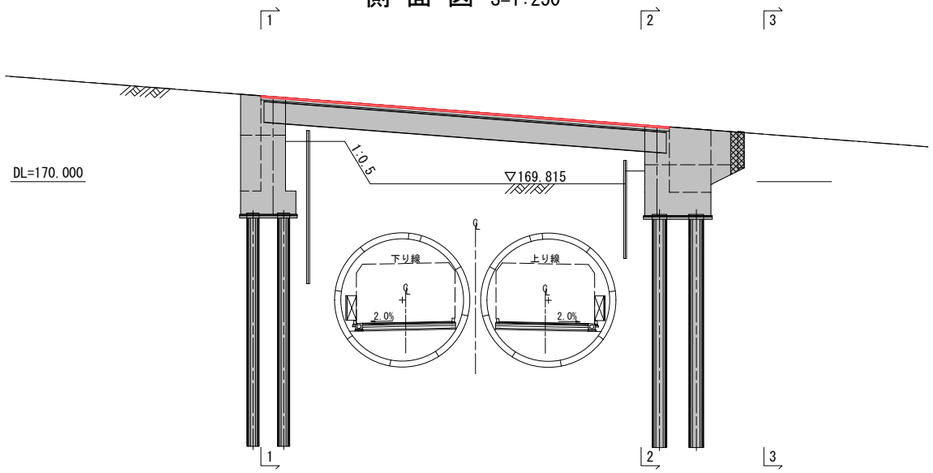

1 － 1 断 面 図 S=1:200

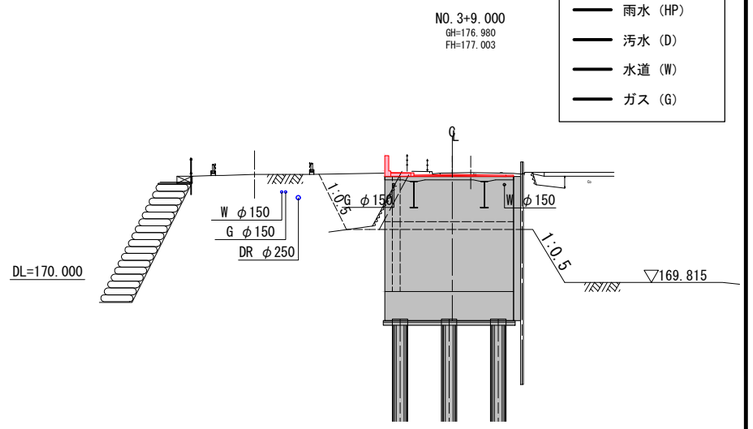

2 － 2 断 面 図 S=1:200

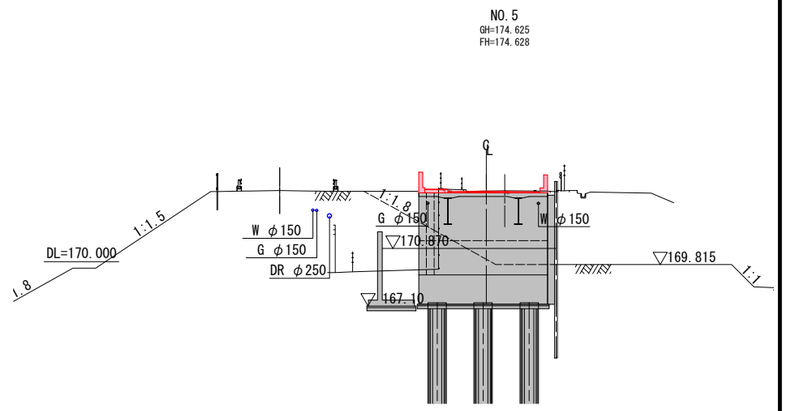

平 面 図 S=1:250

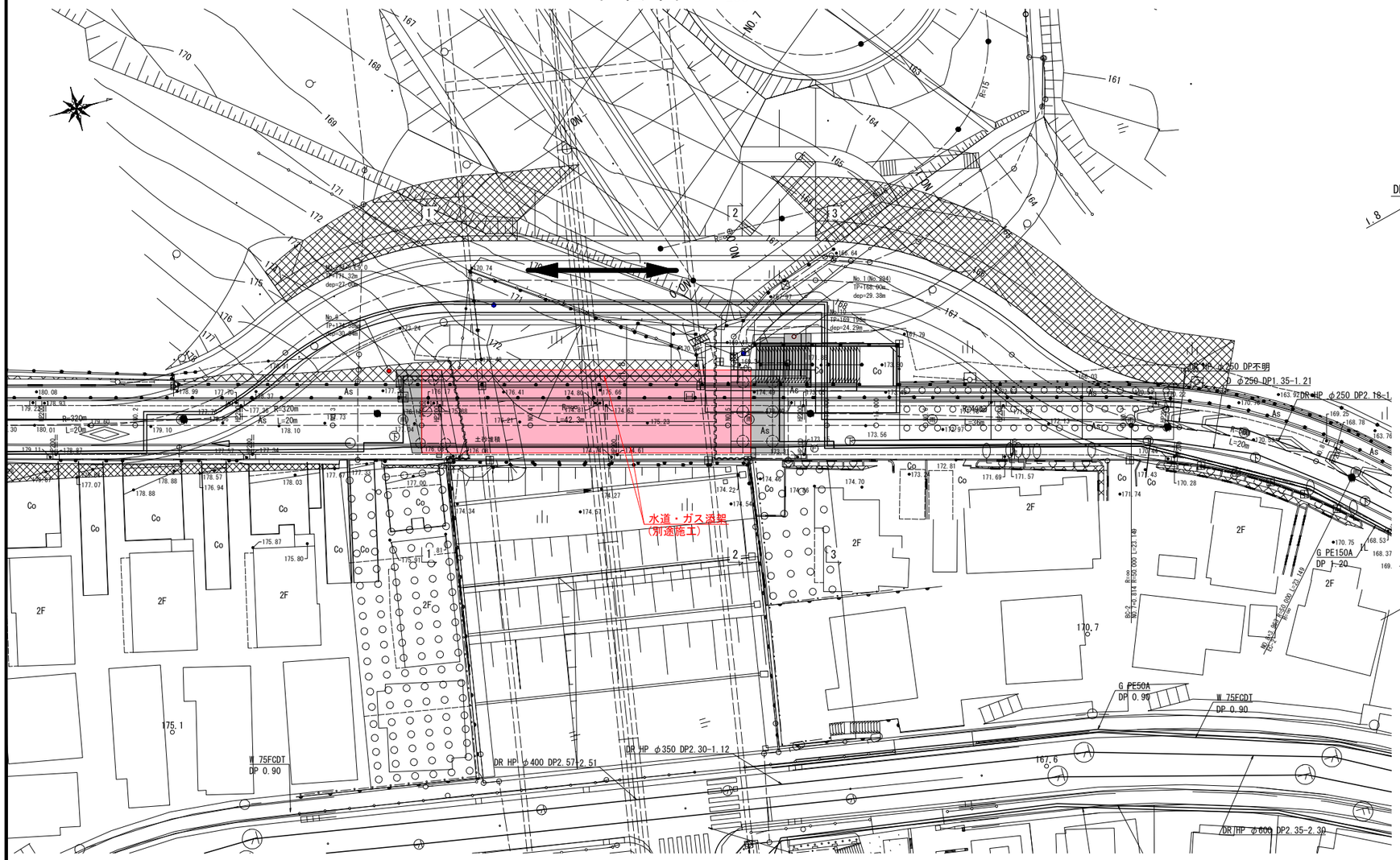

3 － 3 断 面 図 S=1:200

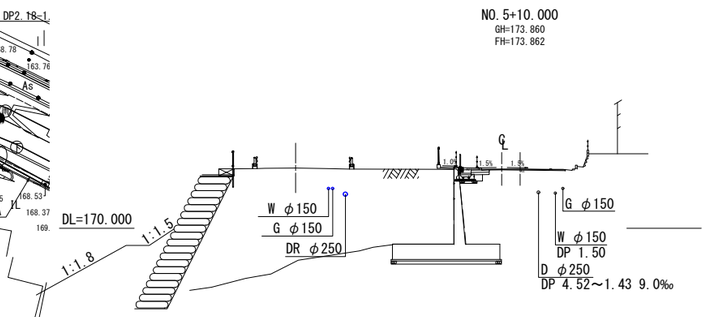

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

（参考図）

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その7)		（参考図）
縮 尺	図示	図面番号	参6 － 2
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-1)

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置

3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工

4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架

8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③

9. 階段施工③、汚水・雨水付替

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水 (HP)
- 汚水 (D)
- 水道 (W)
- ガス (G)

側 面 図 S=1:250

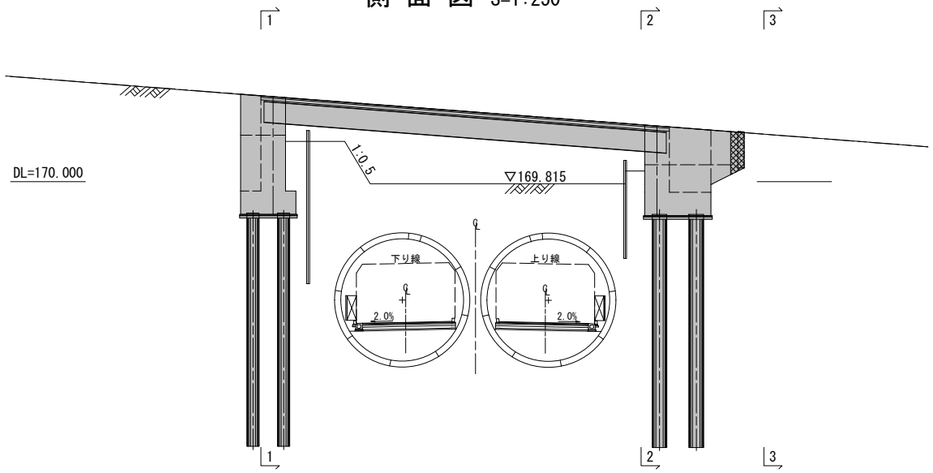

1 － 1 断 面 図 S=1:200

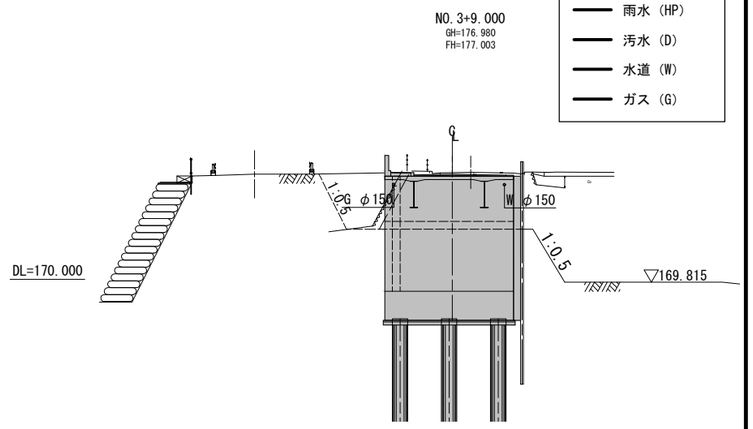

2 － 2 断 面 図 S=1:200

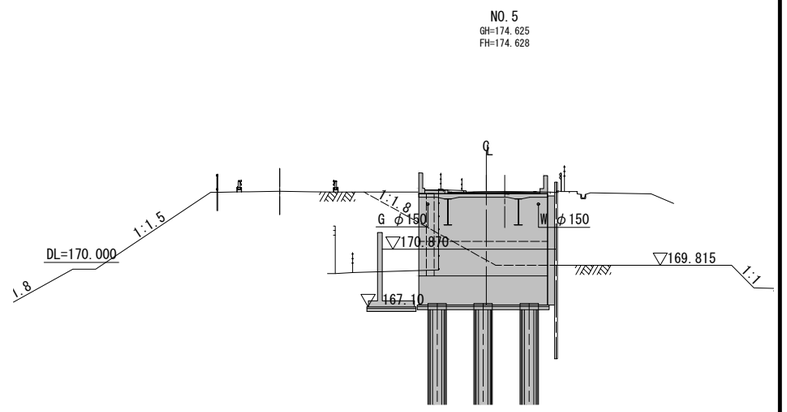

3 － 3 断 面 図 S=1:200

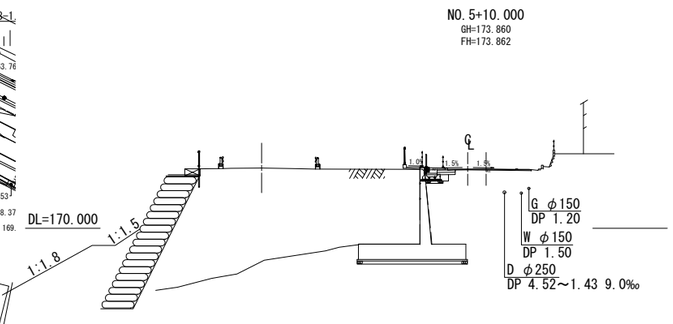

平 面 図 S=1:250

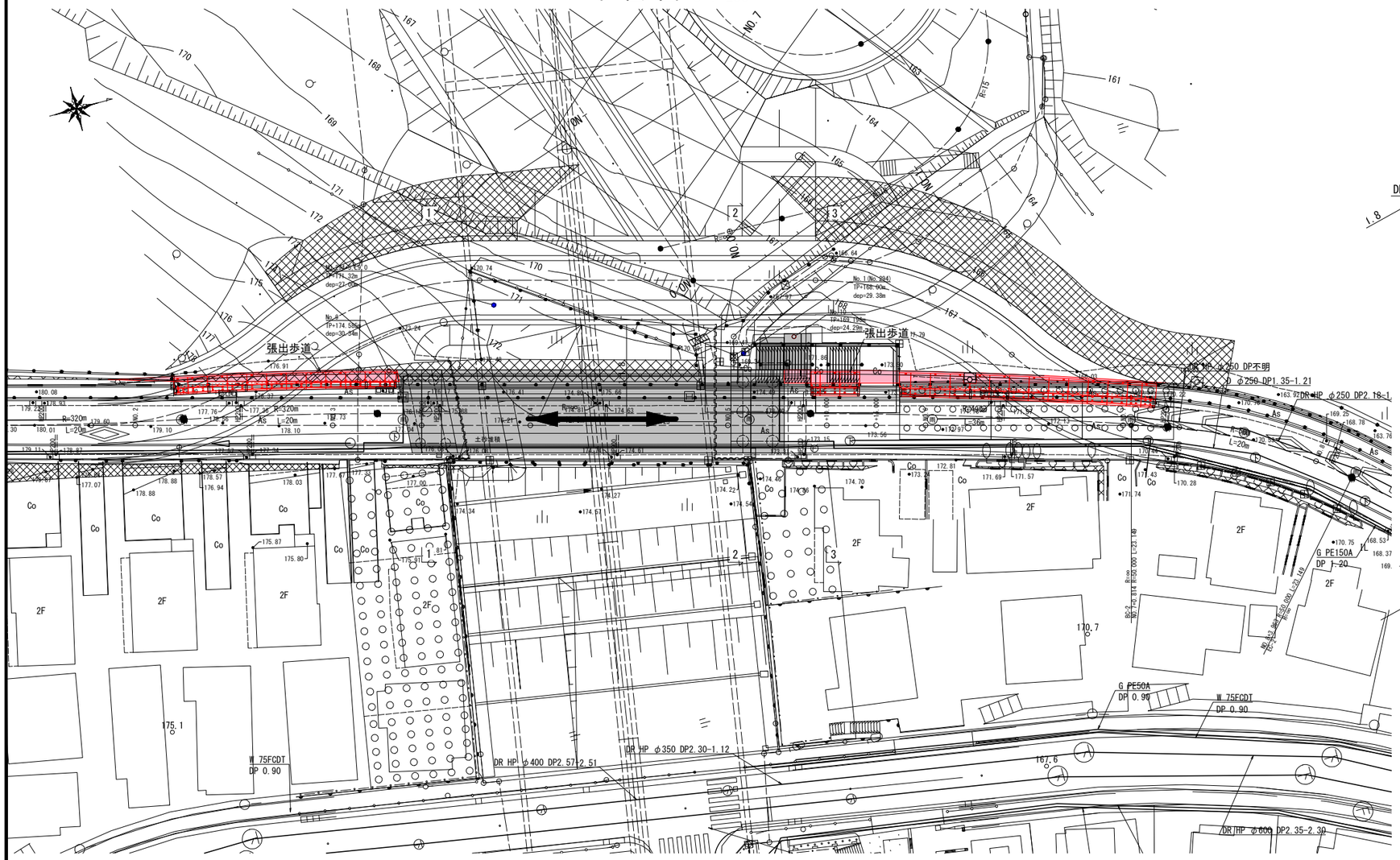

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（参考図）

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-1)	（参考図）	
縮 尺	図示	図面番号	参6 － 3
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-2)(別途施工)

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置
3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工
4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架
8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③
9. 階段施工③、汚水・雨水付替

側 面 図 S=1:250

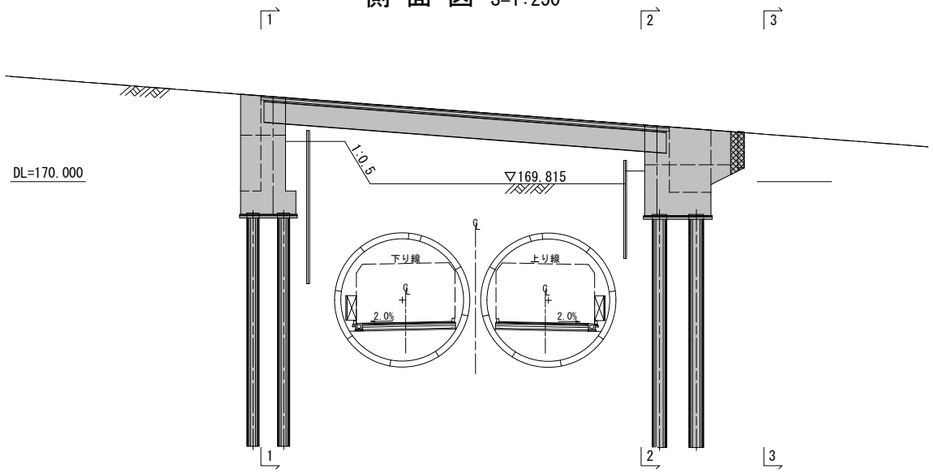

1 － 1 断 面 図 S=1:200

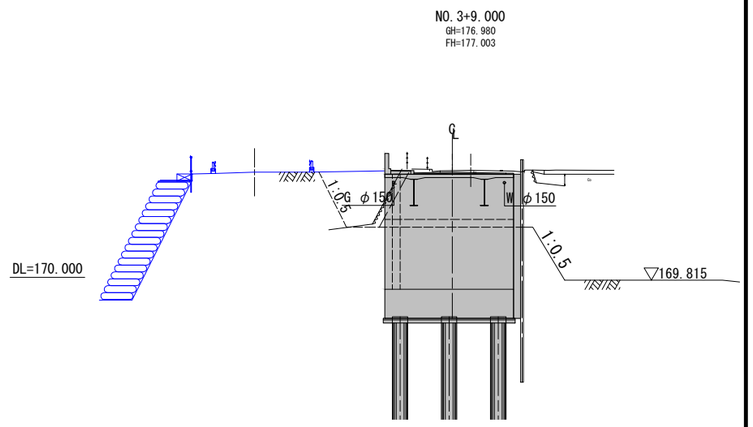

2 － 2 断 面 図 S=1:200

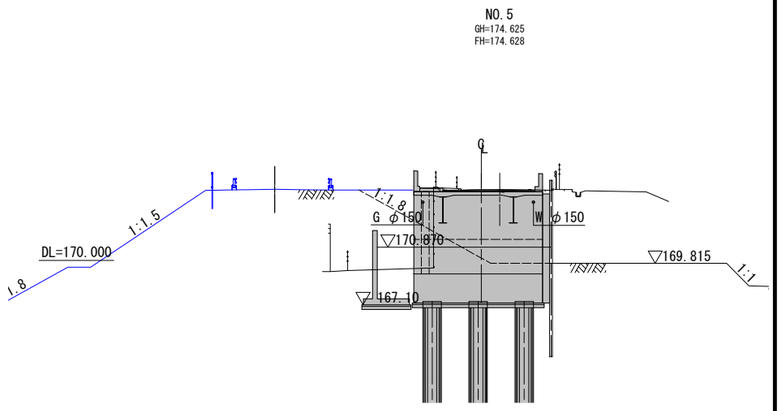

3 － 3 断 面 図 S=1:200

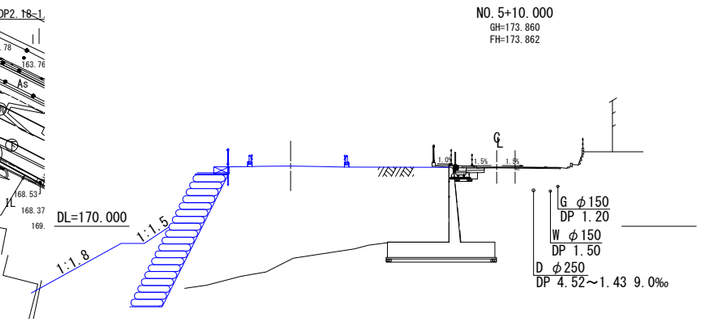

平 面 図 S=1:250

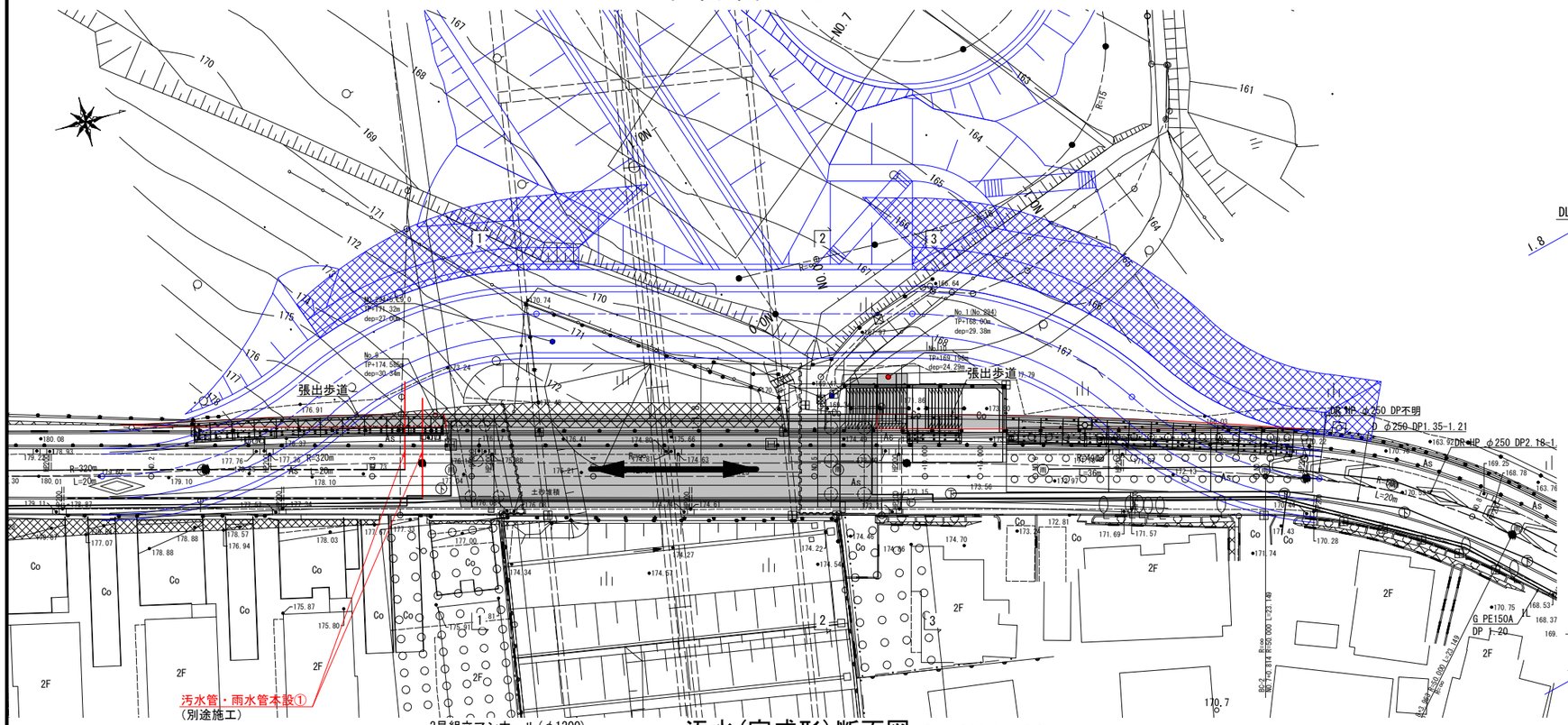

汚水(完成形)断面図 S=1:200 (別途施工)

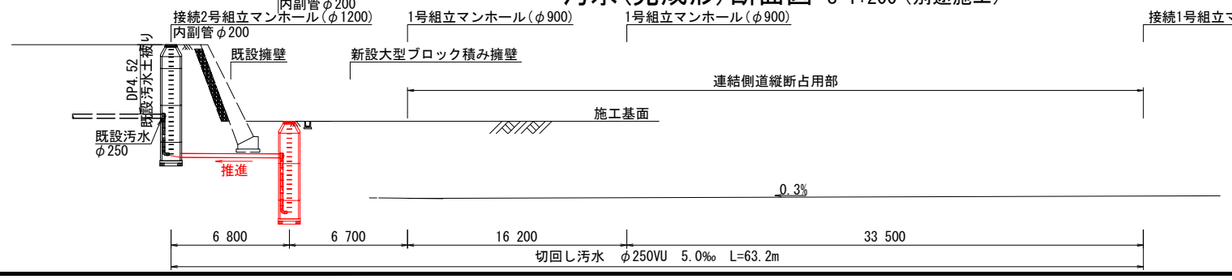

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水 (HP)
- 汚水 (D)
- 水道 (W)
- ガス (G)

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(参考図)

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-2) (参考図)		
縮 尺	図示	図面番号	参6 － 4
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-3)(別途施工)

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置
3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工
4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架
8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③
9. 階段施工③、汚水・雨水付替

側 面 図 S=1:250

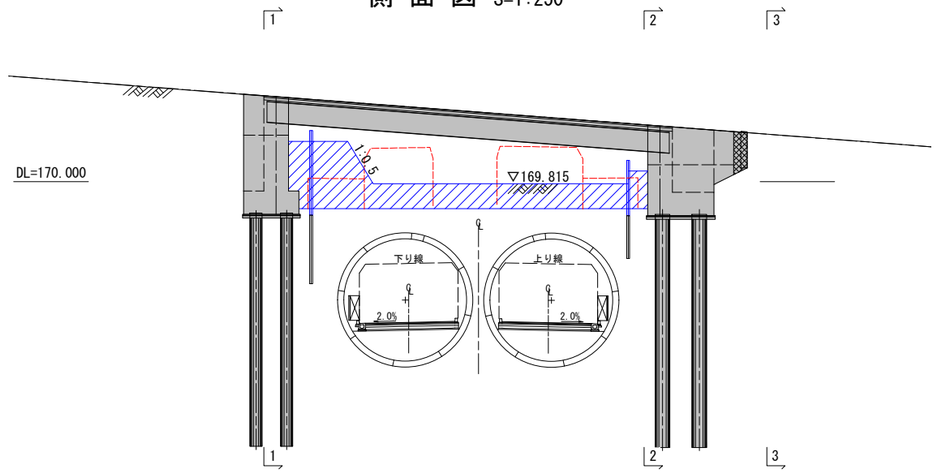

1 － 1 断 面 図 S=1:200

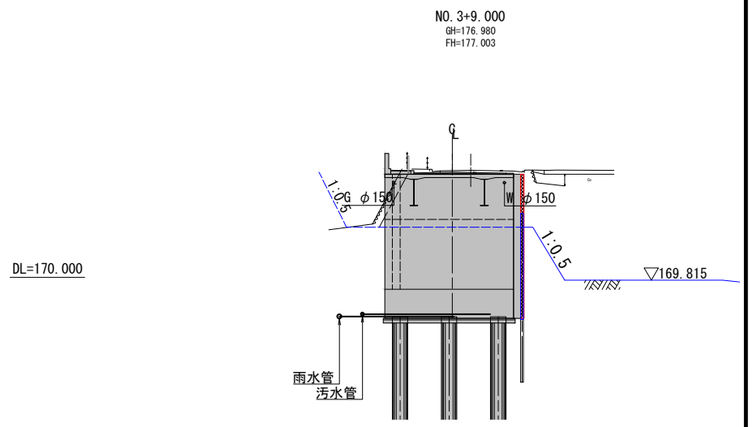

2 － 2 断 面 図 S=1:200

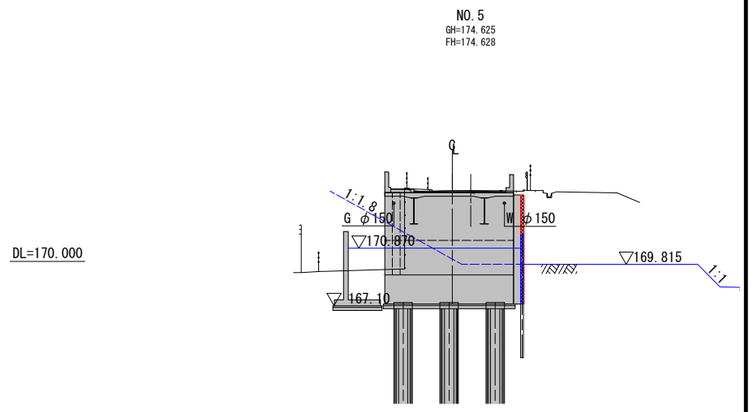

3 － 3 断 面 図 S=1:200

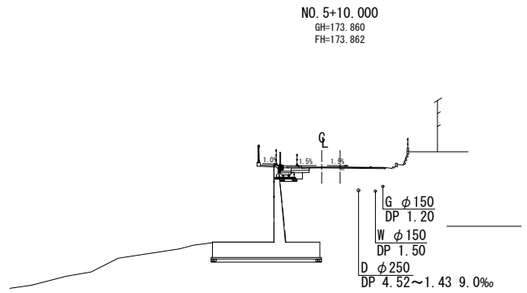

平 面 図 S=1:250

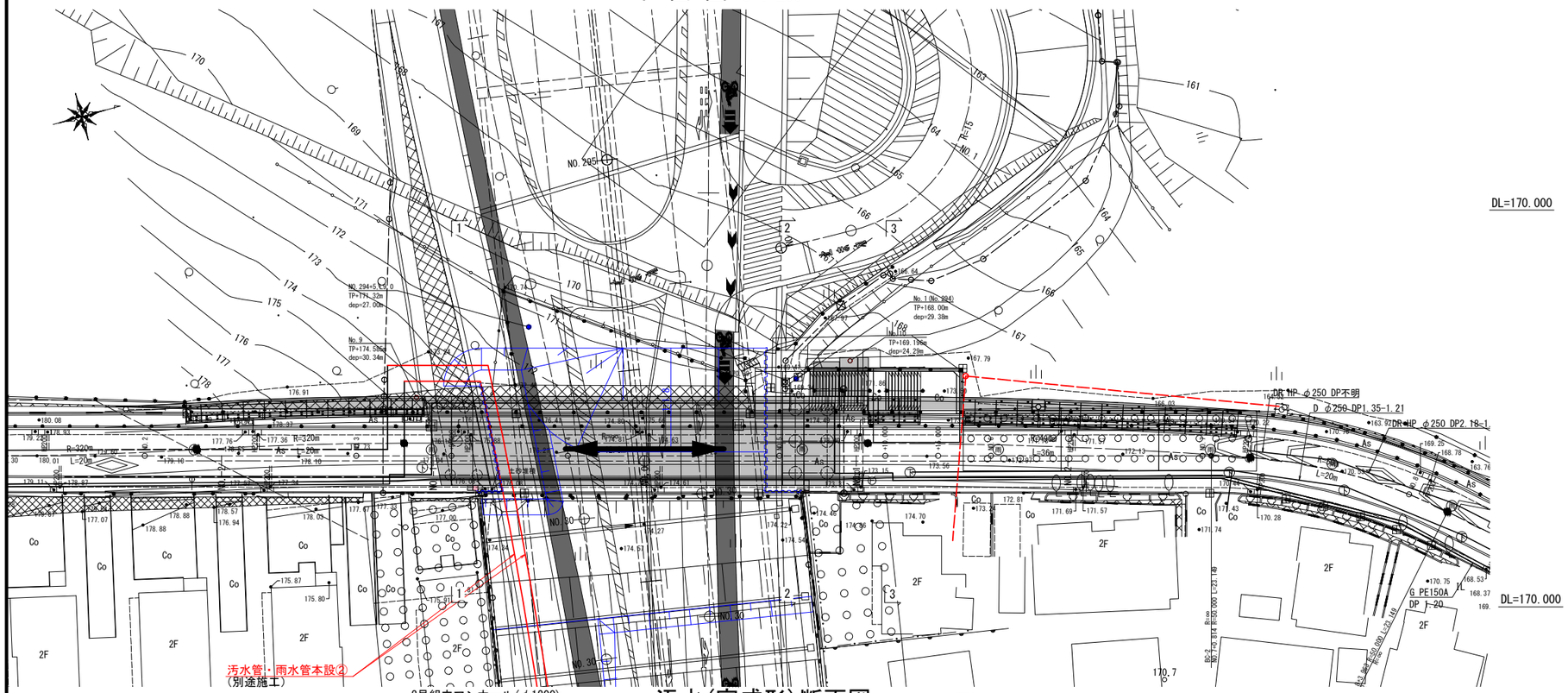

汚水(完成形)断面図 S=1:200(別途施工)

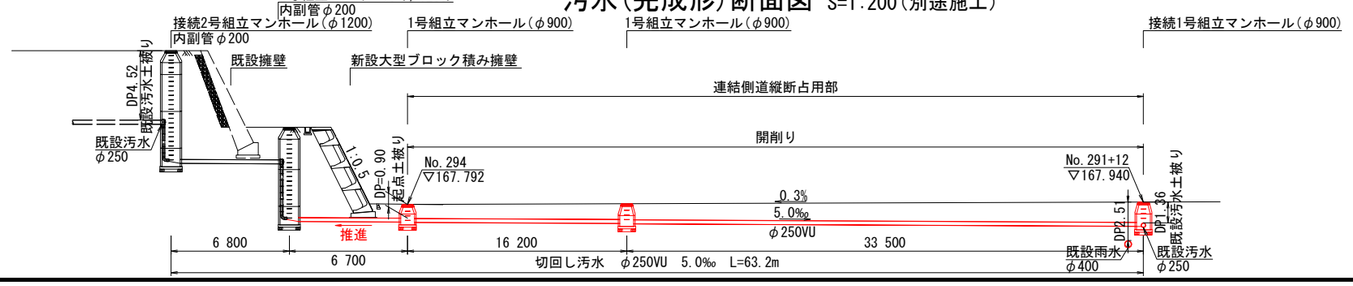

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水 (HP)
- 汚水 (D)
- 水道 (W)
- ガス (G)

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、このエ事の入札日までとする。

(参考図)

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その8-3) (参考図)		
縮 尺	図示	図面番号	参6 ― 5
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その9)

1. 汚水管切り回し
2. 市道切り回し、架空・埋設物件切り回し、ブロック積部分撤去
   工事用道路設置
3-1. A1,A2民地側鋼矢板打設(初期圧入)
3-2. ヤード造成(盛土)、A1基礎工、A1背面側鋼矢板施工
3-3. ヤード造成(掘削)、階段擁壁部分撤去、砂置換、A2基礎施工
3-4. A1,A2鋼矢板施工
4. 支保工設置、階段施工①、下部工躯体構築、裾壁①、支保工撤去
5. 鋼矢板切断(前面)、上部工施工、裾壁②
6. 階段施工②、埋戻し、鋼矢板撤去
7. 橋面工、ガス・水道橋梁添架
8-1. ブロック擁壁設置、張出歩道施工
8-2. 盛土撤去、汚水管・雨水管本設
8-3. 桁下掘削、鋼矢板切断、裾壁③
9. 階段施工③、汚水・雨水付替

凡 例

- 設置
- 撤去
- 雨水 (HP)
- 汚水 (D)
- 水道 (W)
- ガス (G)

側 面 図 S=1:250

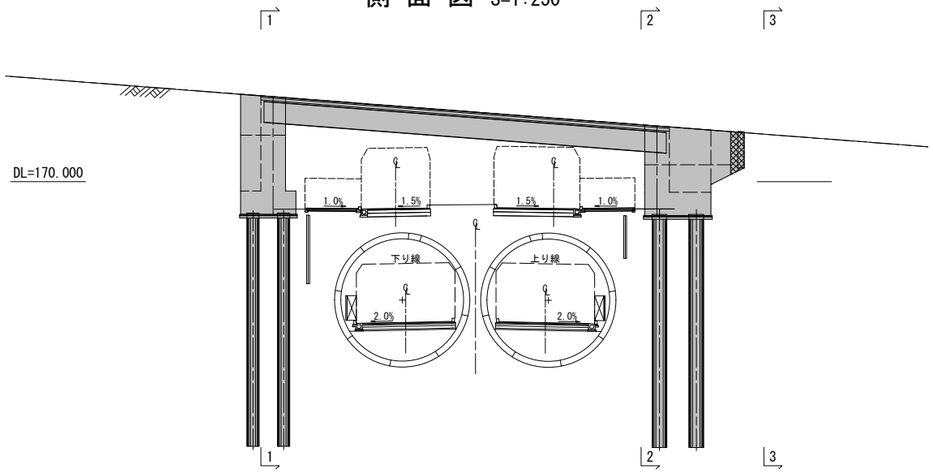

1 － 1 断 面 図 S=1:200

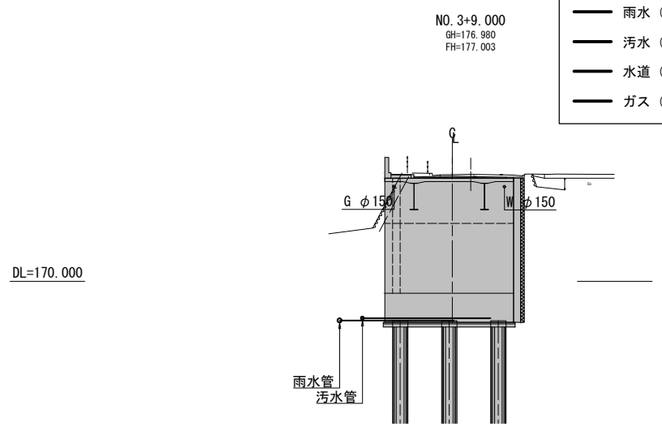

2 － 2 断 面 図 S=1:200

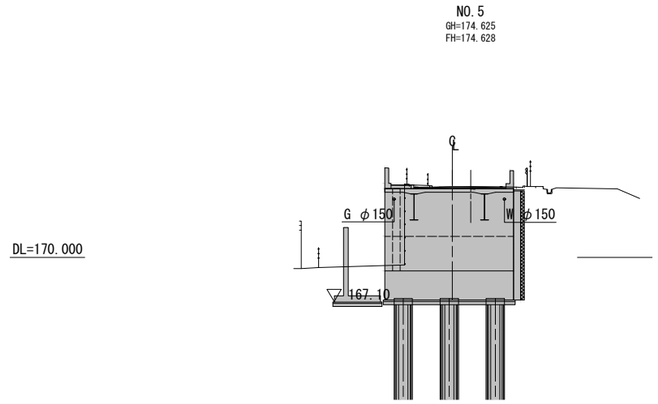

3 － 3 断 面 図 S=1:200

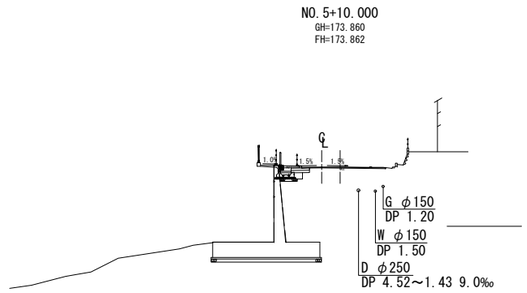

平 面 図 S=1:250

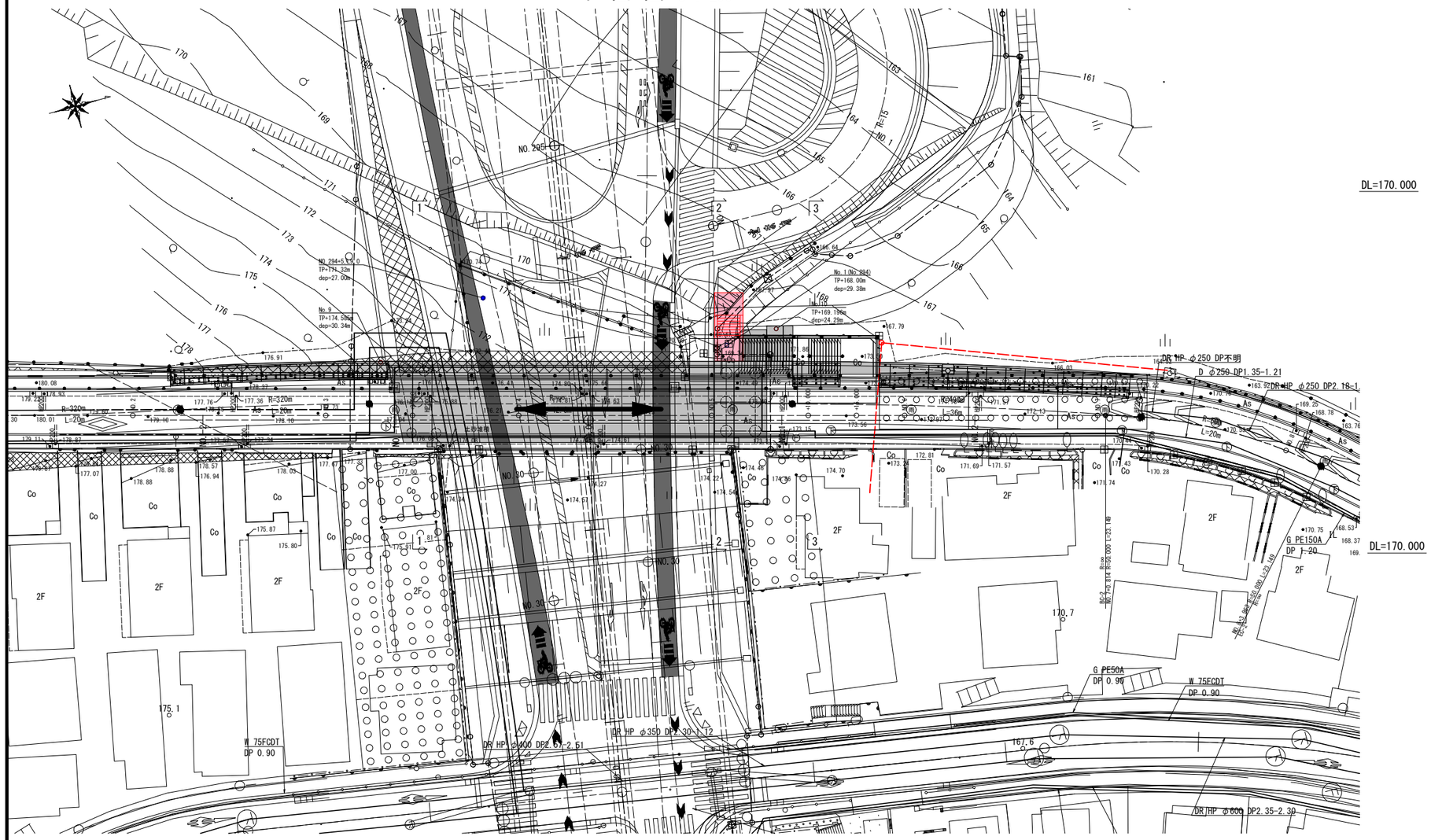

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（参考図）

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、このエ事の入札日までとする。

工 事 名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ改良他その３工事		
図 面 名	ゆりのき台跨道橋 施工ステップ図(その9) （参考図）		
縮 尺	図示	図面番号	参6 － 6
年 月 日	令和 ８ 年 ４ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		